行きたい
住みたい
つながりたい
世界へはばたく
瀬戸内元気都市みはら

みはら元気創造プラン
（三原市長期総合計画 後期基本計画）

令和2年3月

三 原 市

はじめに

本市では，平成27（2015）年３月に，『行きたい　住みたい　つながりたい　世界へはばたく　瀬戸内元気都市みはら』を基本理念とする「三原市長期総合計画基本構想」と，この構想を実現するための「みはら元気創造プラン（前期基本計画）」を策定いたしました。

以来，この計画に基づき，駅前東館跡地の整備・活用などによる中心市街地の活性化や，本郷産業団地をはじめとした企業誘致，瀬戸内三原　築城450年事業を契機とした観光振興，木原道路の整備推進などによる「活力づくり」と，学校施設の耐震化や，子育て支援，健康寿命の延伸，消防・防災体制の強化などによる「安心づくり」に取り組んでまいりました。

また，事業レビューや行政評価などを通じた行財政改革による，効率的・効果的な行政経営にも努めてきたところであります。

一方，平成30（2018）年７月の西日本豪雨災害では，本市におきましても甚大な被害が発生し，この災害からの早期の復旧・復興を実現することが必要であります。加えて，人口減少や少子高齢化，経済・社会環境の多様化・高度化，自然災害や感染症など様々なリスクへの対策など，本市を取り巻く社会状況の変化に迅速かつ的確に対応するとともに，市民が将来に向かって夢や希望を持って暮らし続けられるまちづくりを進めていくことが求められていると考えております。

こうしたことを踏まえ，長期総合計画基本構想の中間年次にあたり，前期５年間の取組の成果や課題を検証し，令和2（2020）年度から令和６（2024）年度までを計画期間とする「みはら元気創造プラン（後期基本計画）」を策定いたしました。

これから５年間，市としてめざすのは「持続可能なまちづくり」であり，「人口９万人の維持」と「市民満足度の向上」を目標に掲げ，５つの基本目標に基づく取組と，これらの基盤となる行財政改革に取り組んでまいります。

市民の皆様のご協力と，市議会をはじめ関係機関のご支援を心からお願い申し上げますとともに，この計画の策定にあたり，多くの意見をいただきました関係機関や市民の皆様に心から感謝いたします。

三原市長　天満祥典

目　次

総論 …… 5
第１章　後期基本計画の策定にあたって …… 7
第１節　計画策定の趣旨 …… 7
第２節　計画策定の視点 …… 7
第３節　計画期間 …… 7
第４節　計画の構成 …… 7
第２章　後期基本計画策定の背景 …… 8
第１節　前期基本計画の進捗状況と課題 …… 8
第２節　社会情勢の変化 …… 10
第３節　主要指標の動向 …… 13
第４節　市民の想い …… 19
第５節　西日本豪雨災害からの復旧・復興 …… 22
第６節　本市のめざす方向 …… 24
第７節　計画の体系 …… 26

各論 …… 29
後期基本計画の読み方 …… 30
基本目標１　新しい三原をつくる協働のまち …… 32
政策1-1人権・男女共同参画 …… 32
施策1-1-1　人権教育・啓発の推進 …… 32
施策1-1-2　男女共同参画社会の形成 …… 34
政策1-2元気な地域 …… 36
施策1-2-1　地域づくり活動の活性化 …… 36
施策1-2-2　移住・定住の促進 …… 38
政策1-3市民協働 …… 40
施策1-3-1　市民協働のまちづくりの推進 …… 40
施策1-3-2　産学官金連携の推進 …… 42
基本目標２　地域の文化と多様な人材を育むまち …… 44
政策2-1教育 …… 44
施策2-1-1　学校教育の充実 …… 44
施策2-1-2　教育環境の整備・充実 …… 46
施策2-1-3　青少年の健全育成 …… 48
政策2-2生涯学習，文化・スポーツ …… 50
施策2-2-1　生涯学習の振興 …… 50
施策2-2-2　文化・芸術の振興 …… 52
施策2-2-3　歴史・文化財を活かしたまちづくり …… 54
施策2-2-4　スポーツの推進 …… 56
基本目標３　多様な産業と多彩な交流による活力あるまち …… 58
政策3-1商工業・サービス業 …… 58
施策3-1-1　工業の振興 …… 58
施策3-1-2　商業・サービス業の振興 …… 60
施策3-1-3　起業・経営・就労の支援 …… 62
政策3-2農林水産業 …… 64
施策3-2-1　農林水産業の担い手育成と生産振興 …… 64
施策3-2-2　農林水産基盤の保全と長寿命化 …… 66
政策3-3観光・交流 …… 68

施策3-3-1　地域資源を活かした観光６次産業化の推進 ……68
施策3-3-2　国際化の推進 ……70
政策3-4交流・連携基盤 ……72
施策3-4-1　快適で安全な道路網の形成 ……72
施策3-4-2　空港・港湾を活かしたまちづくり ……74
施策3-4-3　ICT（情報通信技術）を活かしたまちづくり ……76
施策3-4-4　中心市街地の活性化 ……78
基本目標４　健やかに暮らせる人に優しいまち ……80
政策4-1子ども・子育て ……80
施策4-1-1　多様な教育・保育サービスの充実 ……80
施策4-1-2　子ども・子育て支援の充実 ……82
政策4-2健康・医療 ……84
施策4-2-1　健康づくりの推進 ……84
施策4-2-2　医療体制の構築 ……86
政策4-3福祉・介護 ……88
施策4-3-1　長寿社会対策の推進 ……88
施策4-3-2　障害者福祉の充実 ……90
施策4-3-3　社会保障制度の適正な運営 ……92
基本目標５　安心して快適・安全に住み続けられるまち ……94
政策5-1防災 ……94
施策5-1-1　災害対応力の強化 ……94
施策5-1-2　災害に強いまちの構築 ……96
政策5-2生活の安全安心 …… 100
施策5-2-1　消防・救急体制の整備 …… 100
施策5-2-2　防犯活動・交通安全対策の推進 …… 102
施策5-2-3　消費者・生活者の安心の確保 …… 104
政策5-3環境 …… 106
施策5-3-1　環境保全と低炭素まちづくりの推進 …… 106
施策5-3-2　循環型社会形成の推進 …… 108
政策5-4生活基盤 …… 110
施策5-4-1　計画的なまちづくりの推進 …… 110
施策5-4-2　都市・生活基盤の保全・整備 …… 112
施策5-4-3　安全でおいしい水の供給 …… 114
施策5-4-4　汚水の適正処理 …… 116
施策5-4-5　快適・安全な住まいづくり …… 118
施策5-4-6　持続可能な地域公共交通網の形成 …… 120
計画の実現に向けて …… 122
政策6-1効果的・効率的な行財政運営 …… 122
施策6-1-1　行財政改革の推進 …… 122
施策6-1-2　公共施設等マネジメントの推進 …… 124
政策6-2透明性の高い行政運営と情報発信 …… 126
施策6-2-1　戦略的・効果的な情報発信 …… 126
政策6-3地方分権型社会に対応した行政経営 …… 128
施策6-3-1　地域の自主性・自立性を高める取組の推進 …… 128

資料編 …… 131
第１部　三原市長期総合計画基本構想（平成27(2015)年３月策定） …… 132
第２部　市民の意見 …… 146
第３部　用語集 …… 162

総論

第１章　後期基本計画の策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨

平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間を計画期間とする長期総合計画の基本構想における将来像の実現に向け，平成31（2019）年度までの前期5年間の施策や個別事業の取組の検証等を通じて，令和2（2020）年度から5年間の施策の基本方針及び目標を定める「三原市長期総合計画後期基本計画」を策定します。

第２節　計画策定の視点

後期基本計画は，次の視点を踏まえ策定します。

- ☞ 前期基本計画の進捗状況と課題
- ☞ 社会情勢の変化
- ☞ 市の主要指標の動向
- ☞ 市民の想い
- ☞ 西日本豪雨災害からの復旧・復興

第３節　計画期間

この基本計画は，令和2（2020）年度を初年度とし，令和6（2024）年度を計画期間とする5カ年計画とします。

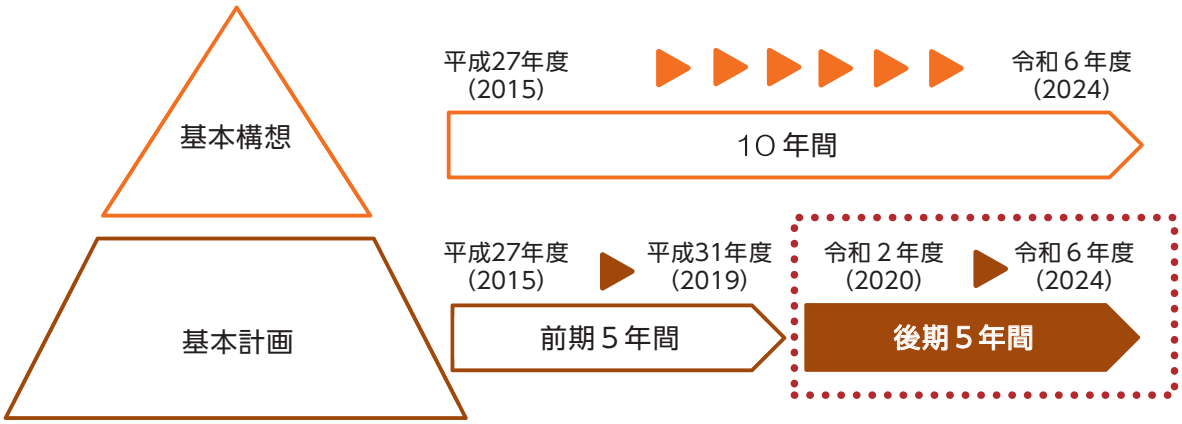

第４節　計画の構成

この基本計画は，「総論」「各論」によって構成します。

第２章　後期基本計画策定の背景

第１節　前期基本計画の進捗状況と課題

前期基本計画の計画期間である，平成27（2015）年～平成31（2019）年までの5年間における各施策の進捗状況や課題は次のとおりで，これらを踏まえ，後期基本計画の策定につなげます。

(1) 新しい三原をつくる協働[1]のまち

地域活動について，中山間地域では地域計画の策定を通じ，自主的な取組が広がるとともに，企業や大学等との連携・協力による課題解決の取組など，多様な主体の力で多彩な活動が生まれており，地域づくりの活性化や定住促進などの「元気な地域づくり」の政策や，産学官連携[2]をはじめとする「市民協働[3]」の政策において進捗が図られました。

後期計画に向けては，人口減少が進行するなか，市の元気の源になる「人」の力を活かすことが重要であり，地域が自ら課題解決や活性化に向けて取り組む活動を継続的に支援するほか，企業や大学に加え，新たに金融機関と連携した取組の展開や，市民活動団体等と連携した取組の充実・強化，女性の活躍推進などに取り組むことで，住みたいまちとしての魅力を高めていくことが必要です。

まちを支え元気にする取組を推進する人材の確保・育成などを通じて，「新しい三原をつくる協働のまち」をめざすことが重要です。

(2) 地域の文化と多様な人材を育むまち

将来を担う子どもたちについて，学力定着や体力・運動能力向上などの「学校教育の充実」や学校施設の耐震化などの「教育環境の整備・充実」の政策において進捗が図られました。一方，人生100年時代に向けて，生涯を通じて学ぶ機会を持つ「生涯学習の振興」などの政策について，充実を図ることが必要な状況となっています。

後期計画に向けては，情報化やグローバル化[4]などの社会的変化を踏まえ，教育・学習環境を整備するとともに，長寿化する社会構造を踏まえ，生涯にわたって自発的に学ぶことができ，スポーツに親しむことができる環境づくり，歴史・文化・芸術の振興などに取り組むことが必要です。

市と市民それぞれが積極的に学び，知る機会を求め，互いの独自性を認め合うことを通じて，「地域の文化と多様な人材を育むまち」をめざすことが重要です。

(3) 多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

市内工業団地への企業立地を中心とした「工業の振興」をはじめ，中心市街地活性化基本計画に基づく，空き店舗を活用した起業や駅前東館跡地整備事業など「中心市街地の活性化」などの政策の進捗が図られました。加えて，瀬戸内三原 築城450年事業により「観光のまち三原」の実現に向けた取組が進み，産業の活性化に効果がありました。

後期計画に向けては，引き続き，工業団地等への企業誘致に取り組むとともに，人材不足対策や農林水産業の担い手育成と生産振興，JR三原駅前の新たな集客拠点などを活用した中心市街地のにぎわい創出などに取り組むことが必要です。これに加えて，陸・海・空の交通結節機

能を活かしたインバウンド[5]を含む観光振興，人工知能（AI[6]）やIoT[7]をはじめとした先進技術を活用したまちづくりの推進により，市民生活・行政サービスの利便性向上や市内産業の生産性向上・競争力強化を図るなど，多様な産業と多彩な交流を生み出し，まちの活力につなげていく取組が必要です。

工業・農林水産業等の既存産業の育成・支援，企業誘致や起業支援などによる働く場としての魅力向上，商業や観光，にぎわい創出，それぞれの産業が連携して取り組む6次産業化[8]の推進など，さまざまなことに挑戦できる環境づくりを通じて，「多様な産業と多彩な交流による活力あるまち」をめざすことが重要です。

(4) 健やかに暮らせる人に優しいまち

放課後児童クラブの整備・拡充や乳幼児等医療費の軽減など「子ども・子育て」の政策において，一定のサービス向上が図られたものの，少子化傾向に歯止めがかかっていない状況があります。「福祉・介護」の政策においては，高齢者や障害のある人が，住み慣れた地域で安心して生活することを支援する体制整備が図られました。また，メンタルヘルス[9]に対する取組の拡充など，市民の健康づくりや地域医療の確保に取り組んできました。

後期計画に向けては，今後，支援を必要とする高齢者が増加すると予想されることから，在宅医療と介護の連携や地域で支え助け合う体制整備に引き続き取り組むことが必要であるとともに，人口の減少傾向抑制に向け，子どもを産み・育てやすい環境づくりの充実を図る取組が必要です。加えて，市民や地域社会の健康づくりへの意識高揚を図り，これを支える医療サービスの充実や人材不足への対応などの取組も必要です。

子どもも高齢者も障害者も，すべての世代が活躍でき，安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるとともに，妊娠・出産・子育てなど市民の希望をかなえる支援を通じて，「健やかに暮らせる人に優しいまち」をめざすことが重要です。

(5) 安心して快適・安全に住み続けられるまち

コミュニティFM放送の開局や自主防災組織の設立支援など，「災害対応力の強化」や，水道，下水道，街区，公園など「生活基盤」の政策について進捗が図られました。また，平成30年7月豪雨災害を踏まえたハード・ソフト両面からの防災・減災[10]対策など，市民の安全・安心を守る取組や，地球温暖化対策など，環境保全の取組等をさらに進めることが必要な状況となっています。

後期計画に向けては，豪雨災害からの復旧・復興に計画的かつ迅速に取り組むことに加え，人口減少・少子高齢化[11]を踏まえた「コンパクト＋ネットワーク」の考え方に基づき，日常生活の住み良さ向上に向け，生活機能の維持・確保や地域公共交通網の形成などの取組を進めていく必要があります。

災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめるとともに，生活・産業・交流の拠点性を高め，各拠点間をつなぐハード・ソフト両面の取組を通じて，「安心して快適・安全に住み続けられるまち」をめざすことが重要です。

第２節　社会情勢の変化

後期基本計画策定にあたっては，次のような社会状況の変化を的確に把握し，迅速かつ適正に対応していくことが求められています。

（1）人口減少と少子高齢化の進行

平成27（2015）年の国勢調査によると，日本の総人口は1億2,709万人となっており，平成22（2010）年の前回調査時に比べ約96万人減少し，本格的な人口減少社会が到来しています。

また，少子化と高齢化も同時に進行しており，人口構成も大きく変化しています。

合計特殊出生率[12]の全国値は，平成27（2015）年には1.45となっており，人口の維持に必要とされる2.07を大きく下回る水準となっている一方で，令和7（2025）年には団塊の世代[13]が75歳以上となることから，介護や医療ニーズが増加することが懸念されています。

こうした中，出生の希望がかなう社会にすることと，人生100年時代の到来を見据え，誰もがいくつになっても活躍できる社会を構築することが必要です。

（2）経済・社会環境の多様化・高度化

人口減少等に伴う国内市場の縮小が見込まれる一方，労働力人口の減少による人員不足を補うため，外国人労働者の雇用が増加するなど，国内と海外の関わりが一層強くなることが予測されます。

また，IoTやロボット，AIなどの新たな技術を産業や社会生活に取り入れ，経済発展と社会課題の解決を両立していくSociety5.0[14]の実現に向けた取組を進めていくことが地方創生においても求められています。

このように，経済や社会を取り巻く環境は日々複雑化・高度化しているため，行政と地域の企業・団体等が連携を図ることにより，急速なグローバル化や技術革新に対応した取組が求められています。

（3）様々なリスクへの対応

近年，大規模地震，台風，集中豪雨などの自然災害による甚大な被害が全国各地で発生しており，今後は，南海トラフ[15]大地震[16]の発生も予想されるなど，自然災害への懸念が増大しています。

また，高度経済成長期に建設された大量の社会資本が耐用年数を迎えつつあり，限られた予算の中で，今後の維持管理・更新を図っていく必要があります。

加えて，感染症への備えや，子ども・高齢者を対象としたインターネット犯罪や特殊詐欺[17]，消費生活に関するトラブルなど，様々な危険や不安が市民生活を取り巻いており，誰もが安心して暮らすことができるまちづくりへの関心は一層高まっています。

（4）持続可能な社会に対する意識の高まり

平成27（2015）年9月に国連で採択された持続可能な開発のための「2030アジェンダ※」において，先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として，17の持続可能な開発目標（SDGs[18]）が掲げられました。

これを受け，国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元（2019）年12月20日閣議決定）においても，「持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当

たって，SDGsの理念に沿って進めることにより，政策全体の全体最適化，地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき，地方創生の取組の一層の充実･深化につなげることができる。」と示されています。

※2030アジェンダ：国際社会における持続可能な開発のための行動計画として，
令和12（2030）年を期限とする包括的な目標とターゲット等からなる。

※持続可能な開発目標（SDGs）

■17の持続可能な開発目標（SDGs）■

1 貧困

2 飢餓

3 保健

4 教育

5 ジェンダー

6 水・衛生

7 エネルギー

8 成長・雇用

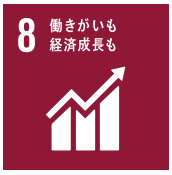

9 イノベーション

10 不平等

11 都市

12 生産・消費

13 気候変動

14 海洋資源

15 陸上資源

16 平和

17 実施手段

(5) 市民活動・人材育成の必要性

核家族[19]化の進行や生活様式の多様化など，人々の意識の変化に伴い，地域社会における人と人のつながりが希薄化してきており，これまでの地縁に基づいたコミュニティだけでは地域が抱える課題に十分な対応を図ることが難しくなってきています。

その反面，急速に進む高齢化に対応するため，福祉や防犯・防災などの分野において地域が果たす役割は大きくなってきています。

地域課題が多様化・複雑化している中，行政だけで課題を解決していくことは困難な状況であり，課題の解決に向けた市民活動が重要であり，行政をはじめ，市民，市民活動団体，大学，企業など，様々な主体がこれまで以上に連携していくとともに，体制づくりや人材育成が求められています。

(6) 多様性を受け入れる社会の実現

少子高齢化の進行，女性の社会進出，国際化の加速など，社会経済環境が大きく変化してきています。

人口減少が進み，労働力人口が減少する環境下では，多様な人材の能力を引き出し，地域の活力を持続させていくことが大きな課題となります。

また，社会の移り変わりが目まぐるしく，多様化・高度化するニーズに応えていくためにも，女性，高齢者，障害者，外国人，性的少数者などの多様な人々が活躍できる環境の整備が求められています。

(7) 独自財源の確保と効率的な行政経営

日本の財政状況は，人口減少・少子高齢化の進行によって，税収が伸び悩む一方で，社会保障関連経費が増加する構造が続いています。

このような状況を踏まえ，地方自治体は国からの財政支援に頼るだけでなく，地域の魅力向上や情報発信により，交流・関係・移住・定住人口の増加や，ふるさと納税の活用など，様々な手段による財源確保に取り組んでいくことが求められています。

また，スリムで効率的な行政経営を実現するため，事務・事業の見直しを行い，必要性の低下した事務・事業については，積極的に廃止・縮小を進めるとともに，行政が直接行う必要のない事務・事業については，民営化・民間委託・PFI[20] の活用などを進めることにより，組織・業務の減量・効率化を図り，効果的かつ効率的に行政サービスを提供する経営感覚が求められています。

第３節　主要指標の動向

（1）人口の推移

【総人口】

・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると，現在の傾向で人口が推移した場合，令和42（2060）年には，平成27（2015）年の約44.7%の水準である53,185人にまで減少すると予測されています。

【年齢3区分別人口】

・生産年齢人口（15～64歳）は，総人口と同様に昭和60（1985）年にピークを迎え，その後は減少傾向となり，令和42（2060）年には，平成27（2015）年に比べ51.9%減少すると予測されています。

・年少人口（0～14歳）は，昭和40（1965）年以降減少傾向にあり，令和42（2060）年には，平成27（2015）年に比べ52.2%減少すると予測されています。

・老年人口（65歳以上）は，令和2（2020）年までは増加傾向にあるものの，その後は減少に転じ，令和42（2060）年には，平成27（2015）年に比べ29.8%減少すると予測されています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移■

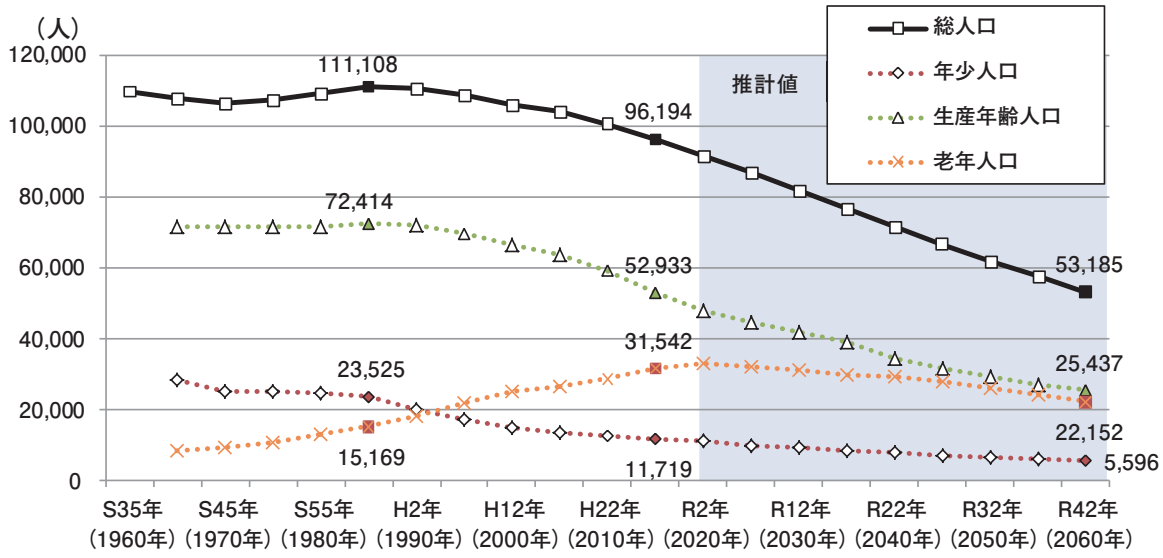

出典：S35（1960）年～H27（2015）年…「国勢調査（各年10月1日）」総務省
R2（2020）年～R42（2060）年…「内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局提供ワークシート（令和元年6月版）に基づく推計」
※S35（1960）年は，年齢3区分別人口は非掲載。
※H27（2015）年は，国のワークシートの数値に準拠。

(2) 出生・死亡，転入・転出の推移

・自然増減では，死亡数が出生数を上回る自然減で減少数が拡大しています。

・社会増減では，転出数が転入数を上回る社会減の状況ですが，平成21（2009）年～平成24（2012）年は，平均約500人の減少でしたが，平成27（2015）年～平成30（2018）年は，平均約200人に減少幅が縮小しています。

■出生数・死亡数の推移■

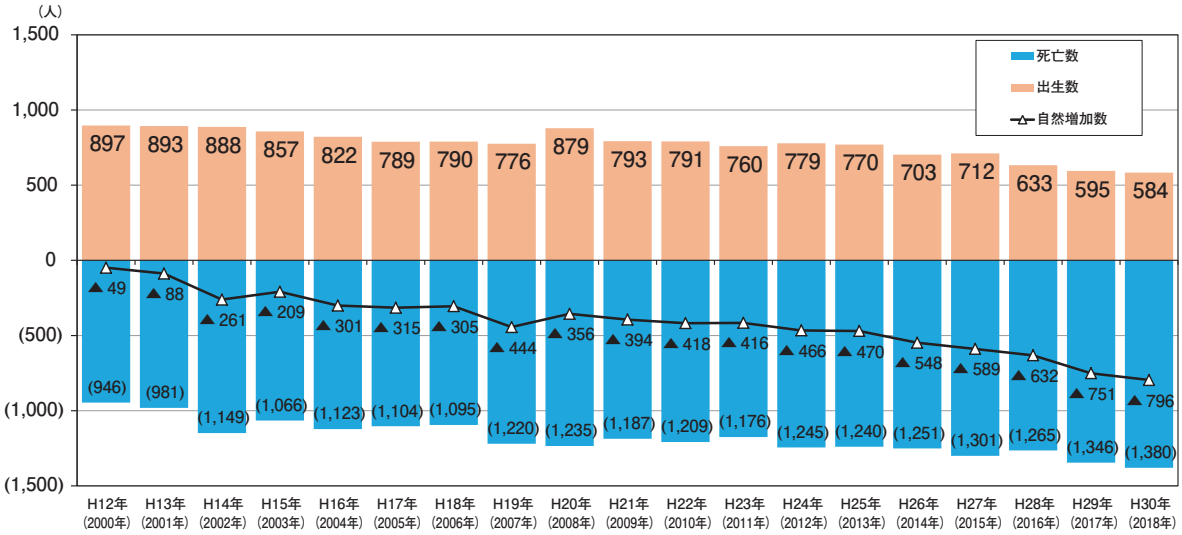

■転入数・転出数の推移■

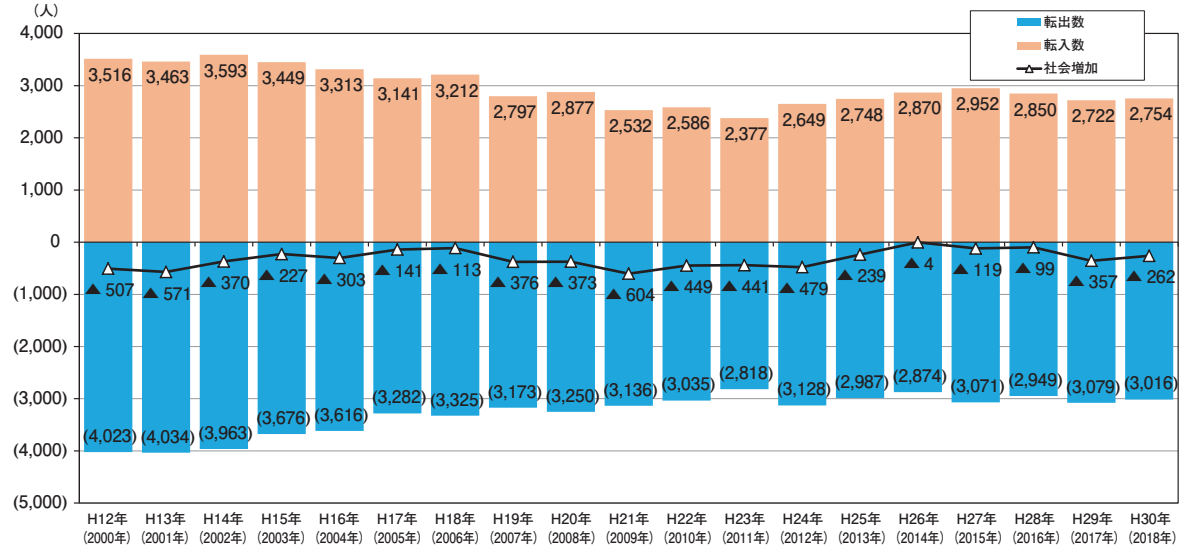

出典：「住民基本台帳に基づく人口，人口動態及び世帯数に関する調査」総務省

(3) 合計特殊出生率の推移

・厚生労働省が公表している本市の合計特殊出生率は，増減を繰り返し，直近の平成20（2008）年～平成24（2012）年の値は1.56となっており，県平均・全国平均を上回っています。

■合計特殊出生率（ベイズ推定値[21]）の推移■

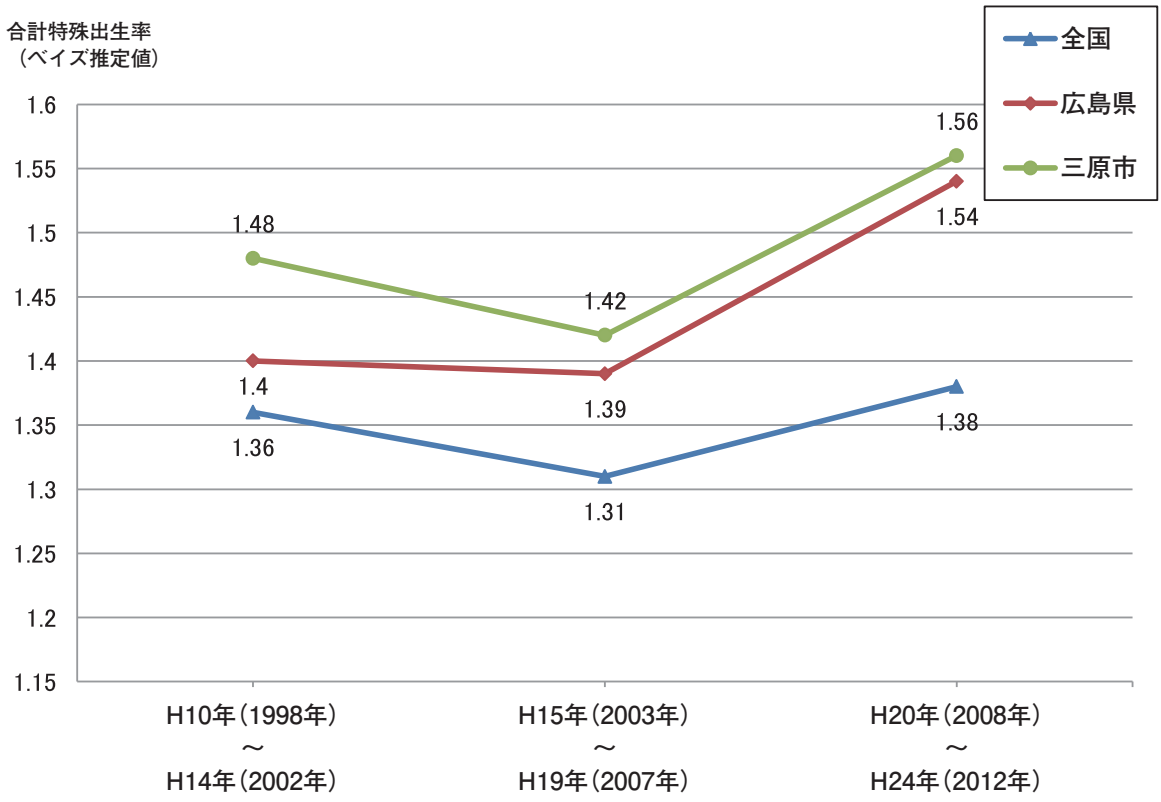

出典：「人口動態保健所・市町村別統計」厚生労働省

（4）性別・年齢階級別の人口移動の状況

・男女ともに，進学や就職の年代である20歳前後で転出超過となっています。

・男女ともに20歳前後の転出超過数の幅が縮小傾向にあります。これは，年少人口の減少により進学者，就職者自体が少なくなっている傾向を表していると考えられます。

・男性は就職期の25歳前後で転入超過となるのに対し，近年，女性は転出超過となっています。女性が転出したまま戻らないことから，20代～ 30代の女性が減少し，生産年齢人口や年少人口の減少に影響していると考えられます。

■年齢階級別人口移動推移（男性）■

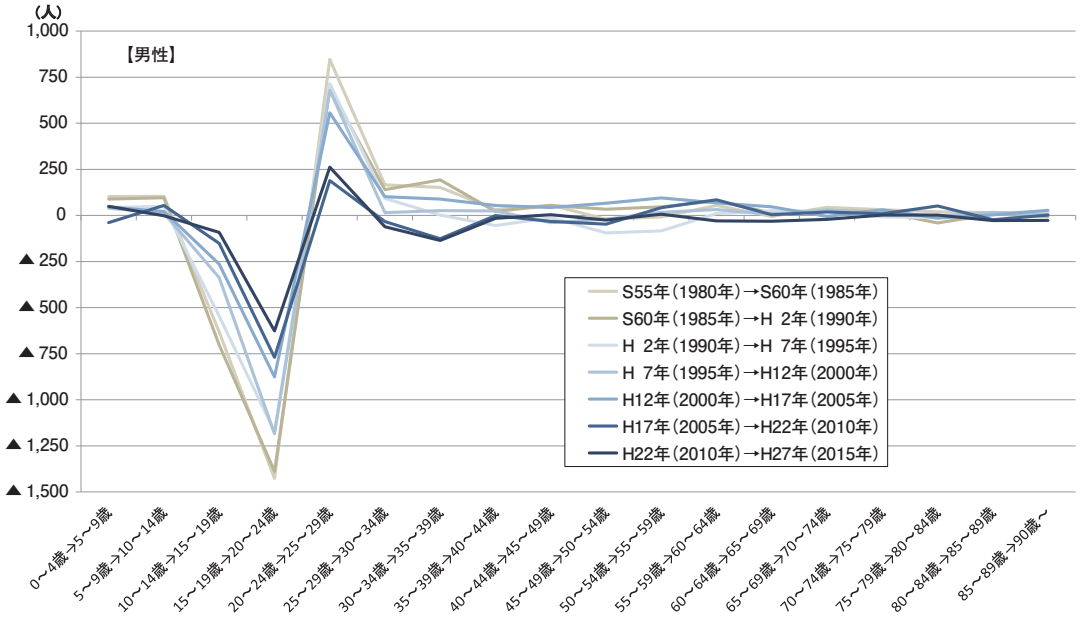

■年齢階級別人口移動推移（女性）■

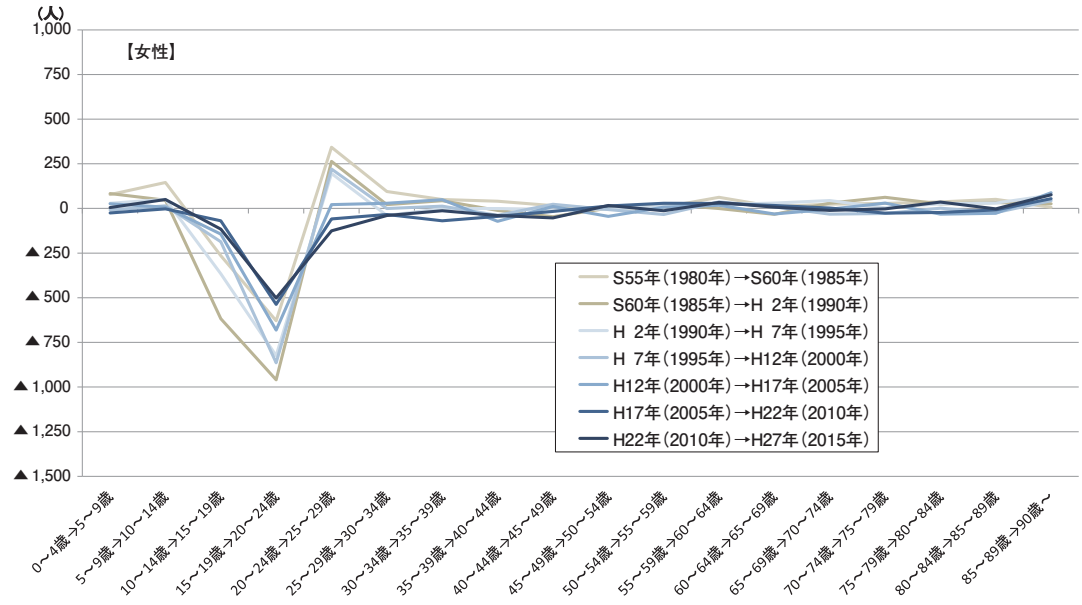

出典：「国勢調査（各年10月1日）」総務省

※男女５歳階級別の純移動数は，上記「国勢調査」人口と各期間の生残率を用いて推定した値。

(5) 年齢別地域別転出数

・本市では，若い世代（20 ～ 29歳）の転出が最も多くなっています。その多くは県内への転出となっていますが，三大都市圏を中心とした県外への転出も多くなっています。

■年齢別地域別転出数■

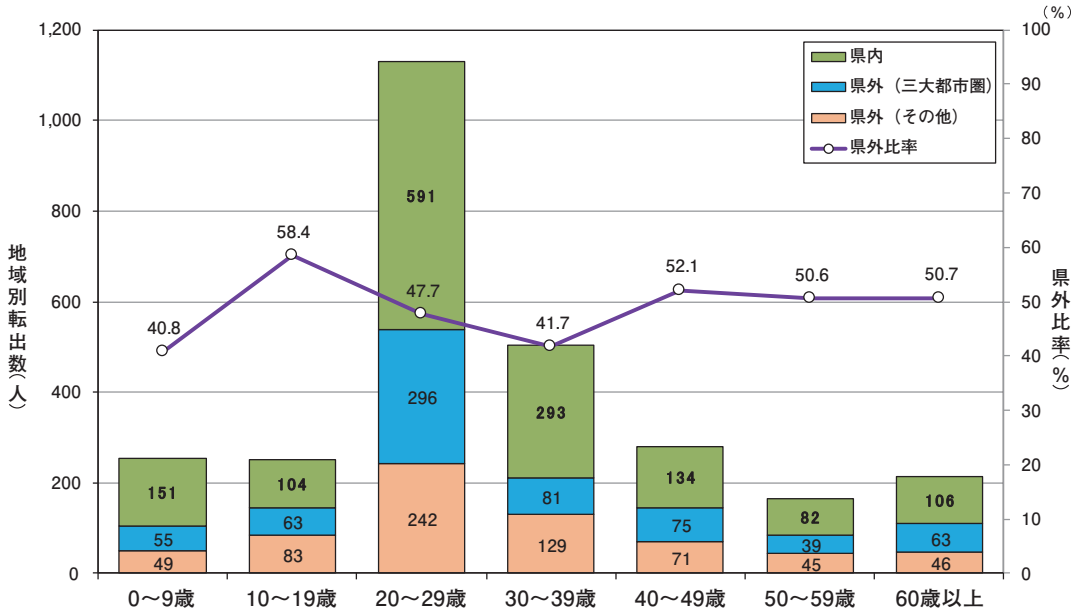

出典：「住民基本台帳人口移動報告」総務省

※三大都市圏：東京圏（東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県），名古屋圏（愛知県，岐阜県，三重県），大阪圏（大阪府，兵庫県，京都府，奈良県）

(6) 市内総生産

・市内総生産は，平成19（2007）年度～平成28（2016）年度の10年間，4,000億円前後で増減を繰り返しています。

・産業別では，第2次産業が1,800億円前後，構成比で平均45%，第3次産業は，2,100億円前後，構成比で平均53%で推移しています。

■三原市内総生産の推移■

（単位：百万円）

実数	総生産	第１次産業	第２次産業	第３次産業	輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税
平成19年度	425,038	5,576	185,983	233,005	474
平成20年度	415,941	5,847	188,485	219,979	1,630
平成21年度	410,687	5,612	193,896	210,612	567
平成22年度	430,276	5,826	210,591	212,276	1,583
平成23年度	372,386	5,916	154,318	210,532	1,621
平成24年度	359,343	5,862	151,278	200,848	1,356
平成25年度	361,234	5,599	153,109	200,733	1,793
平成26年度	403,685	5,462	191,302	204,610	2,312
平成27年度	386,376	5,911	170,779	209,426	259
平成28年度	405,800	6,346	187,624	209,426	259

（単位：%）

実数	構成比	第１次産業	第２次産業	第３次産業	輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税
平成19年度	100.0	1.3	43.8	54.8	0.1
平成20年度	100.0	1.4	45.3	52.9	0.4
平成21年度	100.0	1.4	47.2	51.3	0.1
平成22年度	100.0	1.4	48.9	49.3	0.4
平成23年度	100.0	1.6	41.4	56.5	0.4
平成24年度	100.0	1.6	42.1	55.9	0.4
平成25年度	100.0	1.5	42.4	55.6	0.5
平成26年度	100.0	1.4	47.4	50.7	0.6
平成27年度	100.0	1.5	44.2	54.2	0.1
平成28年度	100.0	1.6	46.2	52.1	0.1

出典：「市町民経済計算」広島県

（7）産業構造

①本市の産業構成

・本市の従業者・付加価値の構成比は，全国や県に比べ，製造業，医療・福祉，農林漁業の割合が高くなっています。
・特に，製造業の付加価値構成比は，全国の約1.9倍となっています。
・一方，卸売業・小売業の従業者・付加価値の構成比は，全国や県よりも低くなっており，付加価値では，全国・県の約7割となっています。

■従業者数の産業別構成■

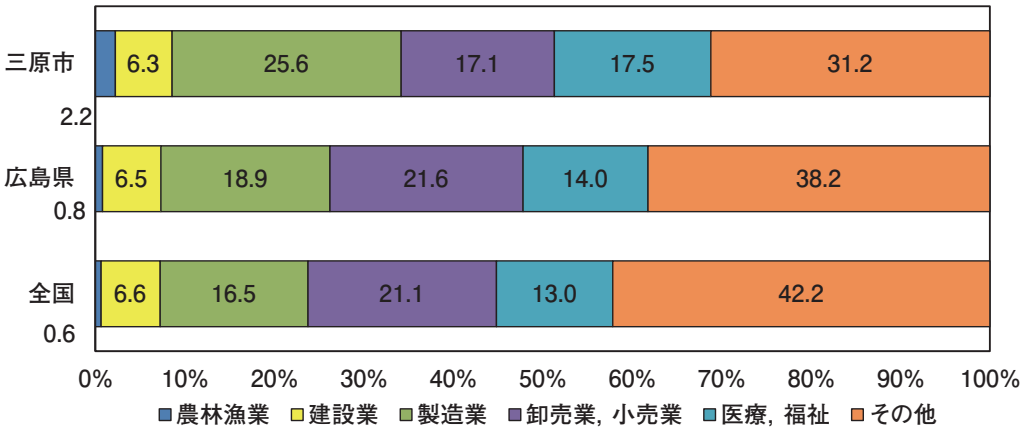

出典：「平成28年経済センサス－活動調査」経済産業省
※従業者は事業従事者。

■付加価値の産業別構成■

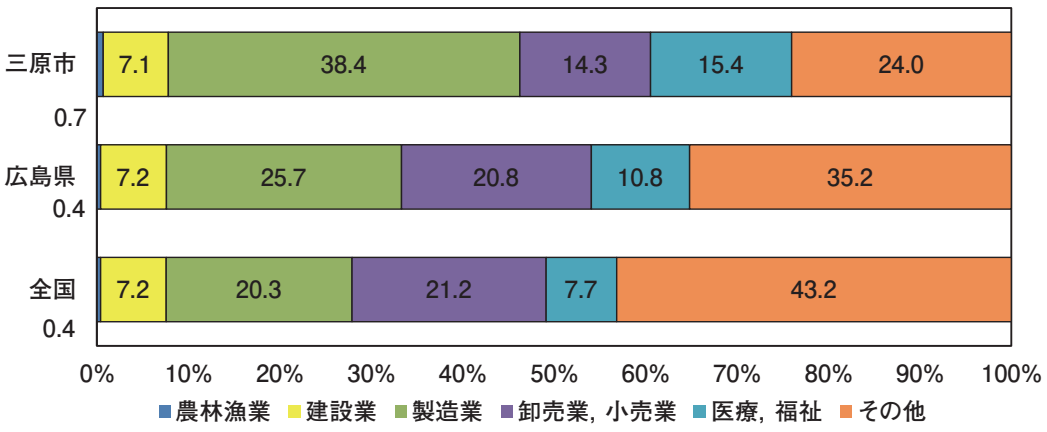

出典：「平成28年経済センサス－活動調査」経済産業省

第４節　市民の想い

後期基本計画の策定に向けて実施した，市民アンケートやワークショップ[22]から見える市民の想いは次のとおりです。

市民からは引き続き，『活力』と『安心』への強い期待が表れており，こうした期待に応えるまちづくりの推進が求められています。

（1）市民満足度調査結果の経年変化

■「今後，特に力を入れるべき」と考える政策分野■

	H30	H28	H25	H21
1位	防災のための施設や情報，活動体制が充実している	中心市街地に活力があり，振興が図られている	中心市街地に活力があり，振興が図られている	高齢者対策
2位	子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	新たな企業の進出などにより，雇用の場が確保されている	新たな企業の進出などにより，雇用の場が確保されている	中心市街地活性化
3位	新たな産業の創出などにより，雇用の場が確保されている	子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	高齢者福祉が充実し，安心して暮らすことができる	子育て支援
4位	中心市街地に活力があり，振興が図られている	高齢者福祉が充実し，安心して暮らすことができる	保育環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	医療体制・地域医療
5位	商工業・サービス業に活力があり，振興が図られている	観光のまちづくりが行われ，観光地としての魅力の向上や〝おもてなし〟などが充実している	幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている	小・中学校教育
6位	幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている	ＪＲやバス，航路など，生活に必要な交通手段が充実し，利用しやすい環境が整っている	観光のまちづくりが行われ，観光地としての魅力の向上や〝おもてなし〟などが充実している	幼線道路（バイパス・国道等）の整備

本市において実施した，市民満足度調査の結果によると，「今後，特に力を入れるべき」と市民が考えている政策分野は上記のとおりとなっています。

過去4回で，「安心」につながる，子ども・子育て支援や，「活力」につながる，中心市街地活性化，雇用創出，商工業・サービス業や観光振興が上位に位置しています。

また，平成30（2018）年は，豪雨災害の影響で，防災対策も上昇し，市民が生活の安心とともに，将来に向けて活力を求めていることがうかがえます。

（2）市民ワークショップの結果

令和元（2019）年7月～8月にかけて市民ワークショップを実施しました。その結果から見える市民の想いは次のとおりです。

※詳細は，152ページ以降に掲載しています。

①ワークショップの名称

「私×まちづくり」～5年後に望むまちの姿～

②テーマ

市の大きな課題である人口減少対策を主テーマとし，「地域での暮らし」，「子ども・子育て」，「魅力発掘・情報発信」の3つをサブテーマとして設定

※国の総合戦略における基本目標も踏まえて選定。

③参加者

市内の10代～70代　　合計71名

④意見のまとめ

○地域での暮らし

住み慣れた地域での暮らしを維持・活性化していくために市民が必要と考えるものとしては，「公共交通の利便性向上」，「地域活動・町内会活動の活性化」，「若者流出対策」，「地域資源の活用」，「生活支援体制の充実」などを求める声が寄せられています。

○子ども・子育て

将来のまちを担う子どもたちのためにできること，少子化対策として市民が必要と考えるものとしては，「出会い・結婚の支援」，「妊娠・出産・子どもの医療体制の充実」，「子育て環境基盤の保全・整備」，「地域で育てる環境づくり」，「教育・交流の充実」，「仕事と生活の両立・父親の参画充実」などを求める声が寄せられています。

○魅力発掘・情報発信

市の魅力を発掘・創造・発信することで，活力を高め，持続的な発展をめざすために市民が必要と考えるものとしては，「交通の利便性」や「自然が豊か」という基盤のもと，「祭り，食，歴史・文化，瀬戸内海」等，本市固有の資源を活かした観光振興と「宿泊機能の充実」，「情報発信の強化」などを求める声が寄せられています。

第５節　西日本豪雨災害からの復旧・復興

平成30年7月豪雨災害復旧・復興プラン（令和元年7月作成）

第１章　復旧・復興の基本方針

1　基本方針

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けて，次の基本方針を掲げます。

・一日でも早く市民生活と経済活動を取り戻す。

・災害に負けない強靭な基盤を構築する。

・市民と行政が，ともに災害に立ち向かう！

この3つの基本方針がめざす姿を実現するため，「被災者支援」，「インフラ[23]災害復旧」，「災害廃棄物処理」，「産業支援」，「現地支援」の5つのプロジェクトを立ち上げ，より実効性の高い取組を推進します。

2　プロジェクトの推進体制

本市は，平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を推進するため，三原市平成30年豪雨災害復旧・復興推進本部（本部長：市長，以下「推進本部」という。）を設置し，推進本部の中に，5つのプロジェクトに関する調査，企画立案及び進行管理を担う「プロジェクトチーム」を編成して推進しています。

本部長のもと，それぞれのプロジェクトチームが全庁的に取組を進めています。

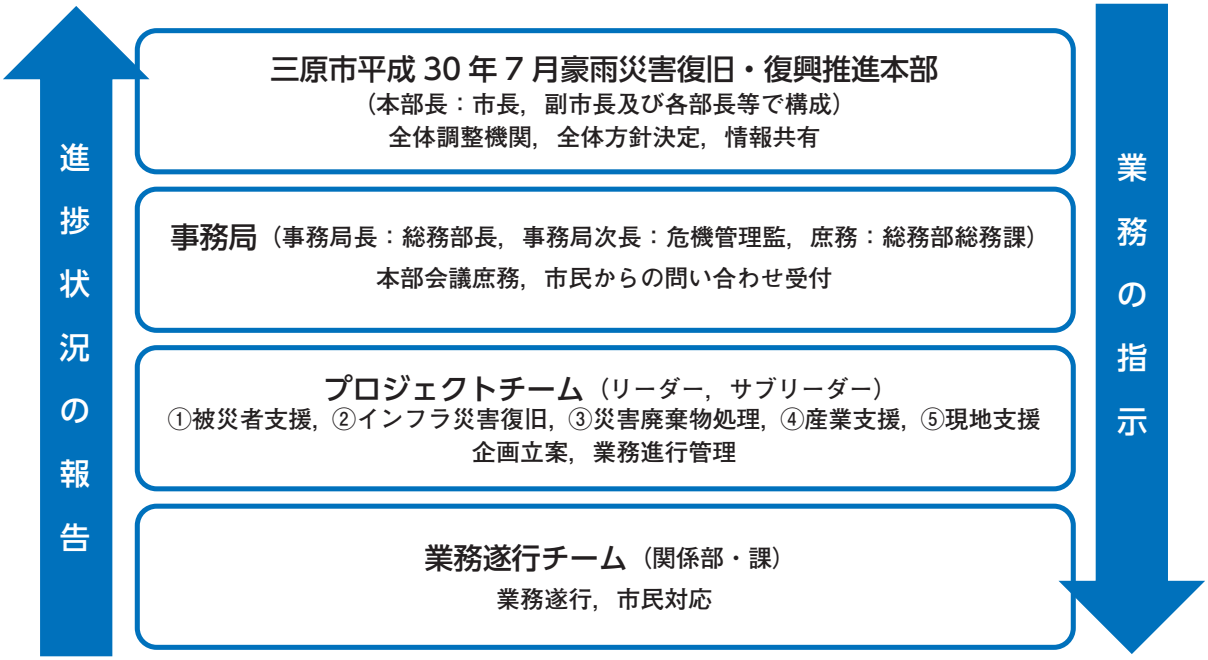

１　プロジェクトの体系図

A 被災者支援プロジェクト

（ア）被災者の見守りと日常生活支援
①三原市地域支え合いセンターによる支援
（巡回訪問，相談受付，コミュニティづくり支援等）
②災害弔慰金，見舞金，義援金等の支給

（イ）税等の減免と医療費助成等
①各税等の減免
②医療費の助成等

（ウ）被災者の住宅確保
①被災した住宅の再建支援
②住宅再建までの仮住まいの提供
（仮設住宅，公営住宅等の提供）

B インフラ災害復旧プロジェクト

（ア）二次災害防止対策
①応急復旧事業の実施
②土砂災害防止事業の実施

（イ）公共土木施設の早期復旧及び強靭化対策
①公共土木施設災害復旧事業の実施
②河川激甚災害対策特別緊急事業の実施
③上下水道施設災害復旧事業の実施
④公園施設災害復旧事業の実施

（ウ）農地・農林業用施設の早期復旧
①土砂災害防止事業の実施
②農地・農林業用施設災害復旧事業の実施

C 災害廃棄物処理プロジェクト

（ア）全壊家屋等や宅地内の土砂混じりがれきの撤去
①土砂混じりがれき撤去費用・家屋解体撤去費用の助成
②市による土砂混じりがれきの撤去・家屋解体撤去

（イ）災害ごみの処分
①災害廃棄物仮置場の設置及び災害廃棄物の処理・処分
②災害廃棄物戸別収集
③災害廃棄物相談の個別対応・協議

D 産業支援プロジェクト

（ア）被災事業所の事業再建・雇用の維持
①被災事業所への支援体制の構築
（相談業務，義援金支給）
②国等の支援策活用による施設等の復旧支援
（グループ補助金，持続化補助金，特別融資等）

（イ）早期の災害復旧による営農の継続
①経営体育成支援事業
（国の事業活用による農機具等支援）
②農地自主復旧支援事業
（公共の復旧事業の対象とならない農業者への義援金）

E 現地支援プロジェクト

（ア）支所との連携・連絡調整
①各支所管轄内での各プロジェクトチームとの連携及び調整

第６節　本市のめざす方向

人口の将来推計及び市民満足度の推移を踏まえ，後期基本計画の計画期間における本市としてめざす方向及び重点事項を次のとおり定めます。

（1）人口の将来推計

「第3節　主要指標の動向」にも掲載したとおり，国立社会保障・人口問題研究所の推計によると，現在の傾向で人口が減少した場合，令和7（2025）年には，本市の人口は9万人を割り，令和17（2035）年には，8万人を割ることが予測されています。さらに，令和42（2060）年には，平成27（2015）年の約44.7%の水準である53,185人にまで減少すると予測されています。

現状のまま何ら対策を講じない場合には，極めて厳しく困難な将来が待ち受けている状況であり，官民一体となって人口減少を抑制する取組が必要です。

とりわけ，現状の都市機能と生活機能を維持するためには，一定の人口規模を確保することが重要であり，そのためには，当面，今後5年間の人口の減少傾向を抑制するような，現状の人口減少のトレンドを変える大きな流れが必要です。

国が作成した資料によると，人口減少対策として，出生率の向上が5年遅れるごとに，日本全体の将来の定住人口がおおむね300万人ずつ減少する状況であり，人口減少は，早急に対応すべき「待ったなし」の課題となっています。

（2）市民満足度の推移

市が実施するあらゆる施策・取組等は，市民の想いを踏まえて進めていくことが重要です。平成30（2018）年の西日本豪雨災害がもたらした被害は，市民生活に甚大な影響を及ぼし，市民満足度を大きく押し下げる結果となりました。

本市の大きな課題である人口の減少傾向の抑制に向けては，定住人口の流出を防止することが非常に重要であり，そのためには，今住んでいる市民の満足度を高め，「住み続けたい」と感じる市民の割合を向上させることが重要です。

(3) めざす方向

上記を踏まえ，今後5年間の本市のめざす方向を次のとおり定めます。

【本市のめざす方向】
持続可能なまちづくり

①可能な限り現在の人口の維持

⇒令和7（2025）年時点で，人口9万人を維持する

（令和7年12月31日時点の住民基本台帳人口で計測）

②市民満足度の向上

⇒令和7（2025）年時点の市民満足度を災害前の水準である85％以上に上昇させる

（令和7年度実施予定の市民満足度調査における「住み続けたいと感じる市民の割合」で計測）

(4) 後期基本計画における重点事項

本市のめざす方向の実現に向けては，可能な限り現在の人口を維持する「①人口減少対策」と，住み続けたいと感じる市民の割合や各施策の満足度などを高める「②市民満足度向上対策」が必要です。

とりわけ，「③平成30（2018）年の豪雨災害からの復旧・復興」については，「人口減少対策」「市民満足度向上対策」の両面に関わるものであり，プランに基づき計画的・集中的に取り組むこととしていることから，この3つの事項を，後期基本計画における重点事項として設定することとします。

(5) 将来に向けて

本市では，前項で定めた重点事項の推進により，人口の減少傾向が強まる中でも，この5年間で9万人の人口を維持するための対策に積極的に取り組むとともに，市民の安全・安心など，満足度を高める施策にも取り組むことで，住民が将来も「住み続けたい」と感じるまちづくりを行っていきます。これらの取組の積み重ねが，かつての人口である10万人へのチャレンジにつながります。

こうした人口減少抑制・市民満足度向上に向けた取組とともに，現実に変化していく社会経済状況に応じた行財政運営の取組を進める行政経営により，将来にわたって市を維持する「持続可能」なまちをつくっていくことをめざしています。

① 将来像

行きたい　住みたい　つながりたい　世界へはばたく　瀬戸内元気都市みはら

めざす方向：持続可能なまちづくり

- ☞ **可能な限り現在の人口維持**（令和7年に9万人維持）
- ☞ **市民満足度の向上**（令和7年に85％以上）

② 三原元気戦略

重点

「活力」を創出する“総合戦略”

働く場づくり　交流人口拡大　子ども・子育て充実
市民の健康づくり　選ばれるまち
人材育成

活力づくり　**安心づくり**

重点

「安心」を支える“定住自立圏”

生活機能の強化　結びつきやネットワークの強化　マネジメント能力の強化
人材育成

③ 基本目標

基本目標１	新しい三原をつくる協働のまち
基本目標２	地域の文化と多様な人材を育むまち
基本目標３	多様な産業と多彩な交流による活力あるまち
基本目標４	健やかに暮らせる人に優しいまち
基本目標５	安心して快適・安全に住み続けられるまち

重点

平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興

計画の実現に向けて

④ 各 論

〈政策〉　〈施策〉

基本目標１	
1-1　人権・男女共同参画	1-1-1　人権教育・啓発の推進 1-1-2　男女共同参画社会の形成
1-2　元気な地域	1-2-1　地域づくり活動の活性化 1-2-2　移住・定住の促進
1-3　市民協働	1-3-1　市民協働のまちづくりの推進 1-3-2　産学官金連携の推進

基本目標２	
2-1　教育	2-1-1　学校教育の充実 2-1-2　教育環境の整備・充実 2-1-3　青少年の健全育成
2-2　生涯学習，文化・スポーツ	2-2-1　生涯学習の振興 2-2-2　文化・芸術の振興 2-2-3　歴史・文化財を活かしたまちづくり 2-2-4　スポーツの推進

基本目標３	
3-1　商工業・サービス業	3-1-1　工業の振興 3-1-2　商業・サービス業の振興 3-1-3　起業・経営・就労の支援
3-2　農林水産業	3-2-1　農林水産業の担い手育成と生産振興 3-2-2　農林水産基盤の保全と長寿命化
3-3　観光・交流	3-3-1　地域資源を活かした観光6次産業化の推進 3-3-2　国際化の推進
3-4　交流・連携基盤	3-4-1　快適で安全な道路網の形成 3-4-2　空港・港湾を活かしたまちづくり 3-4-3　ICT（情報通信技術）を活かしたまちづくり 3-4-4　中心市街地の活性化

基本目標４	
4-1　子ども・子育て	4-1-1　多様な教育・保育サービスの充実 4-1-2　子ども・子育て支援の充実
4-2　健康・医療	4-2-1　健康づくりの推進 4-2-2　医療体制の構築
4-3　福祉・介護	4-3-1　長寿社会対策の推進 4-3-2　障害者福祉の充実 4-3-3　社会保障制度の適正な運営

基本目標５	
5-1　防災	5-1-1　災害対応力の強化 5-1-2　災害に強いまちの構築
5-2　生活の安全安心	5-2-1　消防・救急体制の整備 5-2-2　防犯活動・交通安全対策の推進 5-2-3　消費者・生活者の安心の確保
5-3　環境	5-3-1　環境保全の低炭素まちづくりの推進 5-3-2　循環型社会形成の推進
5-4　生活基盤	5-4-1　計画的なまちづくりの推進 5-4-2　都市・生活基盤の保全・整備 5-4-3　安全でおいしい水の供給 5-4-4　汚水の適正処理 5-4-5　快適・安全な住まいづくり 5-4-6　維持可能な地域公共交通網の形成

計画の実現に向けて	
6-1　効果的・効率的な行政運営	6-1-1　行財政改革の推進 6-1-2　公共施設等マネジメントの推進
6-2　透明性の高い行政運営と情報発信	6-2-1　戦略的・効果的な情報発信
6-3　地方分権型社会に対応した行政経営	6-3-1　地域の自主性・自立性を高める取組の推進

各論

後期基本計画の読み方

国際社会全体の持続可能な開発目標である「SDGs」の17のゴール（目標）中から，施策の内容に関連する項目を示しています。
※SDGsについては，10，11，169ページに記載しています。

節の名称

基本目標 1
新しい三原をつくる協働のまち

政策1-1　人権・男女共同参画

施策1-1-1　人権教育・啓発の推進

施策とは，市が行う事業を大まかにまとめたものです。

施策がめざす三原市の姿

人権問題に対する理解と認識が深まり，市民一人ひとりの人権が尊重され，誰もがいきいきと生活できている。

この施策に取り組むことによって，５年後の市がどのようになっているかを示しています。

現状と課題

この施策に関する市の現状と，今後５年間を見据えた課題を整理しています。

- 女性，子ども，高齢者，障害者，同和問題，外国人，性的少数者等に関する人権問題に加え，インターネットやＳＮＳにおける無秩序な情報の氾濫は差別事象や犯罪被害の背景となっています。
- 時代の変化に対応した人権研修会や講演会を引き続き開催し，継続的に人権教育・啓発事業に取り組む必要があります。
- 人権問題は複雑化しており，様々な問題の解決に向け相談業務等の充実を図る必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

施策がめざす姿の実現に向けて，今後５年間の取組の方向性を示しています。

基本方針 1

各種人権講演会や研修会の開催，人権啓発指導員の派遣や関係機関との連携により，人権教育・啓発を進めます。

■主な事業
- 人権講演会等開催事業
- 人権啓発指導員による出前講座実施事業
- 人権の花運動実施事業
- インターネットモニタリング事業

■達成度を測る指標
人権学習・研修会（市主催・講師派遣）に参加し，人権問題に対する理解が深まった人の割合

現状値	目標値
95%（H30）	上昇（R6）

基本方針の進み具合を測定する指標を記載しています。この指標の達成度が高ければ，基本方針の進み具合も順調であると考えられます。

基本方針の実現に向けて，具体的に取り組む主な個別事業を記載しています。

基本方針 2

関係団体・機関との連携を深めるとともに，相談しやすい窓口づくりと，相談員の能力向上に努めます。

■主な事業
- 人権相談事業

■達成度を測る指標
人権相談件数

現状値	目標値
1,173件（H30）	1,500件（R6）

基本方針 3

地域交流事業を通じて地域に根ざした人権啓発を進めるため，人権文化センターの拠点機能の充実を図ります。

■主な事業
- 地域交流事業
- 人権文化センター施設維持管理事業
- 本郷人権文化センター施設維持管理事業
- 大和人権文化センター施設維持管理事業

■達成度を測る指標
人権文化センターでの年間利用件数

現状値	目標値
2,754件（H30）	3,000件（R6）

■主な部門別計画
- 三原市人権教育・啓発推進計画（平成31年改定，計画期間：平成31年～令和10年）

施策の推進にあたり，個別に策定している計画を記載しています。

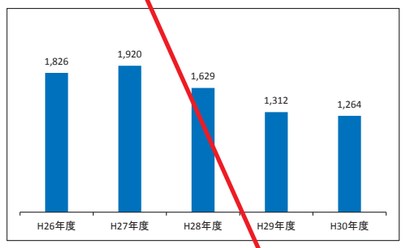

人権学習・研修会の年間受講者数の推移（人）
（生活環境部人権推進課調べ　各年度３月31日現在）

人権週間記念講演会

章節

総論
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4
計画の実現に向けて
資料編

『誰一人として取り残さない』世界の実現に向けて / SDGs（持続可能な開発目標）

17の持続可能な開発目標（SDGs）

1 貧困　2 飢餓　3 保健　4 教育　5 ジェンダー　6 水・衛生　7 エネルギー　8 成長・雇用

9 イノベーション　10 不平等　11 都市　12 生産・消費　13 気候変動　14 海洋資源　15 陸上資源　16 平和　17 実施手段

※17の目標の詳細は，169ページに掲載しています。

基本目標 1

新しい三原をつくる協働のまち

政策1-1　人権・男女共同参画

施策1-1-1　人権教育・啓発の推進

施策がめざす三原市の姿

人権問題に対する理解と認識が深まり，市民一人ひとりの人権が尊重され，誰もがいきいきと生活できている。

現状と課題

- 女性，子ども，高齢者，障害者，同和問題，外国人，性的少数者等に関する人権問題に加え，インターネットやＳＮＳ[24]における無秩序な情報の氾濫は差別事象や犯罪被害の背景となっています。
- 時代の変化に対応した人権研修会や講演会を引き続き開催し，継続的に人権教育・啓発事業に取り組む必要があります。
- 人権問題は複雑化しており，様々な問題の解決に向け相談業務等の充実を図る必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

各種人権講演会や研修会の開催，人権啓発指導員の派遣や関係機関との連携により，人権教育・啓発を進めます。

■主な事業

- 人権講演会等開催事業
- 人権啓発指導員による出前講座実施事業
- 人権の花運動実施事業
- インターネットモニタリング事業

■達成度を測る指標

人権学習・研修会（市主催・講師派遣）に参加し，人権問題に対する理解が深まった人の割合

現状値		目標値
95% (H30)	↗	上昇 (R6)

基本方針 2

関係団体・機関との連携を深めるとともに，相談しやすい窓口づくりと，相談員の能力向上に努めます。

■主な事業

・人権相談事業

■達成度を測る指標

人権相談件数

現状値		目標値
1,173件 (H30)	→	1,500件 (R6)

基本方針 3

地域交流事業を通じて地域に根ざした人権啓発を進めるため，人権文化センターの拠点機能の充実を図ります。

■主な事業

・地域交流事業
・人権文化センター施設維持管理事業
・本郷人権文化センター施設維持管理事業
・大和人権文化センター施設維持管理事業

■達成度を測る指標

人権文化センターでの年間利用件数

現状値		目標値
2,754件 (H30)	→	3,000件 (R6)

■主な部門別計画

●三原市人権教育・啓発推進計画（平成31年改定，計画期間：平成31年～令和10年）

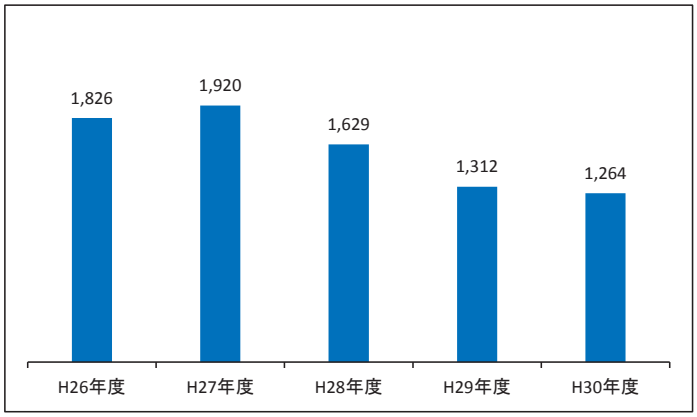

人権学習・研修会の年間受講者数の推移（人）
（生活環境部人権推進課調べ　各年度３月31日現在）

人権週間記念講演会

基本目標 1

新しい三原をつくる協働のまち

政策1-1　人権・男女共同参画

施策1-1-2　男女共同参画社会の形成

施策がめざす三原市の姿

男女が互いを尊重し，個性と能力を十分に発揮して，社会の様々な分野に参画している。

現状と課題

- 「三原市男女共同参画推進条例」及び「三原市男女共同参画プラン（第３次）」に基づき男女共同参画の実現に向けた取組を明確にするとともに，男女それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう，各種審議会における女性委員の積極登用を図ることが求められています。
- 平成27（2015）年９月に施行された女性活躍推進法に基づく，女性の活躍推進に向けた雇用環境の整備について，仕事と生活の充実を図りながら，働き続けることができるよう事業者等への働きかけが必要です。
- ＤＶ被害者が直面する様々な問題に対して，多岐にわたる支援が求められており，各種情報の提供や関係機関との連携強化が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

男女共同参画の理解を広めるため，広報・啓発の充実に努めます。

■主な事業

・男女共同参画講演会等の開催

■達成度を測る指標

社会全体における男女の地位が平等だと感じる市民の割合

現状値		目標値
13.0%（H28）	↗	上昇（R6）

基本方針 2

政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成を図ります。

■主な事業

・人材育成セミナー
・女性団体のネットワーク化の推進

■達成度を測る指標

各種審議会等に占める女性委員の割合

現状値		目標値
28.3%（H31）	↗	33%（R6）

基本方針 3

男女が社会のあらゆる分野で活躍しやすい環境づくりに向け，また，特に求められる女性活躍に向けて，関係機関・事業者等と連携した支援を推進します。

■主な事業

・男女共同参画プラン推進事業
・女性活躍推進経営者セミナー
・男女共同参画社会づくり表彰

■達成度を測る指標

一般事業主行動計画の市内策定事業者数

現状値		目標値
8社（H31）	↗	18社（R6）

女性（25 ～ 39歳）の就業率

現状値		目標値
69.5%（H27）	↗	75%（R2）

※R2以降も75%の維持をめざす。次回測定はR7。

基本方針 4

配偶者等からの暴力を防止し，男女がともに人権を尊重し，安心して生活できる環境づくりに向けて，啓発や他機関等と連携した支援を推進します。

■主な事業

・女性相談事業

■達成度を測る指標

配偶者・パートナー間の暴力について見聞きしたことがある市民の割合

現状値		目標値
10.0%（H28）	↘	減少（R6）

■主な部門別計画

●三原市男女共同参画プラン（第３次）（平成29年7月策定，計画期間：平成29年度～令和3年度）

基本目標 1

新しい三原をつくる協働のまち

政策1-2　元気な地域

施策1-2-1　地域づくり活動の活性化

施策がめざす三原市の姿

住民組織を中心に，地域の課題解決や活性化のための活動が活発に行われている。

現状と課題

- 住民組織は，活動の担い手や会員の減少，活動資金の不足等，様々な問題に直面しています。
- 多様化する住民ニーズに対して，地域の実情を踏まえたきめ細かな対応を行っていくためには，住民相互が協力し，自らが考え，行動する主体的な地域づくりを支援していく必要があります。地域経営方針に基づき，住民組織に対して，人材，財源，活動拠点，ネットワーク構築等の支援を行うとともに，地域と行政が地域経営の考え方を共有し，同じ方向性で取組を進めていくことが必要です。
- 中山間地域の維持・活性化に向け，地域支援員[25]や地域おこし協力隊員[26]との連携強化が必要です。地域支援員に対しては，地域の状況や課題を的確にとらえ，関係機関に伝達することや地域での話し合いの促進など，地域おこし協力隊員に対しては，活動の支援に加え，任期終了後も引き続き本市に定住するよう，それぞれ支援していくことが必要です。

地域支援員の活動報告

地域ビジョン（概要版）

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

地域づくり活動の担い手である住民組織の活動活発化のため，組織づくりや基盤強化のための支援を行うとともに，住民主体のまちづくりを推進するため，地域と行政が連携し，地域を運営する「地域経営」の取組を進めます。

■主な事業

・地域経営推進事業
・住民組織活動補助事業
・町内放送施設設置補助事業

■達成度を測る指標

自治会や町内会などが活発に活動し，地域のコミュニティ活動が充実していると感じる市民の割合

現状値		目標値
16.5%（H30）	→	100%（R6）

「地域ビジョン」を策定し，活動に取り組んでいる組織数

現状値		目標値
ー（H31）	→	28組織（R6）

基本方針 2

中山間地域の維持・活性化のため，住民組織の「地域計画」に基づく取組などに対する支援を行うとともに，地域支援員及び地域おこし協力隊員との連携を強化します。

■主な事業

・中山間地域活性化事業
・コミュニティビジネス支援事業
・地域支援員活用事業

■達成度を測る指標

地域活動が以前より活発化していると感じる中山間地域の住民組織（活動中核組織）の割合

現状値		目標値
61.1%（H30）	→	100%（R6）

以前より地域での暮らしに安心感が高まっていると感じる中山間地域の住民組織（活動中核組織）の割合

現状値	目標値
ー（H31）	令和2年度以降設定予定

住民組織が行うコミュニティビジネス事業数

現状値		目標値
2事業（H31）	→	7事業（R6）

■主な部門別計画

●三原市市民協働のまちづくり指針（平成20年2月策定）
●三原市住民組織活性化構想（平成20年３月策定）
●三原市中山間地域活性化基本方針（平成25年3月策定）
●第２期三原市市民協働のまちづくり推進計画（平成28年3月策定，計画期間：平成27年度～令和６年度）
●三原市地域経営方針（平成31年3月策定）

基本目標 1

新しい三原をつくる協働のまち

政策1-2　元気な地域

施策1-2-2　移住・定住の促進

施策がめざす三原市の姿

居住地としての魅力が高まり，三原に住みたい人が増えている。

現状と課題

- 人口減少，高齢化が進んでいる中で，若年層や子育て世帯の移住・定住に重点的に取り組み，地域振興の担い手確保にもつなげていく必要があります。
- 初めの段階では観光等を通じた認知度向上と交流人口の拡大，次の段階として本市に関心やつながりを持つなど関係人口[27]への発展，最終段階として移住，地域の担い手へと，段階に応じた対策とターゲットごとの対策を展開する必要があります。
- 移住相談者のワンストップ窓口機能を強化し，関係課や関係機関等との円滑な連携と移住サポートを行う必要があります。
- 企業立地に伴う雇用者の市内居住を促進するため，制度周知と企業との連携に努める必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

三原らしいライフスタイルの情報発信やワンストップでの相談対応を行うなど，移住定住希望者とのマッチングや受入体制を構築するとともに，地域や企業とも連携した受入を推進します。

■主な事業

- 移住定住相談体制整備の取組
- 移住定住希望者マッチング事業
- お試し暮らし滞在費補助事業

■達成度を測る指標

市の定住相談窓口を利用して市外から移住を決めた世帯数

現状値		目標値
23世帯 (H30)	↗	40世帯 (R6)

移住定住のサポートに対する満足度

現状値	目標値
ー (H30)	令和2年度以降設定予定

基本方針 2

移住定住を後押しする支援のほか，関係人口の創出など，戦略的な移住定住施策を推進します。

■主な事業

・若年及び子育て移住世帯家賃補助事業
・ファーストマイホーム応援事業
・地域おこし協力隊活用事業
・関係人口創出事業
・ふるさと納税推進事業

■達成度を測る指標

社会増減数

現状値		目標値
▲262人 (H30)	↗	0人 (R6)

事業後も関係人口として，市とつながりを継続する人数

現状値		目標値
― (H30)	↗	135人 (R6)

三原市定住応援マガジン　ミハラビト

基本目標 1

新しい三原をつくる協働のまち

政策1-3　市民協働

施策1-3-1　市民協働のまちづくりの推進

施策がめざす三原市の姿

市民や市民活動団体，企業，市等が互いに協力し，まちを支え元気にする活動が活発に行われている。

現状と課題

- 本市では，これまで，市民協働のまちづくりのため，協働の啓発や人材の育成，情報の提供・共有，環境整備などの取組を進めてきました。
- 引き続き，市民協働のまちづくりを進めていくためには，市民，住民組織，市民活動団体など，さまざまな団体の連携が重要であり，中間支援組織であるボランティア[28]・市民活動サポートセンターの機能強化が必要です。
- 「地域経営方針」に基づき，地域と行政が連携し，地域の運営に取り組んでいくため，住民組織と市民活動団体の連携や住民組織間のネットワークの充実が必要です。
- 市民協働のまちづくりにおいて重要な役割を果たす住民組織や市民活動団体等の活性化に向け，活動に対する支援や団体の育成等が必要です。

市民協働サイト「つなごうねっと」

市民提案型協働事業（海浜セラピー）

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

市民協働のまちづくり活動への理解と参画が進むよう，情報発信や活動の実践機会の創出を図るとともに，市民の主体的な地域課題の解決や活動の充実に向け，新たな活動に取り組む団体の支援や多様な主体との協働を進めます。

■主な事業

・市民協働啓発事業
・市民協働サイト運営事業
・市民活動団体育成事業
・市民提案型協働事業

■達成度を測る指標

市民，企業，ボランティアなどが互いに協力しあい，市民協働のまちづくりが行われていると感じる市民の割合

現状値		目標値
11.1%（H30）	↗	上昇（R6）

市と協働で実施し，継続・自立した事業数

現状値		目標値
－（H31）	↗	7事業（R6）

基本方針 2

ボランティア・市民活動サポートセンターを中心に，人材の確保・育成と市民活動団体や住民組織などの多様な主体が連携するようネットワークの充実に取り組みます。

■主な事業

・ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会支援事業

■達成度を測る指標

三原市ボランティア・市民活動サポートセンター登録団体数・登録者数

現状値		目標値
117団体 2,792人（H31）	↗	130団体 2,900人（R6）

「地域ビジョン」を通じた住民組織と市民活動団体の新規連携事業数

現状値		目標値
－（H31）	↗	28事業（R6）

■主な部門別計画

●三原市市民協働のまちづくり指針（平成20年2月策定）
●第２期三原市市民協働のまちづくり推進計画（平成28年3月策定，計画期間：平成27年度～令和６年度）
●三原市地域経営方針（平成31年3月策定）

基本目標 1

新しい三原をつくる協働のまち

政策1-3　市民協働

施策1-3-2　産学官金連携の推進

施策がめざす三原市の姿

大学や企業等と連携し，その専門性を活用した，効果的なまちづくりが行われている。

現状と課題

- これまで，三原地域連携推進協議会の取組や，市と企業・大学・金融機関などとの包括連携協定を通じて，産学官金連携を推進してきました。
- 県立広島大学をはじめ，ＩＰＵ環太平洋大学などとの連携に加え，企業との包括連携協定を活かし，市の課題解決や市民サービスの向上につなげていくことが必要です。
- 企業と大学との連携について，効果的な取組が生まれる仕組み･環境づくりが必要です。
- 今後も産学官金連携の効果を増やし高度化させ，様々な課題解決につなげていくため，連携先の増加とともに，連携体制の強化が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

県立広島大学をはじめとし，ＩＰＵ環太平洋大学などとの連携強化により，市民サービスの向上や地域の課題解決，経済の活性化を図るとともに，学生との連携による地域の活性化を推進します。

■主な事業

・三原地域連携推進協議会事業（地域交流）
・三原地域連携推進協議会事業（産学官連携）

■達成度を測る指標

大学を活かしたまちづくり・地域づくりが行われていると感じる市民の割合

現状値		目標値
11.8%（H30）	↗	上昇（R6）

基本方針 2

企業による新技術や新製品の開発，イノベーション創出など，地場産業の活性化や新たな価値の創造を促進するため，市と企業，大学が協力し連携を図る機会の創出に努めます。

■主な事業

・県立広島大学研究開発助成事業
・三原地域連携推進協議会事業（浮城塾運営）

■達成度を測る指標

市と企業・大学・金融機関との共同研究等の連携件数

現状値		目標値
41件 (H31)	→	増加 (R6)

基本方針 3

これまでに培われてきた大学や企業等との連携基盤を土台としつつ，新たな取組や金融機関などの様々な関係機関との連携について検討し，連携効果が幅広い分野に波及するよう努めます。

■主な事業

・三原地域連携推進協議会補助事業
・企業との連携推進の取組

■達成度を測る指標

包括的連携・協力協定を締結した企業・大学等との連携事業数

現状値		目標値
25事業 (H31)	→	増加 (R6)

キャンパスツアー

浮城塾

基本目標 2

地域の文化と多様な人材を育むまち

政策2-1　教育

施策2-1-1　学校教育の充実

施策がめざす三原市の姿

知・徳・体[29]をバランスよく身につけた子どもが育っている。

現状と課題

- 新しい時代に必要とされる資質・能力として，「学びに向かう力」の涵養，「知識・技能」の習得，「思考力・判断力・表現力等」を身に付けることが求められています。
- よりよい地域社会を創るという目標を共有し，郷土を愛し，地域と連携・協働しながら，未来の三原市の創り手となる人材を育む「社会に開かれた教育課程」が求められています。
- 栄養バランスの取れた学校給食を提供し，児童・生徒の心身の健全な発達を促すため，残菜率の改善に向けた取組が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

授業改善・指導体制の充実・指導力の向上・学びの支援体制の充実により，児童・生徒の学ぶ力を育みます。

■主な事業

・指導力向上事業
・学習支援事業

■達成度を測る指標

学力定着の状況（市内平均/全国平均）

	現状値		目標値
小学校	106.4%	↗	110%
中学校	100.8%	↗	110%
	(H30)		(R6)

基本方針 2

人間活動の源である体力の向上を図ります。

■主な事業

・体力向上支援事業

■達成度を測る指標

児童・生徒の体力・運動能力の状況（市内平均が全国を上回る種目の割合）

現状値		目標値
小学校 71.9% 中学校 72.9% (H31)	↗	小学校 80% 中学校 80% (R6)

基本方針 3

社会との触れ合いの中で，郷土三原を愛する心を育みます。

■主な事業

・郷土愛醸成事業

■達成度を測る指標

地域や社会をよくするために何をすべきか考えている児童生徒の割合

現状値		目標値
小学校 63.1% 中学校 53.2% (H31)	↗	小学校 70% 中学校 60% (R6)

基本方針 4

児童・生徒の心身の健全な発達のため，安心・安全な学校給食を提供します。

■主な事業

・調理場等施設維持管理事業

■達成度を測る指標

学校給食における一人当たり残菜率

現状値		目標値
6.3% (H31)	↘	減少 (R6)

基本目標 2

地域の文化と多様な人材を育むまち

政策2-1　教育

施策2-1-2　教育環境の整備・充実

施策がめざす三原市の姿

園児・児童・生徒が安全・快適な環境で教育を受けている。

現状と課題

●教育環境の充実と学校の活性化を図るため，小・中学校の耐震化，普通教室への空調施設整備を行うとともに，それぞれ校種に応じた適正な規模の学校・学級編成の実現に向けた適正配置を進めています。

●学校で使われる教材は，子どもたちの教育効果を高め，児童・生徒の基礎的・基本的な学習理解を助けるうえで重要であり，教材整備指針を踏まえた教材整備を進める必要があります。

●築25年以上経過した学校教育施設が多く，経年劣化対策を進める必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

学習指導要領に対応した学校教材・情報教育環境の充実を図ります。

■主な事業

・教材備品整備事業
・理科教育設備整備事業

■達成度を測る指標

学習者用端末の整備率
（年度末の端末数／5月1日現在の児童生徒数）

現状値		目標値
19.2%（H31）	↗	100%（R6）

基本方針 2

学校教育施設の長寿命化計画を策定し，計画的に改良を進めます。

■主な事業

・学校施設整備事業
・学校施設維持管理事業

■達成度を測る指標

幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けていると感じる市民の割合

現状値		目標値
24.1% (H30)	↗	上昇 (R6)

■主な部門別計画

- （仮称）学校情報教育環境整備計画（計画期間：令和２年～６年）
- （仮称）学校施設長寿命化計画

プログラミング授業

基本目標 2

地域の文化と多様な人材を育むまち

政策2-1　教育

施策2-1-3　青少年の健全育成

施策がめざす三原市の姿

青少年が三原への愛着を持ち，健全に育つ環境が整っている。

現状と課題

●豊かな人間性と助け合いの精神に満ちた青少年の育成をめざし，社会活動への積極的な参加促進を図るなど，地域ぐるみで取組を推進してきました。

●三原に愛着を持つ青少年を育成するために，多様な学習と体験を通じた，ふるさと三原について学ぶ機会が必要です。

●ひきこもり，ニート[30]，非行等の社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者が健やかに育つためには，地域の関係機関・団体等と連携した継続的な支援が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

青少年の健全育成を支援する学習・体験機会を提供します。

■主な事業

・少年少女海外研修・交流事業
・親善都市交流推進事業
・三原ふるさと子ども博士講座事業
・放課後子ども教室事業
・宇根山天文台管理運営事業

■達成度を測る指標

地域の中で青少年が健全に成長できる環境が整っていると感じる市民の割合

現状値		目標値
68.5% (H30)	↗	70% (R6)

基本方針 2

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者への継続した支援の一環として，居場所づくり等に取り組みます。

■主な事業

・若者居場所づくり事業
・青少年育成三原市民会議補助事業

■達成度を測る指標

若者居場所づくり事業の利用者数

現状値		目標値
3人 (H30)	↗	10人 (R6)

三原ふるさと子ども博士講座

少年少女海外研修

基本目標 2

地域の文化と多様な人材を育むまち

政策2-2　生涯学習，文化・スポーツ

施策2-2-1　生涯学習の振興

施策がめざす三原市の姿

市民が生涯を通じた学習活動に取り組み，その成果が活かされている。

現状と課題

- 本市では，三原市生涯学習推進本部を組織し，庁内の連携を図りながら，全市的に生涯学習の推進に取り組んできました。
- 安心して学習できる社会教育施設において生涯にわたって学び続けることができ，その成果を様々な場面で役立てられる機会が求められています。
- ＪＲ三原駅前に移転・新設する新たな図書館の機能を充実し，市民が利用しやすい環境整備を行う必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

施設の修繕を計画的に行うとともに，「いつでも，どこでも，だれでも」自発的に学べ，その成果を活かせる生涯学習環境づくりを進めます。

■主な事業

- 生涯学習推進事業
- 中央公民館生涯学習推進事業
- コミュニティセンター・公民館生涯学習推進事業
- 地域学習拠点生涯学習推進事業
- 市民大学校運営事業

■達成度を測る指標

市民が生涯学習に取り組む機会と場があると感じる市民の割合

現状値		目標値
75.0%（H30）	↗	77%（R6）

基本方針 2

生涯学習の場である図書館を，民間事業者のノウハウ・駅前立地型の特徴を活かし運営します。

■主な事業

・図書館サービス充実事業

■達成度を測る指標

新中央図書館開館初年度以降の年間利用者数の増加割合

現状値		目標値
－	↗	10%
(R2)		(R6)

■主な部門別計画

● （仮称）駅前中央図書館基本計画（平成29年3月策定）

新中央図書館（イメージ）

老人大学（3B体操）

老人大学（レザークラフト）

基本目標 2

地域の文化と多様な人材を育むまち

政策2-2　生涯学習，文化・スポーツ

施策2-2-2　文化・芸術の振興

施策がめざす三原市の姿

市民が文化芸術に関わり，心豊かに文化芸術活動を楽しんでいる。

現状と課題

- みはら文化芸術財団が設立し，協働で文化芸術振興を推進する体制が整いつつあります。
- 平成29（2017）年に「文化芸術基本法」が改正・施行され，「文化芸術推進基本計画」の策定が求められています。
- 文化芸術活動に取り組む市民や文化芸術団体の人材の高齢化が進んでおり，新たな会員の確保や担い手の育成が必要です。
- 三原市芸術文化センター「ポポロ」を拠点とした音楽・舞台芸術の鑑賞機会が充実しつつありますが，市民や文化芸術団体が活動に取り組むきっかけづくりや支援のための仕組みづくりが必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

多彩な文化芸術の鑑賞機会を提供し，文化芸術活動の発表機会を充実することにより新たな担い手の育成を図るなど文化芸術の創造を推進します。

■主な事業

・文化振興事業
・企画展覧会開催事業
・市民ギャラリー維持管理事業

■達成度を測る指標

文化・芸術を楽しみ，活動に取り組む機会と場があると感じる市民の割合

現状値		目標値
21.7%（H30）	↗	上昇（R6）

基本方針 2

三原市芸術文化センター「ポポロ」を（一財）みはら文化芸術財団と協働で，文化芸術の拠点としてだけでなく，新たなまちづくりの活動拠点として運営します。

■主な事業

・芸術文化センター維持管理事業

■達成度を測る指標

三原市芸術文化センター「ポポロ」の年間利用者数

現状値		目標値
78,435人 (H30)	↗	100,000人 (R6)

みはら文化芸術文化財団に登録し文化芸術活動に取り組んでいる人数

現状値		目標値
ー (H31)	↗	2,000人 (R6)

■主な部門別計画

●（仮称）文化芸術推進基本計画策定予定

三原市芸術文化センター「ポポロ」

企画展覧会

基本目標 2

地域の文化と多様な人材を育むまち

政策2-2　生涯学習，文化・スポーツ

施策2-2-3　歴史・文化財[31]を活かしたまちづくり

施策がめざす三原市の姿

三原の歴史資源や文化財の保護・継承のもと，魅力と誇りが市内外に発信されている。

現状と課題

- 文化財の継承者が減少してきており，指定文化財が散逸・消失するおそれがあります。
- 文化財への興味・関心を喚起するため，講演会・見学会や重要文化財の公開等を進め，伝統文化に触れる機会を設ける必要があります。
- 未指定文化財を含めた市全体の文化財の調査や，保存・活用を計画的に行うことにより，保護・継承活動を活発化させる必要があります。
- 市内外に，地域の特色ある優れた歴史資源の魅力を，発信する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

文化財講演会・見学会の開催や重要文化財の公開等を進め，伝統文化に触れる機会を創出します。

■主な事業

・歴史民俗資料館維持管理事業

■達成度を測る指標

資料館の入場者数

現状値		目標値
6,372人 (H30)	↗	7,500人 (R6)

基本方針 2

地域や大学との連携により，文化財の調査や保存・活用に取り組みます。

■主な事業

・記念物保存活用事業
・三原城跡歴史公園等維持管理事業

■達成度を測る指標

伝統文化や文化財の保護・継承が行われ，三原市への愛着が深まっていると感じる市民の割合

現状値		目標値
5.1% (H30)	↗	上昇 (R6)

基本方針 3

市内の歴史資源の魅力を，市内外の人に知ってもらうよう，広報誌や市ホームページ等の様々な情報媒体の活用に取り組みます。

■主な事業

・毛利氏関係市町連携事業

■達成度を測る指標

歴史資源関連ページへのアクセス数

現状値		目標値
10,000回 (H30)	↗	13,000回 (R6)

三原城

見学会（佛通寺）

文化財講演会

久井の岩海

基本目標 2

地域の文化と多様な人材を育むまち

政策2-2　生涯学習，文化・スポーツ

施策2-2-4　スポーツの推進

施策がめざす三原市の姿

市民の主体的なスポーツ・レクリエーション[32]活動が活発に行われている。

現状と課題

- スポーツへの関心が高まる中，体力・競技力の向上や健康の維持増進のための「する」スポーツに加え，「みる」「ささえる」といった観点から推進することが求められています。
- ライフステージ[33]に応じた「する」スポーツを気軽にできる環境づくりやきっかけづくりを促進させる必要があります。
- プロスポーツの公式戦をはじめとしたスポーツ大会の観戦等，「みる」機会の増加により，スポーツに対する関心・意欲の向上を図ることが必要です。
- スポーツ活動が「ささえる」側から活発化するよう，指導者の育成や，スポーツ関係団体の自立した運営の支援をすることが望まれています。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

市民がライフステージに応じて，気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備します。

■主な事業

- リージョンプラザ施設維持管理事業
- 三原運動公園施設維持管理事業
- 白竜湖スポーツ村公園施設維持管理事業
- 北方グラウンド・ゴルフ場施設維持管理事業
- 久井運動公園施設維持管理事業

■達成度を測る指標

スポーツ・レクリエーションを行う場があると感じる市民の割合

現状値		目標値
14.9%（H30）	↗	25%（R6）

基本方針 2

スポーツ大会やスポーツイベントなど，市民がスポーツに触れる機会の拡充を図ります。

■主な事業

・大規模大会開催事業
・市民体育大会開催事業
・トライアスロンさぎしま大会開催補助事業
・白竜湖ふれあいグリーンマラソン大会開催補助事業

■達成度を測る指標

観戦できるスポーツ大会の開催数（累計）

現状値		目標値
3回（H30）	↗	22回（R6）

基本方針 3

各種スポーツ関係団体等との連携を強化し，指導者・支援者の人材育成を図ります。

■主な事業

・三原市体育協会補助事業
・スポーツ推進委員協議会事業

■達成度を測る指標

新規有資格指導者登録者数（累計）

現状値		目標値
27人（H30）	↗	50人（R6）

■主な部門別計画

●三原市スポーツ振興計画（平成29年3月策定，計画期間：平成29年度～令和8年度）

市民体育大会

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-1　商工業・サービス業

施策3-1-1　工業の振興

施策がめざす三原市の姿

新たな企業立地や地元企業の成長により，競争力の高い産業が集積し安定した税収や雇用が確保されている。

現状と課題

- 令和3（2021）年中に完成予定の本郷産業団地や久井工業団地及び臨空産業団地等の未分譲地への企業誘致を推進するとともに，民間遊休地の活用や工業用水の活用も含めた，新たな産業用地等の整備に向けた取組が求められています。
- 企業の設備投資を下支えし，事業活動を活発化する必要があります。
- 少子化等による人材不足への対応や産業団地への就労者の確保策，外国人雇用への支援策を検討するとともに，市内への居住を促進する必要があります。
- 平成30（2018）年７月豪雨災害における企業の復旧･復興を支援する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

既存の産業団地を含め，交通等のインフラの優位性を活かした企業誘致活動を広島県と連携し推進するとともに，港湾エリアや工業用水の活用が可能な民間遊休地など，誘致の受け皿となる新たな産業用地の確保に取り組みます。また，新たに市内に立地する企業や既存企業の設備投資等について，市の各種制度により継続した支援を行います。

■主な事業

- 企業誘致対策事業（本郷産業団地）
- 産業用地適地選定業務委託事業
- 工場等立地条例奨励金交付事業

■達成度を測る指標

従業員数

現状値		目標値
46,798人（H26）	↗	50,000人（R6）

企業の設備投資等を支援する奨励金交付件数

現状値		目標値
18件（H30）	↗	20件（R6）

基本方針 2

平成30（2018）年７月豪雨災害からの企業の復旧・復興を継続支援します。

■主な事業

・大企業災害廃棄物処理費等補助事業

■達成度を測る指標

市内事業所数

現状値		目標値
4,654社 (H26)	↗	5,000社 (R6)

■主な部門別計画

●平成30年７月豪雨災害復旧・復興プラン（令和元年７月策定）

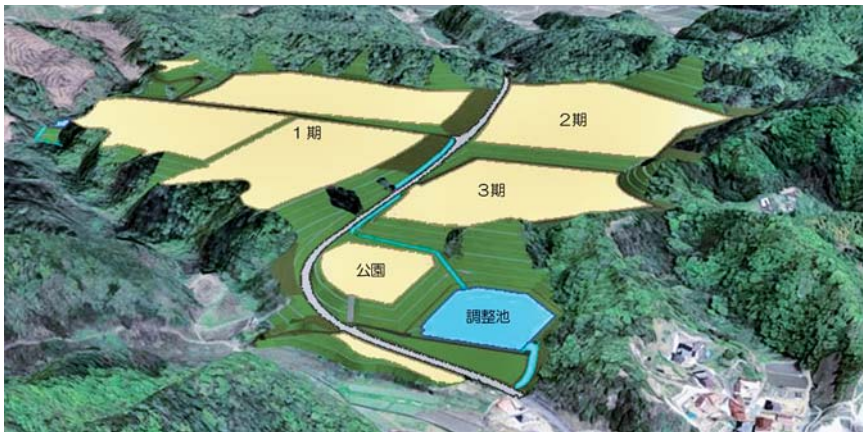

本郷産業団地完成イメージ図

広島臨空産業団地

久井工業団地

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-1　商工業・サービス業

施策3-1-2　商業・サービス業の振興

施策がめざす三原市の姿

情報発信やシティセールス[34]，インバウンド対応による販路拡大などにより，市内の商業・サービス業に活気がある。

現状と課題

●商業・サービス業を含む第３次産業は，全就業者に占める割合が今後増加する予測であるなど，市内の雇用を支えている産業です。今後は，特に観光客向けの宿泊業や飲食サービス業について，観光戦略プランと連携した取組により観光消費額の向上を図ることが求められています。

●市内の卸売業・小売業は，インターネット販売や大型店の取扱商品の多種目化，人口減少などにより，店舗数や商品販売額が減少しています。特に小規模な小売業は，経営の継続が困難となっていることに加え，経営者の高齢化や後継者の不足等から厳しい経営環境にあります。

●周辺地域においては，地域での生活を維持するために，日常の買い物や生活に必要なサービスを受けることができる店舗等の出店及び存続を支援する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

キャッシュレス化や店舗の個性創出など，個店の集客力及び回遊性の向上を図る取組を支援するとともに，新規出店や事業承継などの経営の支援を行います。周辺地域においても，日常の買い物や生活に必要なサービスを受けることができるなど，地域での生活を維持するために必要な対策を行います。

■主な事業

・商工団体育成事業
・地域商業活性化支援事業

■達成度を測る指標

起業・創業支援件数（各団体，機関の合計）

現状値		目標値
92件 (H30)	↗	109件 (R6)

商工業・サービス業に活力があり，振興が図られていると感じる市民の割合

現状値		目標値
5.8% (H30)	↗	上昇 (R6)

■主な部門別計画

●三原市創業支援事業計画

創業支援講座

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-1　商工業・サービス業

施策3-1-3　起業・経営・就労の支援

施策がめざす三原市の姿

新しい産業創出への取組が活発化し，新たな雇用が生まれている。

現状と課題

- 少子高齢化の進行により労働力人口が減少する一方で，有効求人倍率[35]は高い値で推移するなど市内企業の人手不足は顕著な状況となっており，女性や高齢者，障害者，外国人など，労働力・人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。
- 地域経済の新たな活力を生み出すため，起業・創業，第二創業[36]等への総合的な支援を行うとともに，ＩＴ系をはじめとする企業のサテライトオフィス[38]の整備促進や遊休施設の再活用などの取組が必要です。
- 中小企業等が安定的な経済基盤を確立し，専門分野の技術開発力を活かした自立型企業に成長するための支援が必要です。
- 少子・高齢化が進み，労働者人口が減少する中で，仕事と家庭等を両立できる環境整備の推進，勤労者福祉の向上などが求められています。

お試しサテライトオフィス

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

女性，高齢者，障害者，外国人などが就業しやすい環境を整備するとともに，ＵＩＪターン[37]の促進などにより，若い世代が市内で働くことができる機会を創出するなど就労者の確保と市内居住の促進に向け，横断的に取り組みます。また，ＩＴ人材の育成強化や大学，外国人学校など教育機関と連携した先端的な人材育成に向けた基盤づくりに取り組みます。

■主な事業

・都市圏からの人材呼び戻し対策（Jデスクみはら）
・市内企業情報誌作成事業（Jデスクみはら）
・障害者雇用奨励金交付事業
・高年齢者就業機会確保事業
・外国人の就労支援に向けた取組

■達成度を測る指標

転出者に占める就職を理由とした20代・30代の転出割合

現状値		目標値
13.2%（H30）	↘	8%（R6）

女性（25～39歳）の就業率（再掲）

現状値		目標値
69.5%（H27）	↗	75%（R2）

※R2以降も75%の維持をめざす。次回測定はR7。

外国人就労者（技能実習者）数

現状値		目標値
926人（H30）	↗	2,500人（R6）

基本方針 2

産・学・官・金の連携により起業・創業や第二創業等の支援を継続するとともに，起業後の経営安定のため，包括的にサポートする体制を構築します。また，地域経済の新たな活力創出に向け，ＩＴ系をはじめとする企業のサテライトオフィス誘致や遊休施設の再活用促進に取り組みます。

■主な事業

・サテライトオフィス誘致事業
・起業化促進事業

■達成度を測る指標

起業・創業支援件数（各団体，機関の合計）（再掲）

現状値		目標値
92件（H30）	↗	109件（R6）

サテライトオフィス誘致件数

現状値		目標値
ー（H30）	↗	5件（R6）

基本方針 3

中小企業の技術開発や新分野の開拓，また，生産性向上のための先端設備導入等，国や県の事業活用など経営基盤強化への支援を行うとともに，商工団体や金融機関との連携により，事業承継などの事業継続に向けた融資制度や利子補給金制度を継続します。

■主な事業

・中小企業金融支援事業
・びんご産業支援コーディネーター派遣事業

■達成度を測る指標

市内事業所数（再掲）

現状値		目標値
4,654社（H26）	↗	5,000社（R6）

■主な部門別計画

●三原市創業支援事業計画

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-2　農林水産業

施策3-2-1　農林水産業の担い手育成と生産振興

施策がめざす三原市の姿

農林水産業を支える担い手が育っている。

現状と課題

- 農地中間管理機構[39]などの活用により，経営拡大をめざす担い手や企業への仲介を積極的に行う必要があります。また，農地の集積を図るため地域で協議・検討するとともに，将来を見据えた農業のあり方を農業振興ビジョン（令和２～11年度）として定め，計画的に取り組んでいく必要があります。
- 圃場（水田）の土地改良（暗渠等排水対策）など，収穫量増加・作付面積拡大に向けた取組を計画的に行う必要があります。
- 米以外の農産物について，通年配給を可能とする施設整備の検討に加え，振興作物[41]の見直しを行います。また，米粉の６次産業化を促し，加工業者や飲食事業者に米粉を原料とする食材の提供拡大及び米粉の栽培面積拡大を図ることが必要です。
- タコについても６次産業化支援を継続し，販路開拓や魚礁及び藻場礁の整備による機能回復対策，産卵礁の設置などの支援を行うことで生産量の増大を図る必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

参入企業や認定農業者等への農地の集積を推進するとともに，振興作物に集中した生産振興を図ります。振興作物であるトマト，ホウレンソウ，ぶどう，レモンなどの産地化への取組や生産技術指導等の支援を行い，また，全農ひろしま及び広果連の研修制度や各ＪＡのリース事業を通じて，担い手の育成・確保を図ります。

■主な事業

- 農地中間管理事業
- 振興作物生産拡大支援事業
- 農産物栽培用ハウス等導入事業

■達成度を測る指標

担い手（個人認定農業者・集落法人[40]・参入企業）の農地集積[42]率

現状値		目標値
26.7%（H30）	→	37.0%（R6）

基本方針 2

農業におけるＡＩ技術の導入検討など，水稲を中心にスマート農業を推進します。

■主な事業
・スマート農業導入支援の取組

■達成度を測る指標
農業分野における新技術導入の取組件数

現状値		目標値
－ (H31)	↗	10件 (R6)

基本方針 3

学校給食における地場産農産物の使用割合を高めるとともに，地産地消[43]を推進し，直売施設に安定的に農産物を配給する体制を維持します。

■主な事業
・地産地消推進事業

■達成度を測る指標
学校給食における地場産農産物（野菜・米・果物）の使用割合

現状値		目標値
45.6% (H31)	↗	60% (R6)

基本方針 4

新規需要米や加工用米の栽培面積の増加を図り，戦略作物として米粉の普及及び輸出も見据えた取組を行います。

■主な事業
・6次産業化推進支援事業
・経営所得安定対策推進事業
・水産振興事業

■達成度を測る指標
新規需要米（米粉用米）の栽培面積

現状値		目標値
70.6ha (H31)	↗	120.0ha (R6)

基本方針 5

漁業者及び水産業関係団体等と協同し，水産資源増大対策や漁業の新たな担い手確保につながる水産業の総合的な施策を進めます。

■主な事業
・浜の活力再生プラン
・特定幼稚魚育成対策事業費補助
・漁船保険加入費補助，漁船船主責任及び漁船乗組船主保険費補助
・フィッシャリーナ施設整備事業

■達成度を測る指標
海面水産物水揚量

現状値		目標値
102トン (H30)	↗	124トン (R6)

基本方針 6

消費者・生産者のニーズや，社会情勢に応じた柔軟な施策を展開し，活力あふれる農業振興を推進します。

■主な事業
・畜産振興事業　・農業改良普及事業
・農業振興施設維持管理事業

■達成度を測る指標
農林水産業に活力があり，振興が図られていると感じる市民の割合

現状値		目標値
5.5% (H30)	↗	上昇 (R6)

■主な部門別計画

●三原市農業振興ビジョン（令和２年３月策定，計画期間：令和２年度～ 11年度）

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-2　農林水産業

施策3-2-2　農林水産基盤の保全と長寿命化

施策がめざす三原市の姿

森林や農地等が適切に保全・管理されている。

現状と課題

- 農村地域の高齢化や人口減少等により，水路・農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大しており，地域が主体となる共同活動等を促進する必要があります。
- 防護柵の補助や啓発活動を行い，有害鳥獣の被害の減少に努めるとともに，モデル集落を数箇所設置し，総合的な対策により，農作物の被害軽減を実証することで，取組を広げていく必要があります。
- 排水機場とその設備の老朽化が進み，今後の運転・管理に支障が生じることが懸念されており，計画的な対策を検討することが必要です。
- 中山間地域等直接支払及び多面的機能水田[46]に関する交付金の早期交付により，申請団体を増やし協定農用地の拡大に努めるとともに，残すべき農地の特定と，担い手への農地集積に向けた取組を加速させる必要があります。
- 災害等による森林の荒廃が進んでおり，将来にわたって森林資源が活用できるよう，山の手入れをする必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

農業・農村の多面的機能を発揮するため，地域資源の良好な保全を推進します。また，近隣協定組織の統合や優良農地での担い手育成との連携を強化します。

■主な事業

・多面的機能支払事業

■達成度を測る指標

多面的機能支払事業の取組面積

現状値		目標値
2,100ha (H31)	↗	3,000ha (R6)

基本方針 2

有害鳥獣による農作物の被害防止のため，関係機関と連携し，防除及び捕獲に努めます。

■主な事業

・有害鳥獣駆除対策事業

■達成度を測る指標

野生鳥獣による農作物被害額

現状値		目標値
10,752千円 (H29)	↘	5,376千円 (R6)

基本方針 3

排水機場等の計画的な補修等により，長寿命化とライフサイクルコスト[45]低減を図ります。

■主な事業

・土地改良施設維持管理適正化事業
・農業用施設維持補修事業
・農業用施設維持改良事業

■達成度を測る指標

排水機能の不具合による排水機場の停止件数

現状値		目標値
0件 (H30)	→	現状値を維持 (R6)

基本方針 4

中山間地域等において，農業生産活動を通じた耕作放棄地[44]の発生防止と多面的機能の確保をめざします。

■主な事業

・中山間地域等直接支払事業

■達成度を測る指標

中山間地域等直接支払事業の取組面積

現状値		目標値
1,698ha (H31)	↗	1,900ha (R6)

基本方針 5

森林の持つ国土の保全や水資源のかん養，二酸化炭素の吸収等，公益的機能を確保するため，森林の保全に努めます。

■主な事業

・造林事業
・ひろしまの森づくり事業
・森林環境譲与税取組事業

■達成度を測る指標

人工林の健全化と里山林の整備面積

現状値		目標値
33ha (H29)	↗	103ha (R3)

■主な部門別計画

●三原の森づくり事業推進方針（平成29年５月策定，計画期間：平成29年度～令和3年度）

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-3　観光・交流

施策3-3-1　地域資源を活かした観光６次産業化の推進

施策がめざす三原市の姿

市内の観光地が広く認知され，三原市を訪れる観光客が増えるとともに，観光消費額が増加することで，観光が三原市を支える産業の柱のひとつとなっている。

現状と課題

- 観光客数，観光消費額ともに築城450年事業の目標は達成したものの，一人当たりの観光消費額は，県平均の半額以下と低い状況にあります。
- 日帰り観光客が大部分を占めているため，滞在時間の延長につながる魅力的な観光コンテンツや宿泊機能の充実が必要です。
- 「三原やっさタコ」，「佛通寺」，「やっさ祭り」等フックとなる観光素材の認知は向上しましたが，全国的な観光地としての認知には結びつかず，リピーターの獲得に至っていないため，本市のコンテンツに加え，周辺自治体との広域観光を推進する必要があります。
- 観光コーディネーターの設置等により観光協会の機能拡大は図られていますが，観光サービスを提供する体制及び組織，さらに，登録制度による既存ガイド団体との交流，研修を含めた支援が必要です。
- 県外及び海外に向けての情報発信や，外国人観光客に対応した観光情報の多言語化，情報通信環境及び受入施設の整備が不十分であるため，これら受け入れ体制の整備が必要です。
- 地域連携DMO[47]（DMC[48]）を中心とし，地場産品の活用や，加工，飲食，宿泊等の事業者と連携した観光6次産業化を推進することで，観光客数，観光消費額の増加につなげることが必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

地域連携ＤＭＯ（ＤＭＣ）の設置や観光協会との連携及び組織の見直しを図るとともに，ガイド案内など「観光推進体制の強化及び人材育成」を支援します。

■主な事業

・観光資源整備・ひとづくり事業
・地域DMC設立・運営支援

■達成度を測る指標

観光地としての魅力・認知度の向上や「おもてなし」などが充実していると感じる市民の割合

現状値		目標値
6.0%（H30）	→	上昇（R6）

ガイド案内などの人材育成ができた人数

現状値		目標値
63人（H31）	→	80人（R6）

基本方針 2

インバウンドを含めた観光客に対し，祭り，自然，歴史・文化，スポーツ，地域の食材等を活用した食文化など体験型観光[49]の開発や，「瀬戸内海」「錦鯉」「アートの島」など本市の強みを視点に，地域が稼げる観光施策を実施します。

■主な事業

・さつき祭り振興協議会支援事業
・やっさ祭り振興協議会支援事業
・三原神明市協賛会支援事業
・飲食業等観光事業者支援事業
・観光コンテンツ（体験観光）開発の取組

■達成度を測る指標

一人当たりの観光消費額

現状値		目標値
2,244円 (H30)	↗	3,500円 (R6)

体験観光メニュー数

現状値		目標値
5事業 (H31)	↗	10事業 (R6)

基本方針 3

観光交流人口をさらに拡大するとともに，周辺自治体との広域連携を図り，滞在時間の延長，周遊，さらに宿泊につながる「観光コンテンツの発掘」を図ることで，観光を産業の柱のひとつとします。

■主な事業

・三矢の訓観光連携事業
・道の駅ネットワーク事業
・観光コンテンツ（朝観光・夜観光）開発の取組

■達成度を測る指標

宿泊客数

現状値		目標値
146,309人 (H30)	↗	189,000人 (R6)

基本方針 4

国内外から広く観光客を呼び込むため，効果的な情報発信やプロモーション活動等「戦略的情報発信」に取り組むとともに，増加する訪日外国人観光客に対応する案内表示や，宿泊施設の改修など「外国人観光客の受入環境整備」を行います。

■主な事業

・観光戦略プラン推進事業（宿泊施設改修等支援事業）
・観光プロモーション事業

■達成度を測る指標

外国人観光客数

現状値		目標値
40,000人 (H30)	↗	52,000人 (R6)

■主な部門別計画

●第２次三原市観光戦略プラン（平成31年３月策定，計画期間：平成31年度～令和5年度）

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-3　観光・交流

施策3-3-2　国際化の推進

施策がめざす三原市の姿

外国人との身近な交流をはじめ，海外との交流が深まっている。

現状と課題

●本市には海外からの玄関口となる広島空港が所在し，多くの外国人観光客に利用されるとともに，市内に居住する外国人住民は平成30（2018）年には2,000人を超え，さらに出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正による，外国人労働者の受け入れ拡大により，さらなる増加が予想されます。

●ＮＺパーマストン・ノース市との姉妹都市提携により，協定書に基づく連携分野における交流を通じて，市の国際化を進める効果的な取組の推進を図る必要があります。

●外国人労働者等の増加に対応するため，文化の相互理解や外国人が住みやすい地域づくりなどの受入環境の整備と定着を図るための多文化共生の社会づくりに取り組んでいく必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

海外都市との交流や連携とともに，市民への新たな交流機会の創出を通じて，市民の国際感覚や多文化理解の意識向上などに取り組みます。

■主な事業

・国際化推進協議会補助事業
・国際交流員活用事業

■達成度を測る指標

地域に暮らす外国人や，海外との交流など，国際交流ができる機会が充実していると感じる市民の割合

現状値		目標値
4.1%（H30）	↗	上昇（R6）

基本方針 2

姉妹都市のＮＺパーマストン・ノース市[50]や同市に系列校を有するＩＰＵ環太平洋大学との連携により，「教育」，「スポーツ」，「経済」，「危機管理」などの分野の交流を通じ，両市の発展をめざします。

■主な事業

・国際化推進協議会事業（国際交流）

■達成度を測る指標

市の国際化を推進するための交流・連携数

現状値		目標値
7分野（H31）	↗	10分野（R6）

基本方針 3

外国人住民が地域社会で安全・安心に生活できる地域を創出するため，市民や住民組織などに働きかけるとともに，日本語学習や多言語での情報提供の充実を図るなど，誰もが暮らしやすい共生のまちづくりを推進します。

■主な事業

・国際化推進協議会事業（多文化共生[51]）

■達成度を測る指標

外国人住民が増加することを好意的に感じる市民の割合

現状値	目標値
ー（H31）	令和３年度以降設定予定

日本語学習支援ボランティアの登録数

現状値		目標値
35人（H30）	↗	50人（R6）

■主な部門別計画

●三原市国際化推進指針（平成25年3月策定）

NZパーマストン・ノース市との遠隔交流

歓迎レセプションやっさ踊り

外国人住民の推移（各年度２月末時点）

年度	H27	H28	H29	H30	H31
	1,810人	1,950人	2,019人	2,120人	2,382人

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-4　交流・連携基盤

施策3-4-1　快適で安全な道路網の形成

施策がめざす三原市の姿

道路網が整備され，快適・安全に移動できる。

現状と課題

- 本市の道路網は，高規格幹線道路[52]（山陽自動車道）や地域高規格道路[53]（三原バイパス，広島中央フライトロード），一般国道，県道，市道で構成されています。
- 一般国道２号は，地域高規格道路として計画された木原道路の早期完成が求められています。
- 一般国道及び県道では，生活拠点間相互の連携強化のため，計画的な整備が必要です。
- 市道は，地域内の幹線道路や身近な生活道路として計画的な整備を進める必要があります。
- 都市計画道路では，都市内交通の円滑化と連携強化のため計画的な事業進捗を図る必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

地域高規格道路の一部を構成する，一般国道２号木原道路の早期の完成に向け，国や関係機関と連携を図り，整備を促進します。また，その他の地域高規格道路の早期事業化や県道の整備促進に向け関係機関等へ提案活動などの取組を行います。

■主な事業

・一般国道2号　木原道路
・県施行事業負担金（県道改良）

■達成度を測る指標

地域高規格道路の整備率

現状値		目標値
ー (H31)	↗	100% (R2)

基本方針 2

市道について，整備費のコスト縮減を図りながら，継続路線を優先的に整備し，早期の事業効果の発現を図ります。

■主な事業

・市道木原町23号線
・市道糸崎126号線
・市道大和町原田見熊線

■達成度を測る指標

市道の改良率

現状値		目標値
56.5% (H31)	→	57.8% (R6)

基本方針 3

都市計画道路について，現在事業中の３路線の完成を図り，交通の円滑化と安全で安心して移動できる交通体系を確立するとともに，新たな路線整備に向けた検討を進めます。

■主な事業

・街路事業 円一皆実線
・街路事業 本町古浜線４工区
・街路事業 古城通糸崎線２工区

■達成度を測る指標

都市計画道路の改良率

現状値		目標値
79.5% (H30)	→	82.1% (R6)

■主な部門別計画

●三原市都市内道路整備プログラム（平成11年６月改定）

木原道路

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-4　交流・連携基盤

施策3-4-2　空港・港湾を活かしたまちづくり

施策がめざす三原市の姿

空港・港湾施設を基点に，市内外の人・物の流れが広がっている。

現状と課題

●広島空港は中四国地方の拠点空港として重要な役割を担っており，空港機能の充実や交通アクセス整備により機能強化する必要があります。また，民営化やインバウンド増加等の環境変化を契機に空港エリアの賑わいづくりや広域周遊など，新たな周辺地域の活性化に取り組む必要があります。

●貝野･内港地区においては，物流機能の充実･強化と沿岸部におけるにぎわい創出のため，整備・利用促進に取り組む必要があります。

●松浜地区（第２工区）においては，臨海部の特性を活かした新たなにぎわい創出に取り組む必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

広島臨空広域都市圏振興協議会と連携した広島臨空広域都市圏活性化ビジョンの推進等により空港を核とした臨空エリアのにぎわい創出に取り組みます。

■主な事業

・広島空港周辺活性化事業
・広島臨空広域振興事業

■達成度を測る指標

広島空港周辺施設の年間利用者数

現状値		目標値
892千人 (H30)	↗	1,300千人 (R6)

広島臨空広域都市圏活性化ビジョンで定めた事業の実施件数

現状値		目標値
― (H30)	↗	8事業 (R6)

基本方針 2

貝野・内港地区の物流機能強化とにぎわい創出のため，土地利用計画の見直し（港湾計画の変更）を行い，整備・利用促進につなげます。

■主な事業

・港湾施設整備事業（貝野地区）
・港湾施設整備事業（施設改良等）

■達成度を測る指標

港湾施設整備事業（貝野地区）の事業進捗率

現状値		目標値
87.4%（H30）	→	92.9%（R6）

みなとオアシス三原（内港）エリア内年間利用者数

現状値		目標値
21,000人（H30）	→	23,000人（R6）

基本方針 3

松浜地区（第２工区）の早期の埋立完了に向け，関係機関と連携し，事業促進に取り組みます。

■主な事業

・港湾施設整備事業（松浜地区）

■達成度を測る指標

港湾施設整備事業（松浜地区）の事業進捗率

現状値		目標値
70.2%（H30）	→	83.7%（R6）

■主な部門別計画

●三原駅・三原内港周辺地区都市再生整備計画（平成30年３月策定，計画期間：平成30年～令和2年度）
●尾道糸崎港港湾計画（平成31年4月4日　広島県公告，計画期間：平成５年～）
●広島臨空広域都市圏活性化ビジョン（広島臨空広域都市圏振興協議会 令和元年12月策定）

広島空港

港湾施設整備（松浜地区）

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-4　交流・連携基盤

施策3-4-3　ICT[54]（情報通信技術）を活かしたまちづくり

施策がめざす三原市の姿

ＩＣＴの利活用により，市民生活や行政サービスの利便性が向上している。

現状と課題

- スマートフォンの普及やＩＣＴの進展により，文字，音声，映像など多種多様なデータがインターネットを通じて送受信でき，多様化するニーズに対応するため，それらのデータの活用が大きなテーマとなっています。
- 通信ネットワークで流通する多種多様なデータ（官民データ）を活用するための基本的な計画を策定する必要があります。
- 官民データを活用した市民サービスの提供を進めることが必要です。
- ＩＣＴの利活用により，業務のデジタル化と市民サービスの向上を推進することが必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

国が策定した「官民データ活用推進基本計画」を基本とし，本市の各施策と整合性を持った「（仮称）三原市官民データ活用推進計画」の策定，推進に取り組みます。
また，官民データの利活用により，市民や事業者等がデジタル化の具体的なメリットを実感できるようなサービスの提供を行います。

■主な事業

・情報基盤施設維持管理事業
・ケーブルネットワーク施設維持管理事業
・ケーブルネットワーク施設整備事業
・電算管理事業

■達成度を測る指標

（仮称）三原市官民データ活用推進計画の策定

現状値		目標値
ー (H31)	↗	完成 (R3)

（仮称）三原市官民データ活用推進計画に掲載した事業の取組数

現状値		目標値
0事業 (H31)	↗	5事業 (R6)

基本方針 2

ＡＩ，ＲＰＡ[55]，ＩｏＴ等のＩＣＴの導入により業務改善と効率化を進めるとともに，ＩＣＴを活用した利便性の高い市民サービスの提供に努めます。

■主な事業

・電子申請利用促進事業
・RPA，AI，OCR[56]導入促進事業

■達成度を測る指標

市役所に行かなくても，電子申請などの手続きができる環境があると感じる市民の割合

現状値		目標値
9.6% (H30)	↗	上昇 (R6)

業務におけるRPA・AI・OCRの対応事業数

現状値		目標値
0事業 (H30)	↗	増加 (R6)

■主な部門別計画

● （仮称）三原市官民データ活用推進計画策定予定

基本目標 3

多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

政策3-4　交流・連携基盤

施策3-4-4　中心市街地の活性化

施策がめざす三原市の姿

中心市街地（ＪＲ三原駅を中心とした地域）のにぎわいが再生されている。

現状と課題

- 中心市街地活性化協議会に属する関係機関の役割分担と連携を通じて，活性化に向けた取組を進めるとともに，国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業の進捗管理及び効果検証と新たな中心市街地活性化基本計画策定と事業のプランニングが必要です。
- インバウンドを含めた市外からの観光客満足度を高めるため，多言語表記やキャッシュレス決済（電子マネー等）等の環境整備に取り組み，受け入れ体制の構築を図る必要があります。
- 空き店舗の増加については，人手不足や売上減少等の理由から経営維持が困難になり廃業に至るなど，事業の存続を維持することが難しいテナント側と，空き店舗となった後に新たな事業者がなかなか見つからないことなど，双方の課題が見られます。
- 令和２（2020）年７月に事業完了する駅前東館跡地を活用し，にぎわい創出に向けた運営について取り組む必要があります。
- 本町西国街道地区は，歴史的建築物の把握調査や地区住民とのワークショップを通じた，まちなみづくり基本方針の作成等を進めており，今後はこれらを活用した魅力あるまちなみづくりを進めていく必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画掲載事業の進捗管理及び効果検証と新たな中心市街地活性化基本計画策定や民間も含めた各種事業のプランニングと計画推進を通じた活性化に取り組みます。

■達成度を測る指標

中心市街地活性化基本計画で掲げた指標の達成率

現状値		目標値
39%（H30）	→	80%（R6）

■主な事業

・中心市街地活性化推進事業（㈱まちづくり三原の体制強化）
・中心市街地活性化基本計画の策定と掲載事業の進捗管理

基本方針 2

中心市街地の空き店舗の解消を図るため，三原市起業化促進連携協議会による産学官金の連携，㈱まちづくり三原の機能強化による，効果的な情報発進や創業希望者とのマッチングやセミナーの開催，金融機関との連携によるファンド創設など，市の助成制度と併せた総合的な対策を検討し実施します。

■主な事業

・中心市街地活性化事業費補助
・グランドデザイン推進事業

■達成度を測る指標

空き店舗数

現状値		目標値
48件 (H30)	↘	28件 (R2)

中心市街地の小売業年間商品販売額

現状値		目標値
19,850百万円 (H30)	↗	22,767百万円 (R2)

基本方針 3

駅前移転後の新たな図書館の魅力的な運営や，周辺民間事業者等と連携した広場での様々なイベントの開催により，幅広い世代の新たな集客拠点として機能させるとともに，ペアシティ三原西館の利用者なども含め，にぎわいを周辺エリアへ波及させるためのエリアマネジメント協議会の設立及び効果的な運営を行います。

■主な事業

・駅前東館跡地活用事業
・ペアシティ三原西館維持管理事業

■達成度を測る指標

広場を利用した年間イベント数

現状値		目標値
75件 (H23～H28の平均)	↗	100件 (R6)

中心市街地の歩行者等通行量

現状値	目標値
平日 22,185人 休日 19,859人 (H30)	令和2年度以降設定予定

基本方針 4

本町西国街道地区における魅力あるまちなみづくりを推進するため，地区住民やまちづくり団体等と連携した推進体制の構築に取り組むとともに，街並みガイドライン等の景観ルールづくり，西国街道や小路・参道の美装化事業を実施します。

■主な事業

・魅力あるまちなみづくり事業
・本町西国街道美装化事業

■達成度を測る指標

本町に住み続けたいと思う住民の割合

現状値		目標値
72.8% (H30)	↗	80% (R6)

歩行者･自転車通行量（サロンいろは前）

現状値		目標値
674人/日 (H30)	↗	746人/日 (R2)

■主な部門別計画

●三原市中心市街地活性化基本計画（平成27年12月策定，計画期間：平成27年度～令和2年度）

基本目標 4

健やかに暮らせる人に優しいまち

政策4-1　子ども・子育て

施策4-1-1　多様な教育・保育サービスの充実

施策がめざす三原市の姿

乳幼児期から就学前まで，多様な教育･保育サービスを受けることができる。

現状と課題

- 就学前児童数は減少している一方で，出産後早期の職場復帰の傾向から保育所入所児童の低年齢化が進み，保育ニーズは高い状況であり，質・量ともに保育サービスを充実させる必要があります。
- 平成30（2018）年度末において，待機児童33人，未入所児童69人の合計102人が入所できていない状況にあり，対策が必要な状況となっています。
- 令和元（2019）年10月からの幼児教育無償化に伴い，多様で新たな教育・保育ニーズが見込まれることから，これらも踏まえた取組が必要です。
- 保育士などの人材不足が深刻化しており，保育サービスを維持するためにも，人材不足への対策が必要です。
- 「第３期三原市幼稚園･保育所等適正配置実施計画」に基づき，民間活力を含めた人的･物的な受け皿の確保を進める必要があります。

市立保育所

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

多様な保育サービスの充実化を図るとともに，待機児童及び未入所児童の解消に努めます。

■主な事業

・保育所運営事業
・私立保育所運営助成事業
・認定こども園[57]運営事業
・地域型保育事業
・私立認定こども園運営助成事業

■達成度を測る指標

希望する保育サービスを希望する時間に利用することができたと感じている保護者の割合

現状値		目標値
62.3%（H30）	↗	70.0%（R6）

【待機児童数】保育所・認定こども園（長時間利用）に入れず待機している児童数

現状値		目標値
33人（H30）	↘	0人（R6）

【未入所児童数】 希望する保育所・認定こども園（長時間利用）に入れず待機している児童数

現状値		目標値
69人（H30）	↘	0人（R6）

基本方針 2

保育士などの人材を確保するため，就労促進につながるよう学生等への啓発を行うとともに，保育士の研修を強化し，サービスの質の維持向上に取り組みます。

■主な事業

・保育士人材の確保に向けた取組

■達成度を測る指標

市内における保育士及び保育教諭数

現状値		目標値
233人（H31）	→	233人（R6）

■主な部門別計画

●第３期三原市幼稚園・保育所等適正配置実施計画（令和２年２月策定，計画期間：令和２年度～６年度）

●みはら子育て応援プラン（第２期三原市子ども・子育て支援事業計画）（令和２年３月策定，計画期間：令和２年度～６年度）

基本目標 4

健やかに暮らせる人に優しいまち

政策4-1　子ども・子育て

施策4-1-2　子ども・子育て支援の充実

施策がめざす三原市の姿

地域の中で，安心して子どもを生み育てることができる環境が整っている。

現状と課題

- 婚姻数・出生数が減少しており，若者の出会いを創出するなど，結婚を希望する人への支援に取り組む必要があります。
- 平成28（2016）年度に開始した不妊検査・治療費補助事業の利用件数が年々増加しており，子どもを生み育てたいという希望を持つ人への支援が必要です。
- 妊娠や出産，子育てに関する相談に応じられるよう，支援体制の充実を図ることが必要です。
- 児童虐待通告件数の増加や複雑多岐な課題を抱える子育て世帯が増加しており，子どもがいる家庭を支援する必要があります。
- 子育てに負担を感じている共働きやひとり親世帯が多く，全ての子育て世代の負担軽減を図るとともに，子どもの孤立を防ぐための居場所づくりや貧困対策の充実を図る必要があります。
- 発達に課題のある児童への支援など，全ての子どもが健やかに成長できる環境を整備する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

若者の出会いの場を創出します。

■主な事業

・縁結びサポーター養成事業
・ひろしま出会いサポートセンター連携事業

■達成度を測る指標

縁結びサポーター養成数

現状値		目標値
58人 (H31)	↗	108人 (R6)

基本方針 2

妊娠期から子育て期における切れ目のない相談・支援体制の充実と，子どもの健やかな成長及び発達の支援に取り組みます。

■主な事業

・健康診査事業
・虐待防止事業（子ども家庭総合相談支援拠点他）
・子育て世代包括支援センター事業
・発達支援事業（発達専門相談・健診事後教室他）

■達成度を測る指標

1歳6か月児健康診査受診率

現状値		目標値
96.6%（H30）	➡	100%（R6）

基本方針 3

子どもの居場所づくりを推進し，子どもの健やかな成長と子育ちを応援する環境整備を行います。

■主な事業

・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
・児童館運営事業
・児童遊園管理事業

■達成度を測る指標

新児童館を1年間に利用する中高生延べ人数

現状値		目標値
151人（H30）	↗	1,500人（R6）

基本方針 4

子育て世代の負担軽減や，子どもの貧困対策を進め，誰もが安心して子育てできる環境づくりを行います。

■主な事業

・ファミリー・サポート・センター事業[58]
・各種医療費助成事業（乳幼児等・ひとり親）
・各種手当給付事業（児童手当，児童扶養手当，特別児童扶養手当）
・母子生活支援施設運営事業
・子どもの貧困対策事業（子ども食堂立上げ支援・子育て支援サロン支援・ひとり親の学び直し支援）

■達成度を測る指標

ファミリー・サポート・センターの利用者数

現状値		目標値
20人（H30）	↗	40人（R6）

■主な部門別計画

●みはら子育て応援プラン（第２期三原市子ども・子育て支援事業計画）（令和２年３月策定，計画期間：令和２年度～６年度）

基本目標 4

健やかに暮らせる人に優しいまち

政策4-2　健康・医療

施策4-2-1　健康づくりの推進

施策がめざす三原市の姿

自らの健康に関心を持ち，健康づくりに取り組む市民が増えている。

現状と課題

●本市の健康寿命（県算出）は，平成29（2017）年では男性78.79歳（県内18位），女性84.40歳（県内６位）であり，望ましい生活習慣の定着や健康行動の促進により，さらなる延伸をめざすことが必要な状況となっています。

●がんは死亡原因の第１位であるにも関わらず，乳がん・子宮頸がん検診以外の受診率が低迷しており，健診体制の充実と受診率向上を図るとともに，さらに精密検査の受診によって，早期に適切な医療につなぐ必要があります。

●特定健康診査の受診率が低いため，さらなる受診率向上対策を進める必要があります。

●メンタル不調者が増加しており，引き続き相談体制の充実と周囲の理解を促進し，重症化や自殺を予防する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

健康寿命[59]の延伸につながる食生活改善と運動推進に取り組みます。

■主な事業

・食育[60]推進事業（育成講座･活動支援･普及啓発）
・運動普及推進事業（育成講座・活動支援・普及啓発）

■達成度を測る指標

自分にとって適切な食事の内容・量を知っている人の割合

現状値		目標値
70.8%（H29）	↗	上昇（R6）

ウオーキング等運動普及推進事業の参加者数

現状値		目標値
4,923人（H30）	↗	5,500人（R6）

基本方針 2

特定･基本健診，がん検診の推進に取り組みます。

■主な事業

・【国保特会】保健事業
・健康診査事業
・薬局での糖尿病検査事業
・健康教育事業

■達成度を測る指標

特定健康診査受診率

現状値		目標値
27.0%（H30）	→	36.0%（R6）

がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）精密検査受診率

現状値		目標値
87.1%（H30）	→	90.0%（R6）

基本方針 3

こころの相談体制の充実と自殺対策の推進に取り組みます。

■主な事業

・精神保健福祉事業（普及啓発，相談，訪問他）

■達成度を測る指標

ゲートキーパー養成講座参加者数（累計）

現状値		目標値
212人（H30）	→	1,100人（R6）

■主な部門別計画

●健康・食育みはらプラン（平成30年3月改訂，計画期間：平成25年度～令和４年度）
●第２期データヘルス計画（平成30年3月策定，計画期間：平成30年度～令和5年度）

メンタルヘルスサポート事業

基本目標 4

健やかに暮らせる人に優しいまち

政策4-2　健康・医療

施策4-2-2　医療体制の構築

施策がめざす三原市の姿

周産期医療・小児医療・救急医療・在宅医療まで，安心して医療サービスを受けることができる。

現状と課題

- 高齢者の救急搬送件数が増加するなど，救急医療ニーズが変化してきており，「在宅当番医制」，「休日・夜間急患診療所」等，初期救急及び二次救急医療体制の維持・確保が必要です。
- 小児科医師の高齢化等で，小児救急の医師の負担が大きくなってきており，小児救急医療体制の維持・確保が必要です。
- 地域周産期医療センターと市内分娩医療機関との連携強化及び機能分担により，周産期医療体制の維持・確保が必要です。
- 北部地域では退院後の受け皿が少なく，医療と介護の連携強化が必要な状況となっています。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

医療関係者の人材確保や医療機関の運営等を支援し，周産期医療[61]・小児医療・救急医療・在宅医療に至るまでの持続可能な医療体制の維持・確保を図ります。

■主な事業

- 在宅当番医制事業運営委託事業
- 病院群輪番制病院運営費補助事業
- 休日夜間急患センター運営費補助事業
- 周産期医療体制維持継続等支援事業
- 小児救急医療運営費補助事業

■達成度を測る指標

地域で安心して医療サービスを受けられる環境になっていると感じる市民の割合

現状値		目標値
16.6%（H30）	↗	上昇（R6）

24時間365日の二次救急医療体制の維持

現状値		目標値
100%（H30）	➡	100%（R6）

基本方針 2

北部地域の医療を確保するため，医療と介護の連携を強化し，包括的医療体制の充実を図ります。

■主な事業

・世羅中央病院企業団運営事業
・【診療所特会】診療所管理運営事業

■達成度を測る指標

北部地域（久井・大和）における医療機関数

現状値		目標値
5か所（H31）	➡	5か所（R6）

小児医療（イメージ）

救急医療（イメージ）

基本目標 4

健やかに暮らせる人に優しいまち

政策4-3　福祉・介護

施策4-3-1　長寿社会対策の推進

施策がめざす三原市の姿

高齢者が生きがいを持ち，住み慣れた地域で安心して生活している。

現状と課題

- 本市では，65歳以上の高齢者人口が令和２（2020）年以降，減少傾向に転じる予測となっていますが，後期高齢者（75歳以上）の割合は増加していくため，支援を必要とする人を支える地域包括ケア[62]システムの深化が求められています。
- 支援を要する高齢者の把握や，高齢者虐待の防止等に向け，地域における見守りのネットワークの強化が必要です。
- 単身や高齢者のみの世帯，健康課題を有する高齢者の増加への対応や，介護者の負担軽減のため，生活支援体制の整備と在宅医療・介護の連携の強化が必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれており，認知症に対する市民の理解，予防活動，早期発見，重度化防止，権利擁護等の取組が必要です。
- すべての高齢者が積極的に社会参加・社会貢献できる機会を創出し，誰もが生きがいをもって暮らせる地域づくりが必要です。
- 災害が発生し，または発生するおそれがある場合において，支援を要する高齢者等に対する避難支援が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

高齢者及び介護者支援のため，公的サービスや地域の見守りなど，生活支援体制を充実するとともに，多職種連携やＩＣＴの活用により，切れ目ない在宅医療・介護サービスの提供体制の充実を図ります。

■主な事業

・在宅医療・介護連携推進事業
・生活支援体制整備事業

■達成度を測る指標

総介護サービス利用給付費に占める施設サービス利用給付費の割合

現状値		目標値
40.8%（H30）	↘	40%（R6）

基本方針 2

認知症の高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう市民の理解を深めるとともに，予防から発症，重度化防止に向けて，認知症の進行状況に合わせて適切な支援が行えるよう，総合的に推進します。

■主な事業
- 認知症サポーター養成事業
- 認知症地域支援ケア向上事業
- 認知症初期集中支援チーム設置事業
- 認知症予防活動支援事業

■達成度を測る指標
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）

現状値		目標値
11,685人 (H30)	↗	14,700人 (R6)

基本方針 3

判断能力が低下したとしても高齢者等が地域で安心して暮らしていけるよう，虐待防止や成年後見制度の適切な利用促進に取り組みます。

■主な事業
- 成年後見制度利用支援事業

■達成度を測る指標
成年後見制度利用件数

現状値		目標値
232件 (H31)	↗	300件以上 (R6)

基本方針 4

介護予防[63]事業など，高齢者の健康づくりを増進するとともに，社会参加・社会貢献の機会の創出を図ります。

■主な事業
- 介護予防普及啓発事業（健康体操など）
- 在宅要援護者仲間づくり育成事業（サロンなど）
- 地域介護予防活動支援事業（百歳体操など）

■達成度を測る指標
介護や支援を必要としない高齢者の割合

現状値		目標値
80.7% (H30)	↘	79%以上 (R6)

高齢者の集いの場（サロン，百歳体操）への参加実人数

現状値		目標値
4,938人 (H30)	↗	5,900人 (R6)

基本方針 5

災害発生時等において，支援が必要な高齢者等が安全に避難できるよう，日ごろから声かけができる関係づくりを行うとともに，避難行動要支援者[64]避難支援事業の充実を図ります。

■主な事業
- 避難行動要支援者避難支援事業

■達成度を測る指標
協定締結団体数

現状値		目標値
54団体 (H30)	↗	108団体 (R6)

■主な部門別計画

●第７期高齢者福祉計画･介護保険事業計画（平成30年3月策定，計画期間：平成30年度～令和２年度）

●地域福祉計画（令和元年6月改訂，計画期間：平成26年度～令和5年度）

基本目標 4

健やかに暮らせる人に優しいまち

政策4-3　福祉・介護

施策4-3-2　障害者福祉の充実

施策がめざす三原市の姿

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し，社会に参加できている。

現状と課題

- ●障害のある人への権利侵害等は依然として発生しており，障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の周知，啓発が求められています。
- ●施設入所者の高齢化，重症化に伴って，施設から地域生活への移行が進まず，施設入所の待機者が多い状況となっています。
- ●地域自立支援協議会で実施したワークショップでは，障害のある人でも働きやすい職場の不足や障害への理解不足等の声が出ており，一層の啓発が必要な状況となっています。
- ●障害特性に応じた情報提供や避難スペースの確保ができるよう災害時の環境づくりを進める必要があります。
- ●地域で生活していくための課題に対する相談支援体制の充実が求められています。
- ●本人の希望や障害特性に対応した日中活動の場が求められています。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

障害のある人の自立心を育み，主体的に生活できる社会の実現に向け，必要なサービス，情報の提供，相談支援体制の充実を図るとともに，権利擁護の推進に取り組みます。

■主な事業

- ・障害者福祉啓発事業
- ・地域生活支援事業
- ・自立支援給付事業
- ・障害児通所支援事業
- ・重症心身障害児福祉年金事業

■達成度を測る指標

障害のある人が障害福祉サービスなどを利用しながら，住み慣れた地域で安心して生活し，社会に参加できると感じる市民の割合

現状値		目標値
9.8% (H30)	↗	11.0% (R6)

基本方針 2

就労支援事業を拡充し，就労に対する不安の軽減，就労意欲の向上を図るとともに，障害に対する理解を促進し，障害のある人の一般就労を支援します。

■主な事業

・障害者就労支援事業

■達成度を測る指標

福祉施設から一般就労への移行者数

現状値		目標値
28人 (H30)	↗	36人 (R6)

基本方針 3

障害の特性に応じた防災対策，支援のあり方，情報提供の方法等について検討します。

■主な事業

・地域自立支援事業

■達成度を測る指標

地域自立支援協議会で防災部会を開催する回数

現状値		目標値
年10回程度 (H31)	➡	現状値を維持 (R6)

基本方針 4

多様な活動の場の確保，スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援により，社会参加の機会の充実を図ります。

■主な事業

・スポーツ支援事業

■達成度を測る指標

障害者スポーツフェスティバル及びアートイベントへの参加者数

現状値		目標値
642人 (H30)	↗	700人 (R6)

■主な部門別計画

●三原市障害者プラン（第5期）（平成30年3月策定，計画期間：平成30年度～令和2年度）

基本目標 4

健やかに暮らせる人に優しいまち

政策4-3　福祉・介護

施策4-3-3　社会保障制度の適正な運営

施策がめざす三原市の姿

市民の理解と協力のもと，社会保障制度が健全に運営されている。

現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行に伴い，今後，後期高齢者の割合が年々増加し，要介護認定者の増加，介護期間の長期化等により，医療・介護の社会保障費は急速に拡大することが見込まれます。
- 社会保障制度の安定的な運営のため，財源となる保険料等の収納対策を進める必要があります。
- 生活保護から自立するため，就労意欲の喚起を図りながら，就労支援の一層の充実・強化が必要です。
- 地域などとのつながりをなくし，孤立化する生活困窮世帯（人）への対応が必要です。
- 介護保険においては，適切な介護サービスを確保しつつ，制度の安定運営には，介護給付費の増加を抑制する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

医療保険制度を安定的に運営するため，保険料等の収入率の向上を図ります。

■主な事業

・【国保特会】国民健康保険事業（保健事業除く）
・【後期高齢特会】後期高齢者医療事業

■達成度を測る指標

国民健康保険税の現年度分収入率

現状値		目標値
94.6%（H30）	↗	95.2%（R6）

基本方針 2

就労支援等を実施し，生活保護世帯の自立を促進します。

■主な事業

・被保護者就労支援事業
・生活保護費給付事業
・被保護者健康管理支援事業

■達成度を測る指標

就労収入の増加に伴い，生活保護から自立した年間世帯数

現状値		目標値
25世帯 (H30)	↗	30世帯 (R6)

基本方針 3

生活困窮世帯が抱えている課題に沿った支援のあり方を検討します。

■主な事業

・生活困窮者自立相談支援事業
・生活困窮者住居確保給付事業
・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

■達成度を測る指標

自立相談支援センターみはらの新規相談数

現状値		目標値
275件 (H30)	↗	300件 (R6)

相談解決に向けた支援プランの作成件数

現状値		目標値
11件 (H30)	↗	12件 (R6)

基本方針 4

介護保険サービスの確保及び給付にかかる各種適正化事業の強化により，将来にわたって持続可能な制度の運営に努めます。

■主な事業

・介護保険給付事業
・介護給付適正化事業
・介護職員等就労支援事業

■達成度を測る指標

計画内給付（給付費実績÷計画給付費）

現状値		目標値
0.94 (H30)	↗	1以下 (R6)

■主な部門別計画

●第７期高齢者福祉計画･介護保険事業計画（平成30年3月策定，計画期間：平成30年度～令和2年度）

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-1　防災

施策5-1-1　災害対応力の強化

施策がめざす三原市の姿

市民等による地域防災力の向上（自助，共助），及び行政による防災体制の整備（公助）が図られ，また相互の連携・協力による災害対応力が強化されている。

現状と課題

- 災害による被害を最小限に抑えるため，自主防災組織の設立や当該組織を中心とした防災訓練などにより，市民の防災・減災に対する意識の醸成や知識・技術の習得に向けた取組が必要です。
- 災害から市民の命を守るため，様々な情報伝達手段を活用し，正確な情報を迅速かつ的確に伝えていくことが必要です。
- 災害発生時だけでなく，平常時から行政・市民・地域・企業等の連携・協力体制を構築しておくことが必要です。
- 平成30（2018）年7月豪雨災害をはじめとする緊急時において，現状では避難情報の発信が避難行動につながっていないことが課題となったことから，効果的な避難行動の促進について，民間企業も含めた協力体制の構築による防災力の向上が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

自主防災組織の新規設立への支援や，既存組織の活性化に取り組むとともに，出前講座の開催や訓練の実施により市民の防災力向上を図ります。

■主な事業

・自主防災組織設立・育成事業

■達成度を測る指標

自主防災組織の活性化率

現状値		目標値
59%（H31）	↗	80%（R6）

基本方針 2

市民が多様な手段で災害情報を迅速・確実に取得できる環境整備に取り組み，メール配信システムの登録やＦＭ告知端末の配布，情報入手方法の周知を図ります。

■主な事業

・コミュニティＦＭ整備事業
・メール配信システム
・防災啓発事業

■達成度を測る指標

災害時一斉情報伝達手段整備事業によるＦＭ告知端末の世帯普及指数

現状値		目標値
74.6% (H31)	↗	80.0% (R6)

基本方針 3

平常時から訓練や協定の締結などを通じて，地域や企業との関係強化を図り，災害時には円滑な連携や協力が得られる関係を構築します。

■主な事業

・防災ネットワーク推進事業
・地域防災計画推進事業

■達成度を測る指標

防災・減災を目的とした地域・企業と連携した取組事業

現状値	目標値
ー (H31)	令和2年度以降 設定予定

基本方針 4

平成30（2018）年7月豪雨災害の教訓から，緊急時の市の体制を強化するとともに，民間企業や防災関係機関との連携により，市民の避難行動の促進を図り，災害死ゼロをめざします。また，避難所の生活環境の改善に取り組みます。

■主な事業

・避難行動調査研究事業
・拠点避難所整備事業
・職員の災害対応能力育成事業

■達成度を測る指標

防災のための施設や情報，活動体制が充実していると感じる市民の割合

現状値		目標値
11.2% (H30)	↗	上昇 (R6)

■主な部門別計画

●三原市地域防災計画（平成17年6月策定　令和元年6月修正）
●三原市国民保護計画（平成19年1月策定　平成21年6月修正）
●地域防災拠点備蓄計画（平成24年10月策定　平成30年３月修正）
●三原市災害時一斉情報伝達手段整備計画（平成25年6月策定）
●三原市大規模地震時の業務継続計画（平成29年9月策定）
●平成30年7月豪雨災害復旧・復興プラン（令和元年７月策定）

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-1　防災

施策5-1-2　災害に強いまちの構築

施策がめざす三原市の姿

災害発生時に被害を最小限に抑えるための整備が進んでいる。

現状と課題

- 大型台風や集中豪雨が多発しており，公共施設等に甚大な被害が発生しているとともに，経年により施設の老朽化が急速に進んでいます。
- 浸水や土砂災害による被害を最小限に抑えるため，雨水排水施設・設備の整備や急傾斜地崩壊対策，河川改修や高潮対策などの取組を推進する必要があります。
- 道路や河川等の公共施設は，防災・減災の観点から適正な維持管理が必要です。中でも橋梁については，老朽化が進むものも多くあり，全橋梁を対象に長寿命化計画を策定し，定期点検や優先度の高い橋梁から補修工事を継続して実施しています。
- 下水道施設については，全体的な老朽化の進み具合を考慮して，修繕・改修等の優先順位付けを行うなど，施設管理の最適化を図る必要があります。
- 土砂の搬出・搬入・埋立等の適正化を図り，土砂災害の防止を推進する必要があります。
- 大規模地震発生時に備え，住宅・建築物の耐震化を促進する必要があります。
- 平成30（2018）年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた箇所について，県などの関係機関と連携し，早急に復旧・復興する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

災害に強い下水道施設の構築を図るとともに，ストックマネジメントを考慮した維持・管理・更新を行います。

■主な事業

・公共下水道（雨水）事業単独
・公共下水道（雨水）事業補助

■達成度を測る指標

下水道（雨水）施設の整備率
（※事業計画区域1030.5haに対する）

現状値		目標値
81.6% (H30)	↗	86.8% (R6)

基本方針 2

効果的・計画的に急傾斜地崩壊対策及び河川改修を進めます。

■主な事業

・急傾斜地崩壊対策事業　沼北小学校地区
・急傾斜地崩壊対策事業　神社北地区
・普通河川　大平川
・普通河川　引尾川

■達成度を測る指標

急傾斜地崩壊対策の整備完了地区

現状値		目標値
2地区/10地区（20%）(H31)	→	4地区/10地区（40%）(R6)

河川改修の整備延長

現状値		目標値
0.5km/2.7km（19%）(H31)	→	2.7km/2.7km（100%）(R6)

基本方針 3

橋梁などの点検の省力化及び橋梁補修等について新技術の導入等により維持管理・更新費用の縮減を図るとともに，集約化が可能な橋梁について検討を行い財政負担の軽減を図ります。
また，道路や河川等の公共土木施設の適正な維持・補修を行います。

■主な事業

・橋梁長寿命化対策事業
・道路維持修繕事業
・河川修繕事業

■達成度を測る指標

橋梁補修率

現状値		目標値
53%(H30)	→	100%(R6)

トンネル補修率

現状値		目標値
ー(H30)	→	100%(R6)

港町第１雨水排水ポンプ場

基本方針 4

高潮対策事業は，県との調整・連携を密にし，着実な事業促進を図ります。

■主な事業

・港湾施設整備事業（高潮対策）

■達成度を測る指標

高潮対策事業（松浜地区）の事業進捗率

現状値		目標値
60.4% (H30)	↗	100% (R6)

基本方針 5

土砂の搬出，搬入，埋立等の適正化を図り，土砂災害の防止を推進します。

■主な事業

・土砂条例事務

■達成度を測る指標

開発行為（搬出届を受理，搬入・埋立を許可したもの）にかかる災害発生件数

現状値		目標値
0件 (H30)	➡	現状値を維持 (R6)

基本方針 6

住宅・建築物の耐震化を促進します。

■主な事業

・木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

■達成度を測る指標

住宅の耐震化率

現状値		目標値
72.3% (H27)	↗	84.8% (R6)

急傾斜地崩壊対策事業

基本方針 7

災害復旧に関わる業務の円滑化・迅速化を図り，被災箇所の早期復旧を推進します。
県施行の沼田川水系沼田川河川激甚災害対策特別緊急事業へ協力し，再度災害防止を図ります。

■主な事業

・公共土木施設災害復旧事業
・農地・農林業用施設災害復旧事業

■達成度を測る指標

災害復旧事業（補助災害）の進捗率

●公共土木施設

現状値		目標値
39.2% (R1.12)	↗	100.0% (R4)

●農地・農林業用施設

現状値		目標値
5.6% (R1.12)	↗	100.0% (R4)

■主な部門別計画

●三原市の橋を長持ちさせる計画（平成24年9月策定，計画期間：平成24年度～ 29年度）見直し（令和2年度～令和6年度）
●三原市耐震改修促進計画［2期計画］（平成28年2月策定，計画期間：平成28年度～令和2年度）
●三原市のトンネルを長持ちさせる計画（平成29年３月策定，計画期間：平成29度年～令和8年度）
●舗装の個別施設計画（平成29年５月策定，計画期間：平成29年度～令和３年度）
●平成30年7月豪雨災害復旧・復興プラン（令和元年７月策定）

公共土木施設災害復旧事業

農地災害復旧事業

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-2　生活の安全安心

施策5-2-1　消防・救急体制の整備

施策がめざす三原市の姿

消防・救急活動が迅速に行われ，市民の生命・財産が守られている。

現状と課題

- 老朽化及び未耐震庁舎の改修や年数を経過した車両，消防水利及び資機材の故障等の問題に対応するため，消防力整備計画に基づき，消防施設整備の強化を図る必要があります。
- 更新時期を迎える通信指令センター機器の更新並びに維持を行う必要があります。
- 防火思想の普及啓発と併せ，防火対象物の査察を行い安全なまちづくりをめざす必要があります。
- 救命率の向上をめざし，普通救命講習受講者の増加促進をめざす必要があります。
- 消防団活性化対策として消防団員の確保や施設の統廃合，消防団施設装備の更新を計画的に行い，消防団の機能強化を図る必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

消防力整備計画に基づき，分署・出張所の計画的な整備を行います。また，尾道市・三原市消防指令センターの機器の整備更新を行い，災害対応力の強化を図ります。

■主な事業

- 消防力整備計画の推進
- 通信指令システム整備事業
- 防火貯水槽整備事業
- 署関係車両設備整備事業

■達成度を測る指標

火災・救急・救助の現場到着所要時間（平均時間）

現状値		目標値
9分 (H31)	↘	8.7分 (R6)

基本方針 2

住宅防火対策の推進，消防用設備等の設置促進により，被害の軽減を図るとともに，予防査察による火災予防思想の普及啓発を行います。

■主な事業
・予防査察事業

■達成度を測る指標
出火率の減少

現状値		目標値
6.68件/人口万人 (H31)	↘	6.08件/人口万人 (R6)

基本方針 3

応急手当の重要性を理解し，実施できる市民の増加を図るとともに，救急車適正利用の啓発を行います。

■主な事業
・警防業務

■達成度を測る指標（累計）
市民の普通救命講習受講者数

現状値		目標値
20,649人 (H31)	↗	23,000人 (R6)

基本方針 4

消防団施設・装備を充実させるとともに，教育訓練を行い，地域防災力の強化を行います。

■主な事業
・消防団活動事務
・消防団関係車両・設備整備事業
・非常備消防施設等整備事業

■達成度を測る指標
消防団員数

現状値		目標値
1,312人 (H31)	↗	1,369人 (R6)

■主な部門別計画

●消防力整備計画（令和２年２月策定，計画期間：令和２年度～令和６年度）

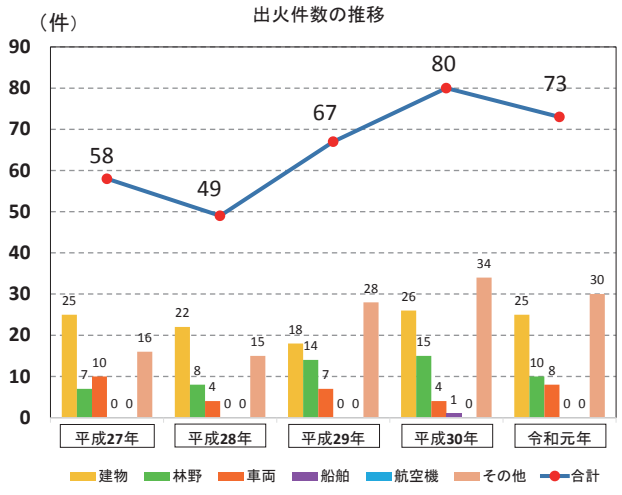

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-2　生活の安全安心

施策5-2-2　防犯活動・交通安全対策の推進

施策がめざす三原市の姿

犯罪や交通事故の心配が少なくなり，安心して生活できる。

現状と課題

- 刑法犯認知件数は年々減少しているものの，特殊詐欺事案が非常に巧妙化し，高額な被害が発生しているため，引き続きメール配信，告知放送，町内放送，市ホームページ等を活用し啓発に取り組む必要があります。
- 通学路の変更や道路環境の変化等に対応するため，継続的に通学路の点検を行い，安全確保に向けた取組を行う必要があります。
- 高齢運転者による交通死亡事故が増加しているため，安全運転サポート車，免許返納制度の普及啓発に取り組む必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

防犯灯の維持管理による安全確保や犯罪の防止に取り組みます。

■主な事業

・防犯灯維持管理事業

■達成度を測る指標

防犯灯新規設置件数

現状値		目標値
80件 (H28～H30の平均値)	➡	現状値を維持 (R6)

基本方針 2

警察，防犯連合会，その他関係団体と連携し，総合的な防犯対策を推進します。

■主な事業

・安心・安全事業

■達成度を測る指標

人口千人あたりの刑法犯認知件数

現状値		目標値
5.33件 (H30)	↘	減少 (R6)

基本方針 3

通学路交通安全プログラムとして，通学路の危険箇所を点検し，必要な対策・対応を行います。

■主な事業

・交通安全施設整備事業
・通学路交通安全事業

■達成度を測る指標

人口千人あたりの交通事故発生件数

現状値		目標値
2.02件 (H30)	↘	減少 (R6)

基本方針 4

高齢運転者に対して体験講習会を開催し，安全運転サポート車の推進を図るとともに，警察と連携し，免許返納制度の周知に努めます。また，各種交通安全対策の推進に取り組みます。

■主な事業

・交通安全事業

■達成度を測る指標

交通事故発生件数に占める高齢運転者の割合

現状値		目標値
27.2% (H30)	↘	減少 (R6)

■主な部門別計画

●第10次三原市交通安全計画（平成29年3月策定，計画期間：平成29年度～令和２年度）

安全運転サポート車体験講習会

防犯灯

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-2　生活の安全安心

施策5-2-3　消費者・生活者の安心の確保

施策がめざす三原市の姿

消費者トラブルや生活の心配事が解決する等，安心して生活できている。

現状と課題

- 市民が日常生活を送るうえでの不安の内容は多様化し，日々の暮らしに関する相談は複雑かつ高度化しており，法律的，専門的な相談ニーズは依然として高い状況にあります。
- 狂犬病ウィルスは，人にも感染し，発症すると，ほぼ100パーセントが呼吸障害によって死亡します。狂犬病の発症を防ぐために，犬の飼い主一人ひとりが狂犬病に関して正しい知識を持ち，飼い犬の登録と予防注射を確実に行うことが必要です。
- 公衆衛生及び食品衛生は市民生活に密着しており，高い衛生基準の維持が必要です。
- なりすまし，架空請求，還付金等の振り込め詐欺[65]が増加傾向にあり，国民生活センター・経済産業省や県等の関係機関と連携し，迅速で的確な情報提供や，消費生活能力を高めるための啓発活動等の充実が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

無料法律相談（年15回）及び一日総合相談（年1回）を維持・継続します。

■主な事業

・行政相談・無料法律相談事務事業

■達成度を測る指標

市民生活に関する相談のうち，解決又は関係機関に引き継いだ割合

現状値		目標値
95.5%（H30）	↗	上昇（R6）

基本方針 2

狂犬病予防業務及び野犬の捕獲作業業務を継続実施します。

■主な事業

・感染症対策事業

■達成度を測る指標

狂犬病予防注射実施率

現状値		目標値
66.4% (H30)	↗	70% (R6)

基本方針 3

公衆衛生推進協議会や食品衛生協会と連携し，衛生対策を継続します。

■主な事業

・公衆衛生対策事業

■達成度を測る指標

衛生対策に係る各種キャンペーンの協力件数

現状値		目標値
3件 (H30)	→	現状値を維持 (R6)

基本方針 4

国民生活センター・経済産業省や県等の関係機関との連携を強化し，消費者への迅速で的確な電子商取引[66]や様々な詐欺に関する情報提供，出前講座等による啓発推進により，消費生活能力の向上を図ります。

■主な事業

・消費生活センター運営事業

■達成度を測る指標

消費生活相談件数

現状値		目標値
577件 (H30)	↘	減少 (R6)

消費者問題関連の啓発事業数

現状値		目標値
15件 (H30)	↗	30件 (R6)

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-3　環境

施策5-3-1　環境保全と低炭素まちづくりの推進

施策がめざす三原市の姿

身近な環境が保たれ，地球環境にやさしい生活が営まれている。

現状と課題

- 人為的な影響を始めとした地球環境の変化などにより里地・里山，水辺や野生動植物の自然環境に変化が生じており，生活環境の保全に取り組んでいます。
- 地球温暖化の原因となる様々な問題や廃棄物等のごみに関する問題など，身近な環境への関心を高める取組の実施や啓発を行っていくことが必要です。
- 地球温暖化の一因である温室効果ガス[67]等の増加により起こる気候変動等の対策として，省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進が求められており，持続可能な社会を形成していくため，これらの情報提供や普及促進に取り組む必要があります。
- 環境への負荷軽減を図るため，グリーン購入に公的機関が率先して取り組むとともに，一般消費者への普及啓発に努めることが必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

山・川・海やそこで育まれた生物多様性[68]の保全及び環境保全並びに環境美化に関する啓発に取り組みます。

■主な事業

・環境保全啓発事業
・きれいな三原まちづくり推進事業

■達成度を測る指標

自然と触れ合える環境が保たれていると感じる市民の割合

現状値		目標値
23.2% (H30)	↗	上昇 (R6)

基本方針 2

市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルを実践できるよう情報提供や二酸化炭素排出量の削減に向けた支援に努めます。

■主な事業

・家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助事業

■達成度を測る指標

環境負荷の少ない生活を実践している市民の割合
（環境にやさしい製品（リサイクル製品）を購入）

現状値		目標値
61.2% (H29)	↗	増加 (R6)

基本方針 3

市民，市民団体，事業者がそれぞれの役割を理解して，地域や様々な場所において連携・協働して主体的に環境保全活動に取り組めるよう支援します。

■主な事業

・第２次三原市環境基本計画等推進事業

■達成度を測る指標

環境保全活動年間参加者数

現状値		目標値
52人 (H30)	↗	100人 (R6)

■主な部門別計画

●第2次三原市環境基本計画（平成30年6月策定，計画期間：平成30年度～令和9年度）

親子水辺教室

海岸清掃イベント

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-3　環境

施策5-3-2　循環型社会[69]形成の推進

施策がめざす三原市の姿

ごみの分別やリサイクルの推進により，暮らしやすい環境の実現が進んでいる。

現状と課題

- 正しいごみの分別やリサイクルの推進を図るため，処理施設の整備や分別指導，事業系ごみの処理単価の見直しなどに取り組んできました。
- 清掃工場など各施設の機能を最大限発揮するため，一般廃棄物の安定的な処理に引き続き取り組む必要があります。
- 環境に配慮した一般廃棄物の適正処理を行うため，引き続き正しいごみの分別に対する理解と協力によるごみの減量化を図ることが必要です。
- ストックヤード[70]の活用促進や古紙等資源集団回収奨励金交付事業の継続などにより，リサイクルへの意識を高め，再資源化率の向上ることが必要です。
- 快適で暮らしやすい環境の実現には，引き続き地域美化への意識啓発に取り組むとともに，廃棄物の排出困難者支援など，地域や町内会が抱える課題への対応が求められています。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

清掃工場など各施設の機能を最大限に発揮させるため，施設・設備の長寿命化や計画的な更新を進めるとともに，ごみや環境に対する啓発のための施設活用や市民の利便性向上に取り組み，一般廃棄物の安定的処理を継続します。

■主な事業

- 循環型社会形成推進交付金事業
- 不燃物処理工場更新事業（負担金事業）
- 三原市清掃工場（工事請負及び設計・施工監理）
- 埋立処分地再生・延命化事業
- 三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場事業

■達成度を測る指標

市民１日１人あたりのごみ排出量

現状値		目標値
904g (H30)	↘	減少 (R6)

基本方針 2

ごみの減量化や分別不良，不法投棄に対し，住民や事業所の理解と協力を促進するため，家庭や学校，事業所などと連携した取組を推進します。

■主な事業

・不法投棄対策事業
・排出等啓発事業
・古紙等資源集団回収奨励金交付事業
・廃棄物減量等推進事業

■達成度を測る指標

不法投棄通報件数

現状値		目標値
35件 (H30)	↘	減少 (R6)

ごみステーションでの指導件数（イエロー・レッドシール貼付件数）

現状値		目標値
36,881件 (H30)	↘	減少 (R6)

基本方針 3

環境への影響が問題視されているペットボトルやプラスチック類の処理やリサイクル全体のあり方を検討し，ごみの減量化や再資源化を推進します。

■主な事業

・一般廃棄物処理基本計画策定事業
・廃棄物減量等推進審議会運営事業

■達成度を測る指標

再資源化率

現状値		目標値
14.8% (H30)	↗	上昇 (R6)

基本方針 4

ごみの排出困難者支援など，地域や町内会等が抱える課題に対応するため，「地域の自主性や自己決定」を尊重しながら，官民の連携を推進します。

■主な事業

・ごみの排出困難者支援事業

■達成度を測る指標

ごみの減量やリサイクルに取り組む環境が整っていると感じる市民の割合

現状値		目標値
19.2% (H30)	↗	上昇 (R6)

■主な部門別計画

●三原市一般廃棄物処理基本計画（平成28年4月改定，計画期間：平成18年～令和３年）

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-4　生活基盤

施策5-4-1　計画的なまちづくりの推進

施策がめざす三原市の姿

「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に基づき，様々な施策が展開されている。

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行，平成30（2018）年７月豪雨災害等の自然災害の多様化，激甚化を背景に，安心して安全に暮らせるまちづくりが求められています。
- 安心・安全な都市づくりを推進するため，「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に示すコンパクトシティ[71]形成に向けた土地利用と都市施設の整備を進める必要があります。
- 魅力あるまちなみ，デザイン性のある都市空間を形成するため，地域資源を活用し，地域住民と連携したまちなみづくりを進める必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

都市計画区域区分・用途地域等を見直し，コンパクトシティ形成に向けた土地利用を推進します。

■主な事業

・備後圏・本郷都市計画総合見直し事業
・人口密度の維持，都市機能の維持・誘導に関する取組の推進

■達成度を測る指標

居住誘導区域内の人口密度

現状値		目標値
52.9人/ha (H22)	↘	52.1人/ha (R6)

基本方針 2

地域資源等を活用した魅力あるまちなみづくりを進めるとともに，花や緑を大切に，地域固有の景観を守り，育て，活用するための計画づくりや事業に取り組みます。

■主な事業

・全国都市緑化フェア事業
・（仮称）街路樹管理計画策定事業

■達成度を測る指標

美しい景観の形成や，市街地の整備など，まちなみが整備されていると感じる市民の割合

現状値		目標値
11.8%（H30）	↗	16.7%（R6）

■主な部門別計画

●三原市立地適正化計画（平成29年12月策定，計画期間：平成29年～概ね20年後）
●三原市都市計画マスタープラン（平成31年3月策定，計画期間：平成31年～令和７年）

三原市街地

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-4　生活基盤

施策5-4-2　都市・生活基盤の保全・整備

施策がめざす三原市の姿

街区や公園等の都市・生活基盤が整備され，快適に生活できる環境が整っている。

現状と課題

- 生活道路をはじめ公園，下水道等のインフラ施設は，市民生活や地域経済を支える重要な施設ですが，老朽化の進行や人口減少等に伴う市民ニーズの変化により，取り巻く環境は大きく変化しています。
- 東本通土地区画整理事業は，事業に対する関係権利者と合意形成の取組を強化し，事業推進する必要があります。
- 都市公園事業は，住民一人あたりの公園面積が小さく，老朽化に伴う施設の更新等が必要な状況であり，計画的な事業執行が求められています。
- 市営駐車場は，いずれの施設も老朽化が進み，耐震・バリアフリー[72]などに課題があり，対策が必要な状況となっています。
- 住居表示実施区域で行われる新たな開発・建築行為等への対応，また表示板の老朽化による破損箇所が見られ，これらの対応が求められています。
- 新斎場の供用開始に向け，建設工事等を進めるとともに，管理運営体制を構築する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

都市・生活基盤を整備するため，東本通土地区画整理事業を重点的に推進します。

■主な事業

・東本通土地区画整理事業（保留地事業）
・東本通土地区画整理事業（街路事業）

■達成度を測る指標

東本通土地区画整理事業区域内の人口

現状値		目標値
1,528人 (H30)	→	1,920人 (R6)

基本方針 2

新たな都市公園整備と既存施設の更新，新斎場の建設整備・運営を計画的に進めます。

■主な事業

・都市公園整備事業
（都市公園安全安心対策緊急総合支援事業）
・都市公園整備事業（東本通地区）
・（仮称）船木防災公園整備事業
・斎場施設維持管理事業
・新斎場建設事業

■達成度を測る指標

住民一人当たり都市公園面積

現状値		目標値
4.4㎡/人 (H30)	→	5.0㎡/人 (R6)

基本方針 3

市営駐車場は，その必要性や民間を含めた駐車場の需要量と供給量に基づく適正な規模を検討し，施設の更新を図ります。

■主な事業

・三原内港東駐車場更新事業
・円一町駐車場更新事業
・帝人通り駐車場更新事業

■達成度を測る指標

公共施設類型別実施計画達成率

現状値		目標値
－ (H30)	→	33.3% (R6)

基本方針 4

快適で便利に生活できる環境づくりのため，分かりやすい住所の表示に取り組みます。

■主な事業

・住居表示維持管理業務

■達成度を測る指標

住居表示板貼替区域面積

現状値		目標値
17.8km² (H30)	→	23.3km² (R6)

宮浦公園

東本通土地区画整理事業区域

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-4　生活基盤

施策5-4-3　安全でおいしい水の供給

施策がめざす三原市の姿

安心して飲むことができるおいしい水が安定供給されている。

現状と課題

- 水道施設災害復旧復興事業を早期に完了する必要がありますが，他事業との調整が必要で早期着手できない箇所があることが課題となっています。
- 災害復旧復興事業に最優先で取り組むとともに，有収率を高めるための老朽管路の更新（耐震化）にも計画的に取り組むことが必要です。
- 三原市水道事業経営戦略の計画期間以降も，人口減少などによる使用水量の減少による減益，及び老朽施設の更新費用が増加していくことが見込まれることから，次期計画への影響を最小限に留め，健全な企業経営を持続するため，現計画の進捗状況についての検証を行う必要があります。
- 平成30（2018）年度から広島県水道広域連携協議会において，県内の各市町と水道事業の広域化について検討を行っていますが，施設の最適化や収支の将来推計等の課題解決を見据えた方針決定が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

他事業との調整を密に行い，水道施設の災害復旧復興事業の早期完了をめざします。

■主な事業

・水道施設災害復旧・復興事業

■達成度を測る指標

災害復旧復興事業の進捗率

現状値		目標値
95.0%（H31）	→	100%（R6）

基本方針 2

老朽管路の更新率と耐震化率の向上を図り，安全で強靭な水道施設の構築を目指します。

■主な事業

・水道施設更新事業

■達成度を測る指標

管路の耐震化率

現状値		目標値
31.0% (H31)	→	35.9% (R6)

基本方針 3

有収率の向上を図り，効率的な水運用を行います。

■主な事業

・老朽管路保全事業

■達成度を測る指標

有収率

現状値		目標値
89.2% (H31)	→	92.5% (R6)

基本方針 4

三原市水道事業経営戦略の進捗状況の検証を行い，計画的な施設更新を推進します。

■主な事業

・三原市水道事業経営戦略推進事業

■達成度を測る指標

三原市水道事業経営戦略における事業進捗率

現状値		目標値
8.1% (H31)	→	59.6% (R6)

基本方針 5

広島県水道広域連携協議会に参画し，効果的な事業運営について研究を行います。

■主な事業

・広島県水道広域連携事業

■達成度を測る指標

広島県水道広域連携協議会開催回数

現状値		目標値
2回 (H31)	→	10回 (R6)

■主な部門別計画

●三原市水道事業経営戦略（平成30年３月策定，計画期間：平成30年度～令和９年度）

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-4　生活基盤

施策5-4-4　汚水の適正処理

施策がめざす三原市の姿

下水道や浄化槽などが整備され，衛生的で快適な生活環境が整っている。

現状と課題

- 平成30（2018）年度末の本市における下水道人口普及率47.7％は，全国79.3％及び県内75.3％より低い状況にあります。
- 平成29（2017）年度に策定した「三原市汚水処理施設整備計画」の令和6（2024）年度末での汚水処理人口普及率目標値81.5％に対し，平成30（2018）年度末77.3％となっています。
- 公共下水道の人口普及率の向上を図るとともに，地域の実情に応じて合併浄化槽の設置を促進する必要があります。
- 「三原市汚水処理施設整備計画」の見直しにより，今後の汚水処理施設整備における合併浄化槽の比率が高くなるため，さらなる設置・転換促進が必要です。

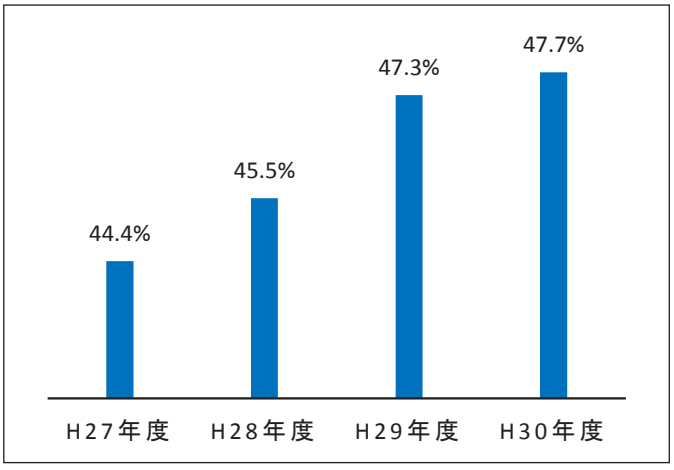

下水道人口普及率の推移
（都市部下水道整備課調べ　各年度3月31日現在）

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

公共下水道の処理区域内の計画的な下水道整備を行うとともに，コスト縮減を図りながら，公営企業会計のもとで安定した事業運営を行います。

■主な事業

・公共下水道（汚水）事業単独
・公共下水道（特環）事業単独
・公共下水道（汚水）事業補助
・公共下水道（特環）事業補助
・公共下水道普及促進事業

■達成度を測る指標

下水道人口普及率

現状値		目標値
47.7% (H30)	↗	50.4% (R6)

基本方針 2

公共下水道の処理区域外では，合併浄化槽への設置・転換を支援します。漁業集落排水事業と農業集落排水事業は整備済であるため，適正な維持管理を推進します。

■主な事業

・漁業集落排水事業
・農業集落排水事業
・小型合併浄化槽設置費補助事業

■達成度を測る指標

公共下水道処理区域外の汚水処理人口普及率

現状値		目標値
29.6% (H30)	↗	31.1% (R6)

■主な部門別計画

●三原市公共下水道事業基本計画（平成22年12月計画変更，計画期間：平成23年度～令和12年度）
●三原地域循環型社会形成推進地域計画（第2期）（平成26年3月策定，計画期間：平成26年度～令和2年度）
●三原市下水道事業経営戦略（平成28年12月策定）
●三原市汚水処理施設整備計画（平成30年3月策定，中期目標：令和3年度～令和８年度，長期目標：令和13年度～ 18年度）

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-4　生活基盤

施策5-4-5　快適・安全な住まいづくり

施策がめざす三原市の姿

地域の安全が保たれ，安心して快適に暮らせる住まいが形成されている。

現状と課題

- 平成26（2014）年11月に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」や市内の空き家の実態調査等を踏まえ，「三原市空家等対策計画」を策定し，空き家に対する取組を総合的に推進してきました。
- 適正に管理されていない空き家が増加し，市民生活に影響を及ぼしており，適正な管理又は除却を促進することが必要です。
- 空き家活用による地域の活性化を図るため，空き家利用者のニーズに応じた多様な空き家活用を促進する必要があります。
- 「公共施設等総合管理計画」を踏まえ，市営住宅長寿命化計画により，既存ストックの適正配置を進めるとともに，有効活用を推進する必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

空き家の所有者に適正な管理又は除却を促すとともに，活用可能な空き家については地域における有効な資産として活用できる仕組みづくりを進めます。

■主な事業

・空き家適正管理等促進事業
・空き家バンク[73]事業
・空き家活用促進事業

■達成度を測る指標

特定空家等の件数

現状値		目標値
65件 (H31)	↘	38件 (R6)

空き家バンク登録物件の年間成約件数

現状値		目標値
24件 (H30)	↗	33件 (R6)

基本方針 2

市営住宅は，住宅セーフティネットの役割を担いながら供給戸数を管理していくとともに，「三原市営住宅長寿命化計画」に基づき，市営住宅の計画的な建替えや維持管理等を適切に実施します。

■主な事業

・市営住宅維持補修事業
・市営住宅長寿命化事業

■達成度を測る指標

市営住宅長寿命化計画に基づく事業の進捗率（解体を除く）

現状値		目標値
12.0%（H30）	→	62.7%（R6）

■主な部門別計画

●三原市住宅マスタープラン（平成24年6月策定，計画期間：平成24年度～令和3年度）
●三原市営住宅長寿命化計画（平成27年3月策定，計画期間：平成27年度～令和11年度）
●三原市空家等対策計画（平成29年9月策定，計画期間：平成29年度～令和6年度）

市営住宅長寿命化事業実施後（上）

（下）市営住宅長寿命化事業実施前

改修前

学生向けシェアハウス　　改修後

基本目標 5

安心して快適・安全に住み続けられるまち

政策5-4　生活基盤

施策5-4-6　持続可能な地域公共交通網の形成

施策がめざす三原市の姿

生活に必要な交通手段が確保され，利用しやすい環境が整っている。

現状と課題

- 「三原市地域公共交通網形成計画」に基づき，市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた取組を進めています。
- 路線バスは運転手の不足や高齢化が深刻となっており，今後もバス交通を維持するためには効率的・効果的な運行が必要です。
- 市内６地域では実情に即したコミュニティ交通[74]が運行していますが，さらに地域住民が主体となったコミュニティ交通を拡げ，地域住民の移動利便性の向上を図る必要があります。
- 定期航路は島民等の生活に必要不可欠な交通手段であり，航路維持対策が必要です。
- 地域公共交通の維持・活性化は，交通分野の課題解決にとどまらず，地域活性化のために必要不可欠な社会インフラであり，新たな技術の導入検討など，将来に向けたまちづくりと連携した取組が必要です。

路線バス

コミュニティ交通

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

「三原市地域公共交通網形成計画」に基づき，市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の維持や充実を図り，バス路線による生活拠点相互の連絡や主要公共施設等相互の連絡，コミュニティ交通による各地域の生活拠点と周辺地区の連絡強化を図ります。

■主な事業

・生活交通バス路線運行事業
・コミュニティ交通推進事業

■達成度を測る指標

自動車を利用しない市民の日常移動に対する満足度

現状値		目標値
(満足割合) 40.7%	→	(満足割合) 現状値を維持
(不満割合) 29.3% (H31)	→	(不満割合) 減少 (R6)

路線バス・地域コミュニティ交通の利用者数

現状値		目標値
1,229,554人 (H30)	→	現状値を維持 (R6)

地域コミュニティ交通利用者一人当たりの事業費

現状値		目標値
1,761円/人 (H30)	→	減少 (R6)

基本方針 2

定期航路の維持・確保に向けて国や県と連携して取り組むとともに，島民や航路事業者との協働により利便性の向上や利用促進を図ります。

■主な事業

・生活航路運航事業

■達成度を測る指標

利用者による市内航路の満足度

現状値		目標値
(満足割合) 38.5%	→	(満足割合) 現状値を維持
(不満割合) 38.5% (H31)	→	(不満割合) 減少 (R6)

■主な部門別計画

●第２期三原市地域公共交通網形成計画（令和２年３月策定，計画期間：令和２年度～６年度）

定期航路（フェリー）

計画の実現に向けて

政策6-1　効果的・効率的な行財政運営

施策6-1-1　行財政改革の推進

施策がめざす三原市の姿

質の高い行政サービスが低コストで提供され，まちづくりの施策が効果的に実施されている。

現状と課題

●人口減少や少子高齢化の進行などの社会経済情勢により，市財政状況の悪化が懸念されます。

●歳入面では，普通交付税の合併算定替の終了や生産年齢人口の減などにより，一般財源収入の増加に向けては厳しさが増し，一方歳出面では，社会保障関連経費や公共施設等の老朽化に対応する経費が増加しています。

●災害復旧・復興財源確保の課題や財政的に有利な地方債[77]制度の終了により，投資的経費を抑制する必要があります。

●事業レビューや行政評価制度[75]などを，既存事業の見直しや新規事業着手の判断に活用し，効果的で効率的な事業実施の推進に取り組む必要があります。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

効果的・効率的な行財政運営をめざして，事務事業の選択と集中による歳出の削減やあらゆる方法による歳入の確保に努めるとともに，事業を担う人材の育成等を積極的に取り組みます。

■主な事業

・事業レビュー実施事業
・指定管理者制度[76]の推進
・人事評価制度の活用
・市有財産販売推進事業

■達成度を測る指標

三原市行財政改革実施計画に基づく行財政改革の進捗度（順調以上で推移している取組項目）

現状値		目標値
32項目/50項目 (H31)	↗	57項目/57項目 (R6)

基本方針 2

「財政運営方針」に基づき，財政健全化の推進を図ります。

■達成度を測る指標

建設地方債残高（億円）

現状値		目標値
431.9億円 (H30)	↘	300億円以下 (R6)

実質公債費比率[78]（%）

現状値		目標値
6.7% (H30)	↗	8.0%以下 (R6)

財政調整基金[79]残高（億円）

現状値		目標値
58.6億円 (H30)	↘	50億円以上 (R6)

経常収支比率[80]（%）

現状値		目標値
92.7% (H30)	↗	93.0%以下 (R6)

■主な部門別計画

●三原市行財政改革大綱（平成27年３月策定，計画期間：平成27年度～令和６年度）

●三原市行財政改革実施計画（令和２年３月策定，計画期間：令和２年度～６年度）

三原市事業レビュー

計画の実現に向けて

政策6-1　効果的・効率的な行財政運営

施策6-1-2　公共施設等マネジメントの推進

施策がめざす三原市の姿

公共施設等の保有総量の抑制や再配置，長寿命化に向けた取組が進められている。

現状と課題

●多くの公共施設が老朽化し，また市民ニーズも変化する中，三原市公共施設等総合管理計画や公共施設類型別実施計画に基づき，公共施設の有効活用や適正配置に取り組んできました。

●今後も，公共施設の統合や廃止などにより施設総量の適正化を図るとともに，公共として利用しなくなった施設の有効活用を図ることが必要です。

●継続していく施設は，安全・快適に利用できるように計画的な修繕とともに，ＰＦＩ／ＰＰＰ[81]などの手法等を活用し，効率的な更新や維持管理を進めることが必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

「公共施設類型別実施計画」に基づき，建物床面積の削減や空き施設等の有効活用とともに，継続する施設は安全かつ快適に利用できる状態を保つことで，長期間の使用をめざします。

■主な事業

・ペアシティ三原西館再編事業
・公共施設マネジメント[82]推進事業（公共施設類型別実施計画・長寿命化計画の進捗管理）

■達成度を測る指標

公共施設の総延床面積削減率
（対Ｈ26年度比）

現状値		目標値
0.6%（H30）	↗	5.3%（R6）

公共施設の廃止施設数
（対Ｈ26年度比）

現状値		目標値
27施設（H30）	↗	38施設（R6）

■主な部門別計画

●三原市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定，計画期間：平成27年度～令和26年度）

●三原市公共施設類型別実施計画（平成30年７月策定，計画期間：平成27年度～令和6年度）

ペアシティ三原西館再編事業（児童館イメージ）

ペアシティ三原西館再編事業（市民大学イメージ）

計画の実現に向けて

政策6-2　透明性の高い行政運営と情報発信

施策6-2-1　戦略的・効果的な情報発信

施策がめざす三原市の姿

市政情報等が市民に適切に届いており，市民が地域への理解・愛着・誇りを持つとともに，市外の人々から「行きたい」「住みたい」まちとして認知されている。

現状と課題

●本市の活力づくりに向けては，地域の魅力を市内外に効果的に訴求することで，人・モノ・資金・情報などの資源を獲得し，それらを地域内で活用することが必要です。そのためには，住民や企業，市外の様々な主体に「選ばれる地域」となることが必要となります。

●行政サービスに関する情報や政策や計画などの情報を適切に提供すること，地域の持つ多様な資源や魅力を市民に広く知らせることで，行政に対する満足度と地域への理解や愛着，誇り（シビックプライド）を高め協働の機運を醸成することが必要です。

●交流・関係・移住・定住人口の増加に向け，シビックプライド・スタッフプライドの醸成を図り，戦略的・効果的にまちを売り込むことにより，市の認知度を向上させることが必要です。

広報みはら

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

広報誌や市ホームページ等を通じて，市民に行政サービスに関する情報を提供するとともに，パブリックコメント[83]等を通じて，政策形成段階における市民意見の反映を図る取組を推進します。また，コミュニティＦＭ局等の活用により，地域の持つ様々な資源や魅力を地域内外に広く伝える取組を推進します。

■主な事業

・広報事業
・コミュニティ FM活用事業

■達成度を測る指標

市政やイベントなどの情報が市からの広報などで分かりやすく提供されていると感じる市民の割合

現状値		目標値
16.5% (H30)	↗	上昇 (R6)

市民の市に対する愛着・誇り

現状値		目標値
57.6% (H30)	↗	75% (R6)

基本方針 2

地域の魅力を発掘，創造し，市民や地域団体と協働の情報発信を推進するとともに，交流・関係・移住・定住人口の増加に向け，関係施策と連動したプロモーションの企画･実施により「行きたい」「住みたい」まちとしての認知向上を図ります。

■主な事業

・シティプロモーション[84]推進事業
・ふるさと情報発信事業推進協議会補助事業

■達成度を測る指標

都市認知度
(地域ブランド調査【民間調査】ランキング推移)

現状値		目標値
553位 (H31)	↗	上昇 (R6)

情報接触度
(地域ブランド調査【民間調査】ランキング推移)

現状値		目標値
601位 (H31)	↗	上昇 (R6)

市に移住定住相談を行った人のうち，市のシティプロモーションを見て関心を持った人の割合

現状値		目標値
－ (H31)	↗	上昇 (R6)

計画の実現に向けて

政策6-3　地方分権型社会に対応した行政経営

施策6-3-1　地域の自主性・自立性を高める取組の推進

施策がめざす三原市の姿

広域連携や事務・権限移譲，新たな事業手法の構築等，多様な行政経営手法を活用し，本市の自主性・自立性が高まっている。

現状と課題

●人口減少，少子高齢化，国際化，情報化の進展など，広範囲な行政課題に対応する必要があります。このため，広域連携や地方分権改革，地方創生などに取り組み，自主性・自立性を高め課題解決を図る力を高めることが求められています。

●広域連携については，本市経済の活性化，市民サービスの向上に向けた，連携中枢都市圏[85]における連携を推進することが必要です。

●地方分権改革については，制度改正が図られた内容を積極的に活用することにより，課題解決や市民サービス向上につなげていくことが必要です。

●人口の減少傾向抑制に向けて，まちの活力を高める地方創生の取組とともに，市民が安心して住み続けられるために必要な都市機能や，生活機能の維持・確保につなげる取組が必要です。

基本方針・達成度を測る指標・主な事業

基本方針 1

連携中枢都市や他都市との広域連携を推進し，圏域における人口流出抑止や，人の流れの創出を図るため，圏域経済の維持・活性化につながる効果的な事業を連携して実施します。

■主な事業

・広島広域都市圏協議会事業
・備後地域連携協議会事業
・三原市世羅町広域交流連携事業

■達成度を測る指標

広島広域都市圏域内人口

現状値		目標値
231.4万人 (H30)	↘	224.9万人 (R6)

備後圏域内人口

現状値		目標値
85.7万人 (H27)	↘	81.8万人 (R7)

基本方針 2

本市の実情に応じた，これまでの地方分権改革による制度の活用や，新たな規制緩和等の国への働きかけなどにより，地域課題の解決を図っていきます。

■主な取組

・地方分権改革に関する国への提案制度の活用
・義務付け・枠付けの見直しに関する市独自の基準設定の検討

基本方針 3

人口減少対策については，市として重点的に取り組むべき課題への対策を講じるとともに，ターゲットに応じた取組を重点的に推進することにより，人口の減少傾向を抑制し，まちの活力の維持・向上を図ります。

■方針に基づく計画

・第２期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略
※上記の中で，達成度を測る指標や主な事業を掲載しています。

基本方針 4

定住自立圏構想[86]の制度活用により，市域内での役割分担のもと，「定住」のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに，「自立」のための経済基盤の確立や地域への愛着醸成などにより，市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

■方針に基づく計画

・三原市定住自立圏形成方針・共生ビジョン
※上記の中で，達成度を測る指標や主な事業を掲載しています。

■主な部門別計画

●広島広域都市圏発展ビジョン（平成28年３月策定，計画期間：平成28度年～令和２年度）
●第２期びんご圏域ビジョン（令和２年３月策定，計画期間：令和２年度～６年度）
●第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年３月策定，計画期間：令和２年度～６年度）
●三原市定住自立圏共生ビジョン（令和２年３月策定，計画期間：令和２年度～６年度）

資料編

第1部

三原市長期総合計画基本構想（平成27（2015）年3月策定）

第１章　序論

第１節　策定の趣旨

三原市は，平成17（2005）年3月22日，旧三原市・本郷町・久井町・大和町の1市3町の新設合併により誕生し，平成26（2014）年におけるまちの姿を第1次三原市長期総合計画にまとめ，『海・山・空夢ひらくまち』のまちづくりの理念のもと，地域の均衡ある発展と，新市としての一体感の醸成に向け，さまざまな施策・事業に取り組んできました。

我が国は，人口減少・少子高齢化，経済のグローバル化など，社会構造が大きく転換する時代を迎えており，三原市を取り巻く環境は，新市誕生時の予想を上回るスピードで変化し，それに伴う市民ニーズの多様化，地域の課題が刻々と顕在化しています。三原市の実情や特性を踏まえたうえで，ヒトもモノも多様に変化する時代に対応するまちづくりを，市民とともに進めていく必要があります。

このため，将来のまちの姿を明らかにし，市民と市が協働しオール三原で実現をめざして取り組むまちづくりの指針として，この計画を策定します。

第２節　計画の構成及び期間

三原市長期総合計画は，基本構想及び基本計画で構成します。

（1）基本構想

基本構想は，三原市のまちづくりの最高理念であり，市の将来像及び基本目標を示すものです。計画期間は，平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間とします。

（2）みはら元気創造プラン（基本計画）

みはら元気創造プラン（基本計画）は，基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものです。計画期間は，前期と後期に分け，前期計画は平成27（2015）年度から平成31（2019）年度まで，後期計画は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの各5年間とします。

第３節　策定の背景

（1）これまでのまちづくりの総括

三原市は，平成17（2005）年に第1次三原市長期総合計画を策定し，1市3町それぞれの歴史・文化，豊かな自然，恵まれた交通条件を活かし，すべての人がいきいきと幸せに暮らせるまちの実現をめざして，「一人ひとりが輝くまち」「幸せを実感できるまち」「活力を生み出すまち」の3要素で構成するまちづくりの理念『海・山・空夢ひらくまち』のキャッチフレーズのもと，その実現に向けた取組を推進してきました。

ここでは，分野別に設定した6つの施策大綱に沿って，これまでのまちづくりの総括を行い

ます。今後は，残された課題について引き続き必要な対応を行うとともに，施策の選択と集中により，これからの10年間の新しい将来像の実現につながる取組に注力することが求められます。

①「人がふれあい，ともに参画するまち」の総括

人権教育・啓発の取組，男女共同参画推進条例の制定，市民協働のまちづくり推進計画などの施策方針や計画などの整備が進み，それに基づく施策を展開してきました。

市民意見では，地域のつながりの低下や活動を支える担い手不足，連携不足などへの対応が期待されています。

今後は，地域コミュニティの再構築や，市政に主体的に参画する人材の育成が重要であり，その前提となるさまざまな施策や計画等をわかりやすく市民に発信し，情報の共有に引き続き取り組む必要があります。

②「人を育む教育・文化のまち」の総括

学校耐震化，芸術文化センターなどの教育・文化関連施設，スポーツ関連施設のハード整備が進む一方，「三原教育の日」や「金のルール[87]」の制定等で学校教育が成果を上げ，地域ぐるみの青少年健全育成や生涯学習・スポーツ等のソフトを充実させてきました。

市民意見では，学校教育の充実とともに，地域の歴史，文化を学ぶことにより，まちへの誇りの醸成などへの対応が期待されています。

今後は，少子高齢化による利用ニーズの変化に的確に対応していくことが重要であり，ハード面では，各施設の更新・改修等の整備計画を策定し，適正配置を進めるとともに，ソフト面では，教育・学習活動の更なる充実と，地域をはじめ市民ニーズに合致するようサービス内容を的確に見直すことが必要です。また，民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進など多様な文化芸術活動の担い手を育成するとともに，文化財保護では，周辺環境も含めた保存・活用が必要です。

③「健やかに暮らせる安らぎのまち」の総括

子ども子育て支援や高齢者支援，医療施設等のハード整備を実施するとともに，ソフト面では女性のがん診自己負担の無料化や乳幼等医療費助成事業など独自の取組を推進してきました。

市民意見では.子ども子育て支援が高く評されている一方で，高齢化社会における安心と地域で暮らせる環境整備などへの対応が期待されています。

今後は，少子高齢化の進行に伴う福祉制度の見直しや，生活スタイルの多化に的確に対応していくことが重要です。子どもの頃からの適切な生活習慣の確立や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[88]）の実現など，子どもの健やかな育ちを支える総合的な子ども・子育て支援を確立し，多様な教育・保育ニーズの変化に対応した施設配置を進めることが必要です。また，健康づくりや介護予防など生涯を通じた総合的仕組みの構築，高齢化社会を支える地域における包括的な見守り，生活支援，介護や医療体制の充実を図ることが必要です。

④「自然と共生する快適で安全なまち」の総括

上下水道，公園などの都市・生活基盤整備や，市民との協働による環境保全やごみ減量化を進めるとともに，東日本大震災を教訓に災害に強いまちづくりの推進を図ってきました。

市民意見では，豊かな自然環境を有し，災害のない地域であることが住みやすさ，まちの

強みのひとつとして認識されています。今後は，引き続き，生活基盤や防災体制の整備を図るとともに，快適で安全なまちの実現のため，市，事業者及び市民による一体的な取組が極めて重要です。環境保全，景の保全形成，地域防災力の向上に関する市民の主体的な活動を積極的に支援するとともに，人口減少社会にした土地利用と居住環境，上下水道の整備を引き続き計画的に推進する必要があります。また，過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えるため，計画的な更新や長寿命化を進める必要があります。

⑤「活力のある産業のまち」の総括

商工業では，企業誘致を進めるとともに，立地企業や既存企業への支援を実施してきましたが，依然として厳しい経済情勢が続いています。農林水産業では，農業基盤整備を進めるとともに，担い手育成，園芸作物の推進による経営の高度化，鳥獣被害対策などに取り組んできました。

市民意見では，中心市街地活性化，産業構造の多様化など，まちの活力回復に向けた取組が期待されています。

今後は，商工業では，雇用創出のための施策を進めていくことが重要であり，既存企業への支援，起業の支援，企業誘致のための制度設計・用地整備に取り組むとともに，中心市街地活性化などのまちの活力につながる取組を引き続き行う必要があります。農林水産業では，集落法人等の担い手の育成・確保による基盤整備済農地の活用や，園芸作物の産地化と地産地消の推進，日本型直接支払や鳥獣被害対策による農地の保全を図る必要があります。

⑥「交通・情報・観光基盤の充実した交流のまち」の総括

三原バイパスをはじめとする道路網や情報基盤の整備は着実に進み，道の駅「みはら神明の里」の完成により観光客数も増加傾向にあります。また，観光協会の機能強化を図るなど，観光のまちづくりに向けた取組が進んでいます。

市民意見では，基盤整備の分野は高い評価を得ており，交通結節拠点としての強みを活かした観光振興が求められている一方で，地域公共交通の維持などが不安視されています。

今後は，交通結節拠点性を活かしたまちづくりを推進するためにも，引き続き木原道路などの主要な幹線道路の整備を進めるとともに，観光資源へのアクセスや，より一層の情報発信，誘客体制の整備が必要です。また，市内全域に整備された光ケーブル網の有効活用を進めるとともに，公共交通の面では，市民ニーズに対応した地域公共交通体系を構築する必要があります。

(2) 地域特性

三原市の歴史的，地理的特性は次のとおりです。三原市が持つ地域資源の魅力や可能性を再認識するとともに，今後は，それらを活かし，時代の変化に対応した新たなまちの強みを創出することが求められます。

①歴史的特性

三原市は，古くから近畿と九州を結ぶ交通の要衝として発展するとともに，平安時代には，本郷地域では楽音寺，久井地域では杭の牛市など，今に残る歴史資源が創設されました。

鎌倉時代から戦国時代にかけては，小早川氏が台頭し，小早川氏ゆかりの佛通寺，棲真寺が創建されたほか，椋梨（堀）城・高山城・新高山城や「浮城」の異名を持つ三原城が築城されました。江戸時代には，広島藩の領地となり，三原地域が城下町として繁栄したほか，

新田開発や技術向上により農業が発達しました。明治時代以降は，繊維・機械産業等の大手企業の工場立地により三原地域が近代工業都市として発展したほか，本郷・久井・大和地域は米作地域としての役割を果たしてきました。

そして，平成17（2005）年3月，1市3町が新設合併し，三原市は，さまざまな歴史，多くの地域資源を持つまちとして誕生しました。

②地理的特性

【位置】

三原市は，広島県の中央東部，福山市を中心とした備後圏域の西端，広島市を中心とした広域都市圏の東端に位置し，県内2大都市圏のいずれにも属し，2つをつなぐ位置にあります。面積は約471km2で，広島県の5.6％を占めています。

また，中国･四国地方のほぼ中心に位置するとともに，広島空港をはじめ，JR山陽新幹線･山陽本線，三原港，山陽自動車道など主要交通が整う広域交通網の結節拠点でもあり，県内外の各地域と連携する上で恵まれた地理的特性があります。

こうした地理的特性を背景に，大手企業の工場を中心とした産業集積地として発展してきたほか，近年は，三原西部工業団地や広島臨空産業団地など，広島空港や山陽自動車道付近の産業団地への企業進出が相次いでいます。

【風土】

三原市は，市域の南部から北部にかけて，瀬戸内海から山地・丘陵へと移り変わる自然の多様性を有し，市内には，瀬戸内海国立公園，佛通寺御調八幡宮県立自然公園や竹林寺用倉山県立自然公園，国指定の天然記念物の久井の岩海等の多くの景勝地があります。また，瀬戸内海という世界に誇れる資源をはじめ，沼田川や白竜湖等の河川・湖沼など豊かな水の恵みで育まれてきました。

気候は，温暖で多照寡雨という瀬戸内海式気候区に属し，過去に地震や台風などの自然災害が少ないことから，生活しやすく，かつ，企業活動においても，長期的な産業立地に適する地理的特性があります。また，久井・大和地域を中心とした地域では，気候・風土を活かした農林水産業が行われてきました。

(3) 社会情勢

三原市を取り巻く社会情勢は次のとおりです。かつてのまちの特長が弱まる中，今後は，社会情勢を踏まえた持続可能なまちの形成や，新たな活力を創出するため，国などの動向を機敏に捉え，時代の変化に積極的に対応していく姿勢が求められます。

①人口減少，少子高齢化

我が国の人口は，平成20（2008）年をピークに減少に転じています。今後はこの傾向は一層強まり，国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和30（2048）年には1億人を下回ることが見込まれています。加えて，未婚化や晩婚化などにより出生率が低下し少子化が進むとともに，高度経済成長を牽引してきた団塊の世代が定年退職を迎え，社会を支える立場から支えられる立場になるにつれ，社会保障給付[89]の負担が若年層に重くのしかかることが懸念されています。さらに，中山間地域においては過疎化や高齢化の進行により，さまざまな活動の担い手不足，地域公共交通の維持，買い物など生活機能の低下が深刻化し，地域での生活を維持できなくなる集落の発生が懸念されています。それらを食い止めるため

に，全国各地でさまざまな定住促進施策が進められています。

三原市では，人口は平成2（1990）年以降減少を続けており，今後も減少していくと予測されています。高齢化率は，平成22（2010）年国勢調査の時点で，広島県平均と比べて約5%高く，年少人口（15歳未満）の割合も0.4%低い状況にあり，全国平均よりも速いスピードで人口減少社会の課題が顕在化します。

②経済・産業のグローバル化

我が国の経済は，バブル崩壊後長らく低迷を続け，一時的に好転したものの，平成20（2008）年のリーマンショック[90]以降の世界経済の低迷の影響を受け，再びマイナス成長に転じました。近年，累次の経済対策や，令和2（2020）年の東京オリンピック開催決定等の影響から，一部の都市圏に明るい兆しが見られるものの，地方への波及に時間を要しており，全体では依然として低成長を続けています。

世界経済に目を向ければ，国境を越えた企業活動，投資などが活発に行われ，地球規模での経済のグローバル化が急速に進行し，製造業を中心とする国内産業の空洞化，安い輸入品による国内農業への影響は深刻であり，TPP（環太平洋連携協定）[91]やFTA（自由貿易協定）[92]等の推進により，こうした傾向はさらに加速する可能性があります。

三原市では，長く地域経済を牽引してきた製造業の衰退と生産年齢人口（15歳～65歳未満）の減少により，全体的に就業人口が減少傾向にあり，農業では新たな担い手や後継者の育成が課題になっています。医療・介護分野等のサービス業を中心に有効求人倍率が増加傾向にあるものの，雇用ニーズと就業ニーズのマッチングが課題となっています。こうした状況を踏まえると，平成22（2010）年時点の昼夜間人口比率は101.6%で，周囲から一定の吸引力を保持していると考えられるものの，この傾向が続けば，就業地としての高いポテンシャルを今後も維持していくことは厳しくなることが予測されます。

一方，グローバル化により，農産物等の国境を越えた販路拡大や，アジア諸国の経済成長を背景に，国を挙げて取り組む訪日外国人旅行者の獲得など，新たな活力を創出する機会も生まれています。広島空港の存在をはじめ地域特性を活かし，時代の変化に対応していくことが求められます。

③地域経営の視点

平成12（2000）年に地方分権一括法[93]が制定され，国から自治体への権限移譲，平成の大合併による基礎自治体の経営基盤の整備により，国と地方の役割分担が進みました。一方，少子高齢化の進行に伴い，行政経営資源は制約され，これまで以上に厳しい経営環境の到来が予想されます。

また，安全安心や環境などに対する意識は，東日本大震災の発生や，地球温暖化，局地的な異常気象の頻発など，地球規模の環境問題の深刻化とともに高まっているところです。

こうした社会情勢の急速な変化とともに行政ニーズは多様化し，行政の守備範囲が広がるにつれ，市民，企業，行政がそれぞれの役割を分担しながら，ともに公共を担う「新しい公共」の理念の定着に向けた取組が必要となっており，地域を支える人材育成が求められています。

広島県は，平成の大合併で全国をリードし，県内市町への権限移譲を進めており，自立した地域になっていく体制の整備が進んでいます。

都市間競争が進む中，三原市でも行政経営という視点や，コンパクトシティの推進など，持続可能なまちづくりに努め，選ばれる地域づくりが求められています。

(4) 市民の想い

この計画策定のために実施した市民アンケートや市民ワークショップ，団体ヒアリングなどで寄せられた，三原市のまちづくりに対する市民の想いは次のとおりです。

今後はこのような市民の想いを踏まえ，活力と安心のまちづくりを進めていく必要があります。

①活力あるまちづくりへの期待

市民アンケートによる「今後10年間で特に力を入れるべき分野」では，「中心市街地の活性化」，「企業誘致などによる雇用の場の確保」に対する回答が最も多くなっています。また，「観光振興」は，5年前，10年前の同様の調査結果と比べ，回答が増加し，市民の意識が高まっています。久井・大和地域では，基幹産業である「農林水産業の振興」に対する回答が多くなっています。

「三原市で住みにくいと感じるところ」では，「娯楽・レジャーの少なさ」に対する回答が最も多く，まちの賑わいや生活に楽しさを与える都市機能の充実などが求められています。今後10年間のまちづくりでは，何よりも第一に「活力あるまちづくり」が期待されています。

②安心して暮らせるまちづくりへの期待

市民アンケートによる「三原市で住みやすいと感じるところ」では，「自然災害に対する心配の少なさ」，「自然環境のよさ」などの回答が多く，住みやすさが評価されている一方で，「三原市で住みにくいと感じるところ」では，60歳代以上や久井･大和地域などを中心に「交通の不便さ」，「日常の買い物や飲食の不便さ」などの回答が多くなっています。また，「今後10年間で特に力を入れるべき分野」では，すべての世代を通じて回答が多かった「保育・子育て支援の充実」，60歳代以上からの回答が多かった「高齢者福祉の充実」などの意見が寄せられています。

人口減少，少子高齢化が進む中，恵まれた自然環境など地域特性を活かすとともに，地域公共交通の充実をはじめとした生活利便性の向上，さらには，福祉や子ども・子育て支援の充実など，今後も「安心して暮らせるまちづくり」が期待されています。

③まちづくりに対する取組姿勢

市民ワークショップや団体ヒアリングなどでは，活力，安心など取組の内容に対する意見に加えて，自然環境の良さや災害の少なさ，歴史・伝統など「三原市の地域特性・地域資源を活かすまちづくり」や，市内の各地域がお互いを高め合うことで市全体の魅力を向上させる「地域の独自性を磨くまちづくり」，市民が自らのため，まちのために「主体的に活動ができるまちづくり」など，まちづくりに対する取組姿勢を市も市民も見直していくことが期待されています。

(5) 三原市の主要課題

これまでのまちづくりの総括，地域特性，社会情勢，市民の想いを踏まえ，これからの10年間の三原市の主要課題を次のように整理します。

①まちづくりの課題

【仕事・活動の広がりを通じた「活力」あるまちづくり】

交通の要衝地として，また，企業城下町として発展する中で育まれた人材や技術集積といっ

たまちの特長を活かし，工業・農林水産業等の既存産業の育成・支援，企業誘致や起業支援などにより，働く場としての魅力を向上させることが必要です。

また，商業や観光，まちの賑わい創出など，さまざまなことに挑戦できる機会の創出や，福祉や防災，教育など，あらゆる分野でまちを支えるさまざまな活動が広がることを通じ，まちの活力を生み出すことが必要です。

【暮らしを支える持続可能な「安心」のあるまちづくり】

豊かな自然環境のもと，子ども・子育て支援，教育，福祉サービスをはじめとする居住環境を充実させるとともに，都市拠点性・生活拠点性を高め，各拠点を結ぶというコンパクトシティの推進により生活基盤を充実させ，すべての世代が安心かつ快適に暮らすことができる環境づくりが必要です。

また，自然災害が少ないというまちの特長を過信せず，防災対策を推進するとともに，各地域の役割分担と連携のもと，安心できる環境を継続的に維持していくことが必要です。

②まちづくりの取組姿勢の課題

【地域資源・人材の活用によるまちの「独自性」の確立】

活力・安心のまちづくりを推進するためには，施策の選択と集中により，今ある地域の資源・人材の特長を伸ばし，まちの独自性を確立することが必要です。その前提として，市と市民それぞれが積極的に学び，知る機会を求め，つながることで「独自性」を高め合い，さらに「独自性」を認め合うことを通じて，まちに誇りを持つことが必要です。

【まちづくり・地域づくりへの「主体性」の醸成】

活力・安心のまちづくりを推進するためには，まちづくりや地域づくりにおいて，市も市民も「自分がやる・変える」という強固な意志を持った「主体性」が必要です。

その前提として，情報発信やそれぞれの活動を支援する仕組みを構築し，積極的に活動できる環境を整えることが必要です。

第２章　基本構想

第１節　三原市の将来像

（1）基本理念

すべての市民が安心を感じ，いきいきと暮らせるまちづくりは，いつの時代においても欠かすことができない，基礎自治体の普遍的な使命であり，今後もまちづくりの土台です。

一方，経済のグローバル化や産業の空洞化が深刻となる中，全国平均を上回るスピードで人口減少・少子高齢化が進む三原市が，将来にわたり生き残っていくためには，これからの10年間，臆することなく挑戦を続け，活力を生み出すことが何よりも強く求められています。

三原市のまちづくりで大切にすることは「元気」です。「元気」とは，福祉や防災，教育など，市民生活を支えるハード・ソフトの両面が整った「安心」を基盤に，市や市民など一人ひとりの主体的な活動と連携を力に，これまでに培ったまちの特長を見つめ，活かし，継承するとともに，時代の変化に対応し，新しい価値の創造や起業などに次々と挑戦していく「活力」のあるまちの姿です。

瀬戸内海に面し，広島空港や山陽新幹線をはじめとした交通結節機能があり，人が行き交う大きな流れの中にある三原市は，仕掛け次第で，ヒト・モノ・カネを呼び込むことができる，大きな可能性を秘めたまちです。その可能性を信じ，市民一人ひとりの力を結集して，瀬戸内の中で光る「元気」の実現をめざして取り組むとともに，全国や世界にも目を向けながら，「元気」を発信し，人を惹きつけ，さらなる元気の創造につなげます。

こうしたまちづくりを通じて，県内外や世界から「行きたい，住みたい」と思われ，市民がまちへの誇りと愛着を持ち「住みたい」と感じ，さらには，世界や全国，市内の各地域や市民一人ひとりが，三原市をきっかけに「つながりたい」という思いが広がるような，世界へはばたく元気な三原の実現をめざします。

これらの基本理念に基づき，三原市の将来像を次のとおり定め，市民・企業・行政 等が共通の認識を持ち，その実現に取り組みます。

行きたい　住みたい　つながりたい
世界へはばたく
瀬戸内元気都市みはら

（2）三原元気戦略

元気な三原の実現に向け，一つひとつの施策・事務事業を着実に進めていく一方で，「三原が良くなった」と市民が実感できるものとするため，元気を構成する「活力」，「安心」の観点から，次のような方向に対し，積極的かつ重点的な取組を展開します。

【活力づくり】

●新たな活力の切り札となる企業誘致，既存企業の技術集積を活かす新たな産業分野の開1章拓，ベンチャー[94]・新産業の起業支援，地域の特性に応じた園芸産地の育成と水田の活用，新たな営農モデルの構築や6次産業化など，担い手の育成を柱とした農林水産業の振興など，多様な産業集積により働く場としてのまちの活力を高めます。

●生産年齢人口（15歳～ 65歳未満）が減少する中で圏域内の経済規模を維持・向上させるためには，市外から人が来て，消費し，市内でお金が回る仕組みの構築が欠かせません。瀬戸内海の多島美は世界に通用する観光資源であるとの認識のもと，観光産業を大きな柱として位置づけ，広域連携という視点を持ちながら，地域資源を磨くとともに，中世日本城郭の変遷を偲ぶ新高山城跡や三原城跡などの貴重な歴史・文化を再発見し，観光客への「おもてなし」を通じて市民一人ひとりにまちへの愛着と誇りが生まれ，国内外から人が訪れる交流の場としてのまちの活力を高めます。

●三原市の歴史・文化とのふれあい，地域における人と人とのふれあいの機会づくりにより，市民の郷土三原への誇りと愛着を醸成し，そうした環境の中で育った人材が世界の舞台で活躍し，交流を広げ，そして経験を活かして，まちづくりに貢献する未来の担い手を育むことで，まちの活力を高めます。

【安心づくり】

●将来の三原市を支える子ども一人ひとりが，個性を活かし，のびのびと，心豊かに，たくましく成長できる環境を整えるとともに，保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境・仕組みをつくることで，まちの安心を高めます。

●市民がライフステージに応じた健康を身に付け，自分の健康を実感でき，人とのつながりづくりと支えあいの仕組みを構築し，まちの安心を高めます。

●自然環境の豊かさ，災害の心配の少なさなど，三原市の住み良さの特長を伸ばすため，防災・減災対策をはじめとしたハード面の環境整備に努めるとともに，防災における共助，環境保全をはじめとした市民活動など，地域特性を活かすソフト面の仕組みをつくることで，まちの安心を高めます。

第２節　施策の大綱

元気な三原の実現に向け，分野ごとに取り組むべき施策の方向として，5つの基本目標を設定し，市や市民など多様な主体の協働による取組を推進します。

(1) 新しい三原をつくる協働のまち

元気な三原を実現するためには，基本的人権の尊重という基盤の上に，多彩な活動を通じて三原を支える「人」の力が不可欠です。

一人ひとりの力を結集し，より大きな力に変えていくことができる，新しい三原市のまちづくりの仕組みの構築をめざします。

【人権・男女共同参画】

●一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され，男女をはじめ，誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図ることができる社会づくりに取り組みます。

【元気な地域】

●人口減少や高齢化，地域のつながりの希薄化などにより，地域に関わる人々が少なくなる中にあって，改めて，市民の相互扶助，ボランティア意識の高揚を図るなど，地域コミュニティの再構築に取り組みます。

●人口の維持・増加に向け，あらゆる施策を「定住を促進する」という視点から見直すとともに，戦略的な定住施策の展開に取り組みます。

●中山間地域は，地域住民の生活の場，農林水産物の生産の場，国土保全及び環境保全の場などの多面的な機能を持つ一方で，著しい過疎化，高齢化が進行しているため，地域住民と行政が一体となり，魅力と活力にあふれる中山間地域の実現に向けて取り組みます。

【市民協働】

●市民と行政の適切な役割分担のもと，市民一人ひとりのまちづくりへの積極的な参加を促すため，情報共有や参加の仕組みづくりに取り組みます。

●市民活動や地域活動の輪が広がり，活発な活動が展開されるよう，活動の担い手のネットワーク化や団体間の連携をコーディネートする活動支援機能の充実などに取り組みます。

●大学や企業，金融機関，市など，多様な主体が連携し，地域の資源と資金を活用した地域活性化に向けた取組が展開できるよう，組織や仕組みの整備に取り組みます。

(2) 地域の文化と多様な人材を育むまち

元気な三原を実現するためには，将来を担う子どもたちがたくましく育つとともに，誰もが生涯を通じて，自由に学習や運動する機会を持ち，三原市への愛着と誇りを持つことが大切です。

学校教育環境を充実させるとともに，地域の文化，スポーツ，芸術活動などが活発になり，三原市の独自性が発揮されるまちをめざします。

【教育】

●知（確かな学力），徳（豊かな心），体（健やかな体）をバランス良く育むとともに，生き

ている喜びを体現する園児，自分を愛し，夢を語る児童，社会のために役立とうとする志を抱く生徒を育成するため，学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。

●次代を担う子どもたちが，一人ひとりの個性と可能性を伸ばしながら，社会を生き抜く力とともに，地域への愛着と誇りを持てるように，学校教育及び環境の充実を図ります。

【生涯学習，文化・スポーツ】

●市民のまちへの愛着や誇りの醸成，市外に対する三原らしさの認知につなげるために，歴史や文化に対する理解を深め，地域の文化財の保存・活用，伝統芸能の継承・伝承者の育成に取り組むとともに，新たな文化芸術の創造の支援に取り組みます。

●文化・スポーツ活動をはじめとした多様な生涯学習活動が活発に行われ，活動を通した自己実現ができる環境を整えるとともに，その活動が地域貢献や地域振興につながる取組を支援します。

(3) 多様な産業と多彩な交流による活力あるまち

元気な三原を実現するためには，市内で多様な産業活動が行われるとともに，三原市の資源を全国・世界へ発信し，「ヒト・モノ・カネ」を呼び込み，経済の維持・成長につなげていくことが大切です。

三原市は，陸・海・空の交通結節機能を有し，商工業や農林水産業など「働くまち」として発展してきたまちです。これまでに培った地域資源を活用し，多様な産業と多彩な交流を生み出す，活力あるまちをめざします。

【商工業・サービス業】

●雇用の場の確保と三原市の経済発展につなげるため，新たな企業誘致の促進とそ2章のための受け皿づくり，起業・第二創業など新たな分野を切り開く意欲的な起業家・施企業の育成，産・官・学の連携の促進などに取り組みます。

●個性的で魅力ある商業集積の形成や，既存企業の経営基盤の強化につながる支援に取り組みます。

●市内で働きたい人と人材を確保したい企業とのマッチングを行い，雇用・就業機会の拡充に努めるとともに，働きやすい職場づくりに向けた啓発に取り組みます。

【農林水産業】

●新たな国の農政に対応し，基盤整備した農地の活用を図るため，集落法人や参入企業等担い手の育成・確保を一層推進するとともに，実需者との連携による農林水産物の産地化を推進します。さらに，水稲については，主食用米に加えて新規需要米にも取り組み，水田の活用を図ります。

●農地の保全，農業用施設の維持管理・長寿命化を図るため，日本型直接支払の拡大に努めるとともに，集落ぐるみの鳥獣被害対策を推進します。また，農産物直売所を活用した地産地消及び学校給食を通じた食育を支援します。

【観光・交流】

●観光を三原市の成長を支える産業の一つに育てるため，平成29（2017）年の三原城築城450年事業を観光強化の契機とするとともに，市民協働の手法を中心に，さまざまな観光誘客事業を実施し，その検証を行った上で，継続的に観光交流人口の拡大に努めます。

●市内のさまざまな情報発信を通じ，市の魅力や催しを発信することで，市内外の人が情報に誘われ，訪れ，交流が生まれるように努めます。

【交流・連携基盤】

●市内外のヒトやモノの移動を促進し，交流や経済活動の発展につなげるため，道路や港湾施設の整備や適切な維持管理に努めるとともに，市内のほぼ全域をカバーする情報通信基盤の利活用の促進に取り組みます。

●中国・四国地方の拠点空港である広島空港が立地するまちとして，市民生活や経済活動において，空港を通じた全国・世界とのつながりや空港周辺の交流資源を身近に感じられるよう，空港を活かした交流・連携に取り組みます。

●JR三原駅や三原港周辺の中心市街地は，多くの人が行き交う交流の拠点であり，三原城跡の整備や駅前東館跡地の活用に加え，市民や民間企業などによる多彩な事業実施を促進し，拠点の活性化に取り組みます。

(4) 健やかに暮らせる人に優しいまち

元気な三原を実現するためには，子どもから高齢者まですべての世代の人が，生涯を通じて社会に参加でき，いきいきと豊かな生活を送ることが大切です。

地域で互いに思いやりをもって，ともに支え助け合うことで，誰もが安心して自立した生活を送ることができる環境づくりを推進するとともに，子どもがのびのびと育ち，子育てしやすいまちをめざします。

【子ども・子育て】

●三原市の未来をひらく子どもたちがのびのびと育つとともに，女性が安心して働けるなど，子育てが楽しいと実感できるよう，社会全体で子ども及び子育てを支える仕組みと環境づくりを推進します。

【健康・医療】

●市民一人ひとりがライフステージに応じた心と身体の健康づくりに取り組むことができるよう，関係機関との連携のもと，意識啓発と人材育成などの環境づくりに取り組みます。

●高齢化に伴う医療需要の増大など，医療を取り巻く環境が厳しくなる中，保健・医療・福祉の更なる連携を進め，市民の健康に対する意識の向上に努めます。また，医師会など関係機関との連携を強化し，地域医療・救急医療の充実に取り組みます。

【福祉・介護】

●高齢者や障害者など誰もが住みなれた地域でいつまでも自分らしい暮らしを続けることができるよう，介護予防や地域で助け支え合う仕組みづくりを推進するとともに，住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築に取り組みます。

●高齢者，障害者などが社会に参加し，生きがいのある生活を送れるよう，さまざまな活動の機会の拡充に努めます。

(5) 安心して快適・安全に住み続けられるまち

元気な三原を実現するためには，その前提として，市民が，三原市の豊かな自然の魅力を感じ，災害や犯罪などの危険が少なく，日常の生活の利便性が保たれた環境で生活できることが

大切です。
　人口減少が進む中，コンパクトシティの推進をはじめ，持続可能な生活の基盤をハード・ソフトの両面から整え，誰もが安心して快適・安全に住み続けられるまちをめざします。

【防災】
●市民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るとともに，地域の防災力を高めるため，市民の防災意識の高揚，自主防災組織の設立・活動支援に取り組みます。
●南海トラフ地震をはじめとした地震や台風，豪雨，高潮等の自然災害に対応するため，住宅・建築物の耐震化を促進するとともに，多様な防災情報伝達手段の確保など，防災体制の構築や防災施設の整備，災害時の要配慮者の支援体制の確立など，防災・減災対策の強化に取り組みます。

【生活の安全安心】
●市民が安心して安全に生活できるよう，防犯・交通安全対策に取り組むとともに，消費生活をはじめとした生活上の問題を相談できる機会を設けます。

【環境】
●豊かな自然環境は三原市の主要な資源の一つであり，これらを後世に継承していくための環境保全と活用を図るとともに，公害防止や生活環境の保全・整備を進めます。
●循環型社会実現の取組を進めるとともに，コンパクトシティの構築の理念に基づいた低炭素社会[95]づくりに向けて取り組みます。

【生活基盤】
●安心な暮らしを支える持続可能で快適な居住環境・生活基盤の形成を図るため，都市・生活基盤施設の適切な整備や維持管理に努めます。
●高齢化が進む中，地域公共交通の重要性はますます高まると考えられるため，利便性と事業の持続性のバランスに配慮したサービス提供に努めます。

第３章　計画の実現に向けて

この計画を実現するためには，厳しい経営環境の中，限られた行政経営資源を施策の重要度と優先度に応じて最適に配分・投入できる仕組みを構築することが必要です。また，基礎自治体としての三原市が，自主性と自立性を高め，経営基盤を強くするとともに，広域的な視点で相互に補完する連携が必要です。

こうした点を踏まえ，元気な三原の実現に向けた行財政運営の基盤づくりを推進します。

【効果的・効率的な行財政運営】

●限られた行政経営資源を最適に配分・投入するため，施策の実施効果を点検・評価し，効果的な改革・改善を持続的に行う仕組みの確立に取り組みます。

●新たな行財政改革の方針のもと，持続的成長が可能なまちを形成していくため，身の丈にあった行財政運営に取り組みます。

●人口減少，少子高齢化により，公共施設・インフラの利用需要が変化する中，長期的な視点から更新，統廃合，長寿命化などを計画的に実施し，財政負担の軽減，平準化とともに，最適な配置の実現に取り組みます。

【透明性の高い行政運営と情報発信】

●市政に対する理解と信頼を深めるため，情報公開の徹底等により，ガラス張りの市政実現に向けて取り組みます。

●人口が減少し地域間競争が激化する中，「三原市」というまちの認知や存在感を高めていくため，市民に加え，市外や県外，さらには海外に向けて，市政情報や三原市の魅力の戦略的な発信に取り組みます。

【地方分権型社会に対応した行政経営】

●地方分権型社会の到来に備え，基礎自治体としての自主性と自立性を高めるとともに，県の中央に位置する強みを活かし，さまざまな分野において，広域的な視点で相互に補完する連携に取り組みます。

第2部

市民の意見

第１章　市民満足度調査

第１節　目的

市の施策に対する満足度・重要度や今後の意向，就労の現状や希望，少子化対策についての考えなどを調査し，今後のまちづくりの方向性を検討する。

第２節　対象

市内に居住する16歳以上（平成30（2018）年1月1日現在）の6,156人

第３節　調査期間

平成30（2018）年10月19日～ 11月5日

第４節　回収状況

	配布数	回収数	回収率	回収構成比	三原市の人口比(H30.10)
10歳代	156	156	100.0%	8.2	4.8%
20歳代	1,400	233	16.6%	12.3	11.2%
30歳代	1,162	279	24.0%	14.8	13.0%
40歳代	1,352	353	26.1%	18.7	17.4%
50歳代	951	309	32.5%	16.3	15.4%
60 ～ 70歳代	1,135	533	47.0%	28.2	38.2%
無回答	-	28	-	1.5	-
合計	6,156	1,891	30.7%	100.0	100.0%

※前回調査：平成28(2016)年度（配布数3,000　回収数987　回収率32.9%）

■拡大集計

	H30.10.31 人口（人）	人口比 (A)	配布数	回収数 (B)	拡大集計係数 (C)	拡大係数を乗じた回収数 (D)
①三原地域	73,929	78.2%	2,804	969	5.03	4,874
②本郷地域	10,829	11.4%	1,135	319	2.24	715
③久井地域	4,325	4.6%	1,053	285	1	285
④大和地域	5,478	5.8%	1,008	291	1.24	361
高校配布	-	-	156	-	-	-
無回答	-	-	-	27	-	-
合計	94,561	100.0%	6,156	1,891	-	6,235

※実際の回収数は1,891であるが，地域別の人口比（A）に合わせるため，回収数（B）に拡大集計係数（C）を乗じた回収数（D）（合計：6,235）で分析を実施。

第５節　結果の概要

※各グラフについては，端数処理の関係上，合計が100％にならないものもある。

問1　三原市の「住みやすさ」と前回，前々回調査比較

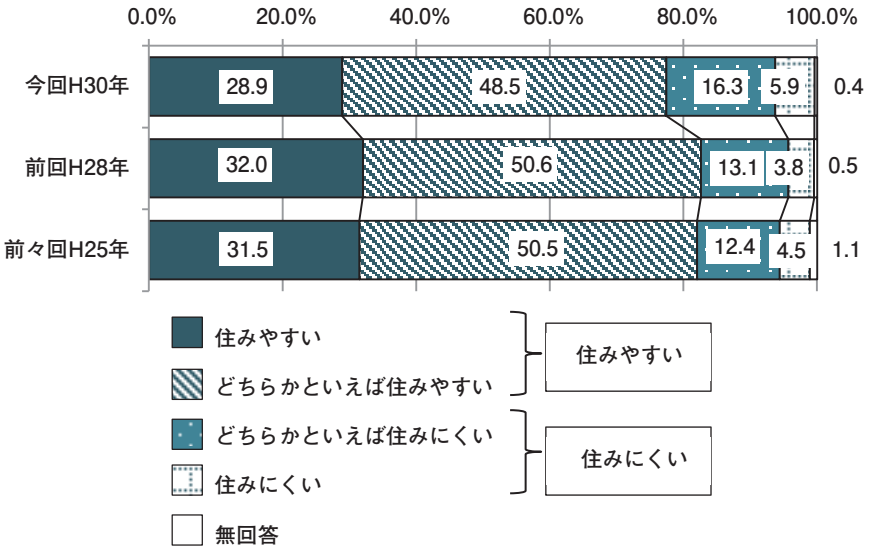

（問1　三原市の「住みやすさ」の地域別分類・前回調査比較）

	今回　H30				前回　H28			
	三原	本郷	久井	大和	三原	本郷	久井	大和
住みやすい(A)	30.8%	24.8%	22.1%	17.9%	34.9%	21.6%	23.5%	22.4%
どちらかといえば住みやすい(B)	49.1%	47.0%	44.6%	46.7%	50.3%	58.7%	45.8%	43.7%
住みやすい(A+B)	79.9%	71.8%	66.7%	64.6%	85.2%	80.3%	69.3%	66.1%
どちらかといえば住みにくい(C)	14.8%	17.2%	24.2%	28.5%	11.3%	16.8%	21.2%	23.0%
住みにくい(D)	5.1%	10.3%	8.4%	5.8%	3.3%	2.4%	8.9%	10.3%
住みにくい(C+D)	19.9%	27.5%	32.6%	34.3%	14.6%	19.2%	30.1%	33.3%

問2　住みやすさの変化と前回，前々回調査比較

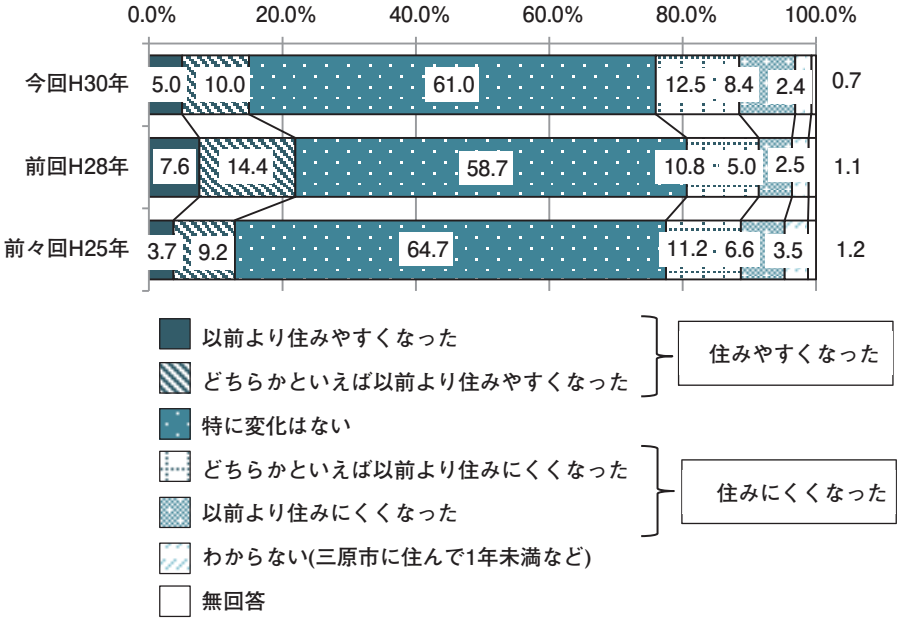

(問2　住みやすさの変化と前回，前々回調査比較)

	今回　H30				前回　H28			
	三原	本郷	久井	大和	三原	本郷	久井	大和
以前より住みやすくなった(A)	4.7%	9.4%	2.8%	1.4%	7.4%	12.6%	2.8%	5.2%
どちらかといえば以前より住みやすくなった(B)	10.0%	13.2%	7.7%	6.2%	15.7%	13.8%	8.4%	4.0%
住みやすくなった(A+B)	14.7%	22.6%	10.5%	7.6%	23.1%	26.4%	11.2%	9.2%
特に変化はない	64.3%	43.9%	55.4%	55.0%	60.6%	46.1%	55.9%	62.1%
どちらかといえば以前より住みにくくなった(C)	10.8%	16.3%	18.2%	22.3%	9.4%	13.8%	19.0%	17.2%
以前より住みにくくなった(D)	6.9%	14.4%	13.7%	12.0%	3.7%	9.6%	10.6%	8.0%
住みにくくなった(C+D)	17.7%	30.7%	31.9%	34.3%	13.1%	23.4%	29.6%	25.2%
わからない	2.5%	2.2%	2.1%	2.4%	2.6%	2.4%	2.2%	1.7%

問3　今後の三原市での居住意向と前回，前々回調査比較

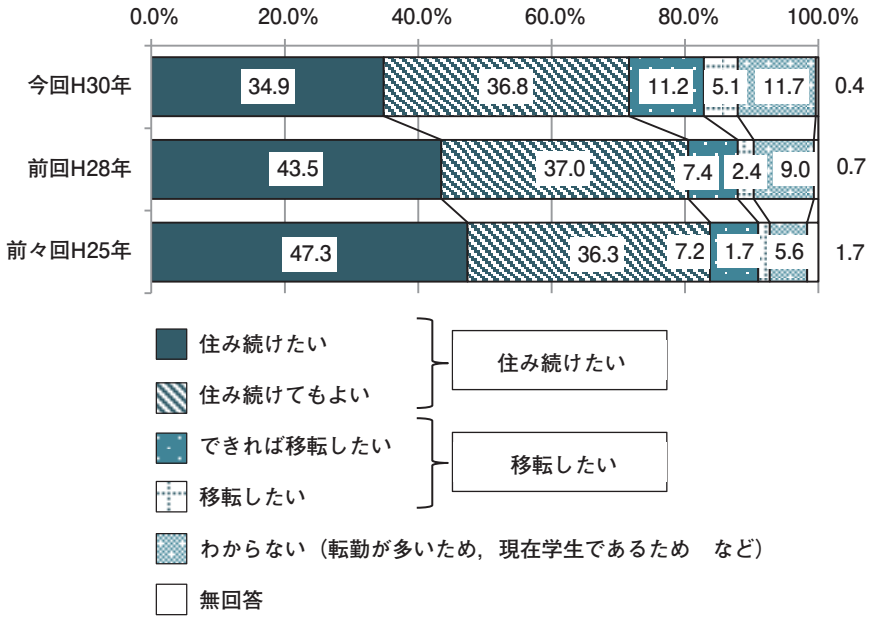

（問3　今後の三原市での居住意向の性別・年齢別分類）

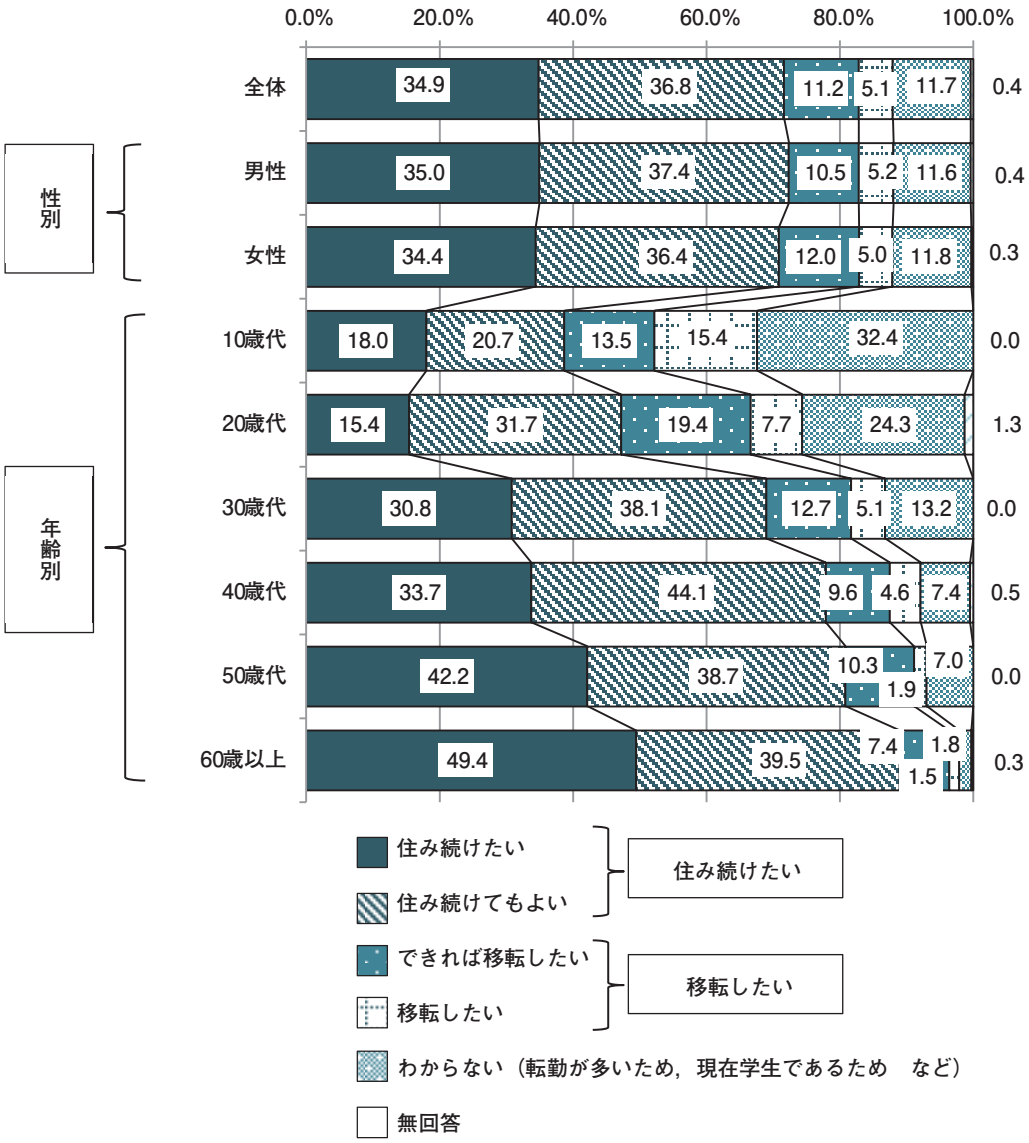

（問3　今後の三原市での居住意向の地域別分類・前回調査比較）

	今回　H30				前回　H28			
	三原	本郷	久井	大和	三原	本郷	久井	大和
住み続けたい(A)	34.5%	35.7%	37.2%	36.4%	45.1%	37.7%	38.0%	39.1%
住み続けてもよい(B)	36.7%	37.3%	40.0%	34.7%	36.8%	43.1%	36.9%	28.7%
住み続けたい(A+B)	71.2%	73.0%	77.2%	71.1%	81.9%	80.8%	74.9%	67.8%
できれば移転したい(C)	10.8%	11.9%	11.6%	14.8%	6.3%	9.6%	11.7%	14.9%
移転したい(D)	5.3%	6.0%	3.2%	2.1%	2.4%	1.8%	2.2%	3.4%
移転したい(C+D)	16.1%	17.9%	14.8%	16.9%	8.7%	11.4%	13.9%	18.3%
わからない	12.4%	8.5%	8.1%	11.3%	8.9%	7.2%	10.1%	12.6%

問3-1　移転したい理由

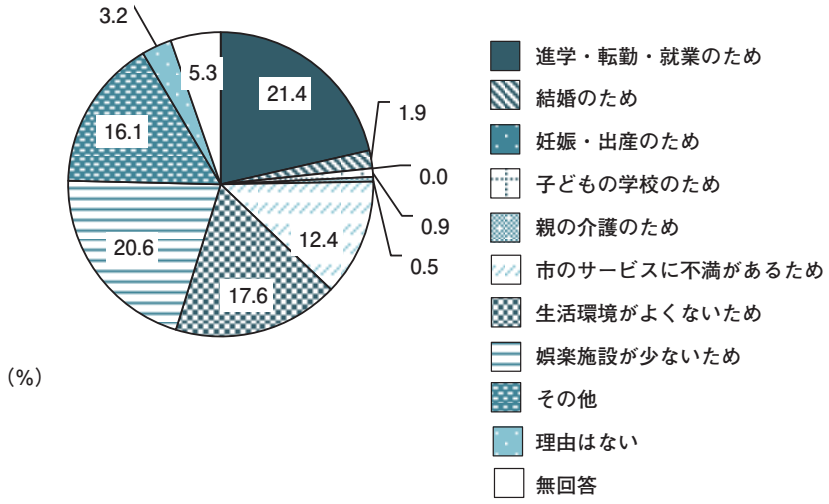

（問3-1　移転したい理由の前回調査比較）

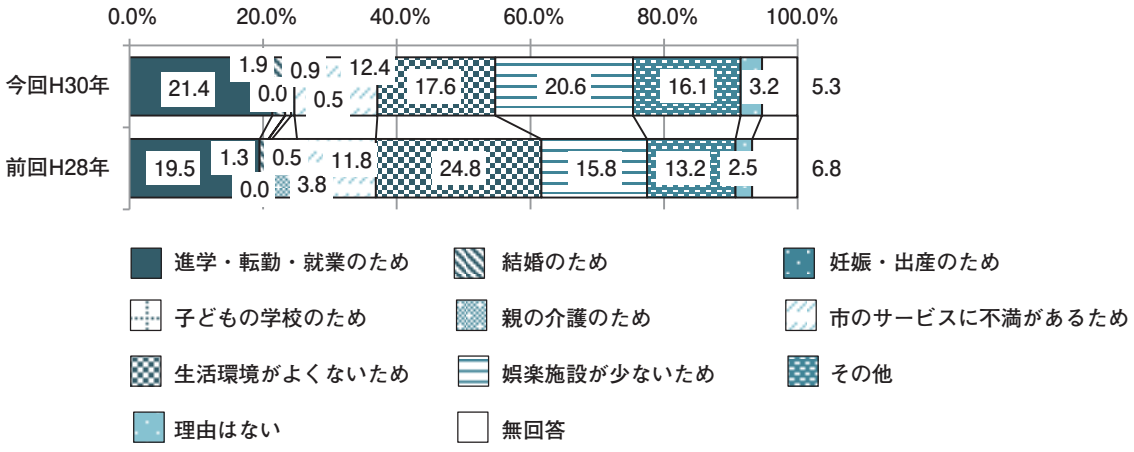

問4　①三原市で「住みやすさ」を感じるところと前回，前々回調査比較

（複数回答可）

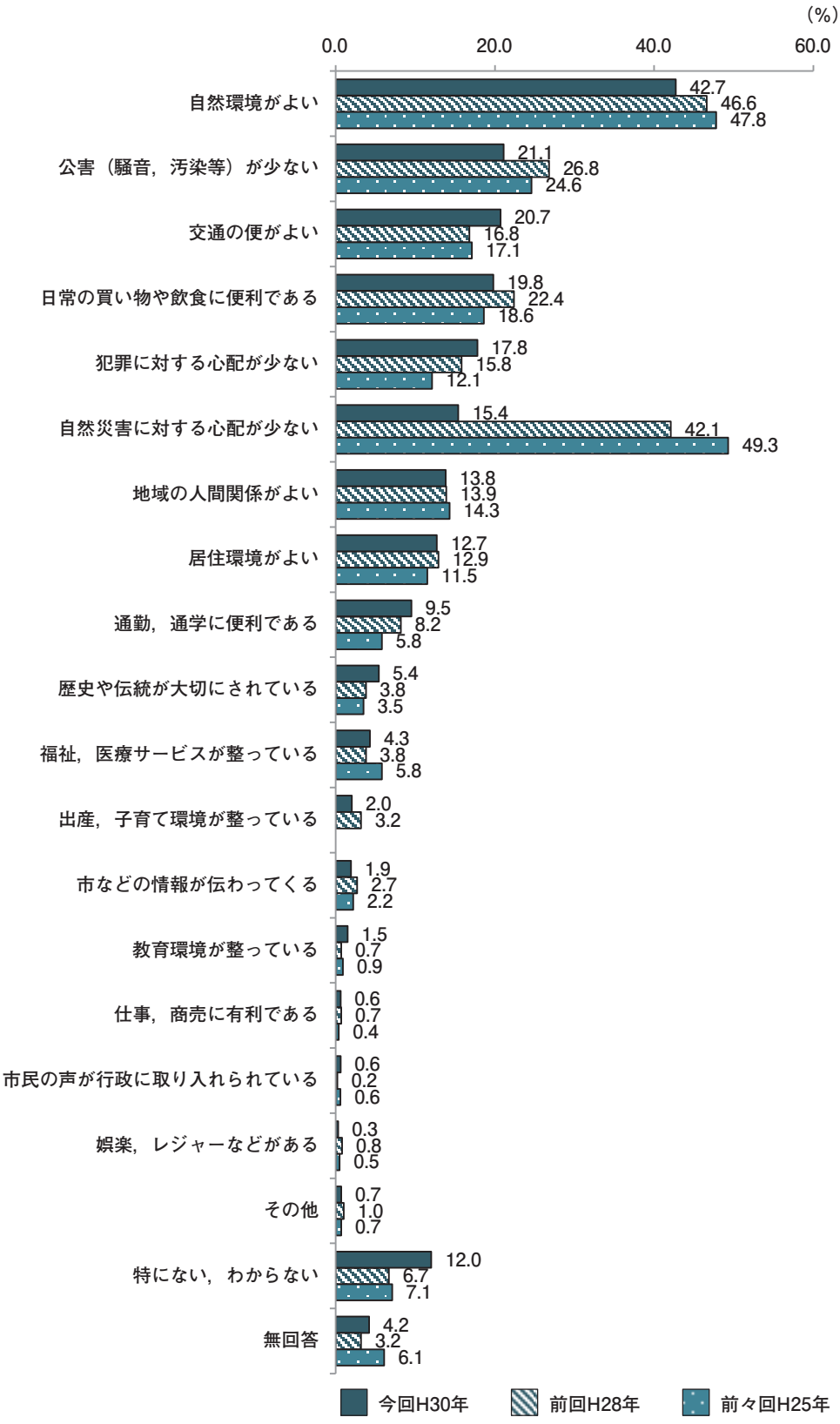

問4　②三原市で「住みにくさ」を感じるところと前回，前々回調査比較

（複数回答可）

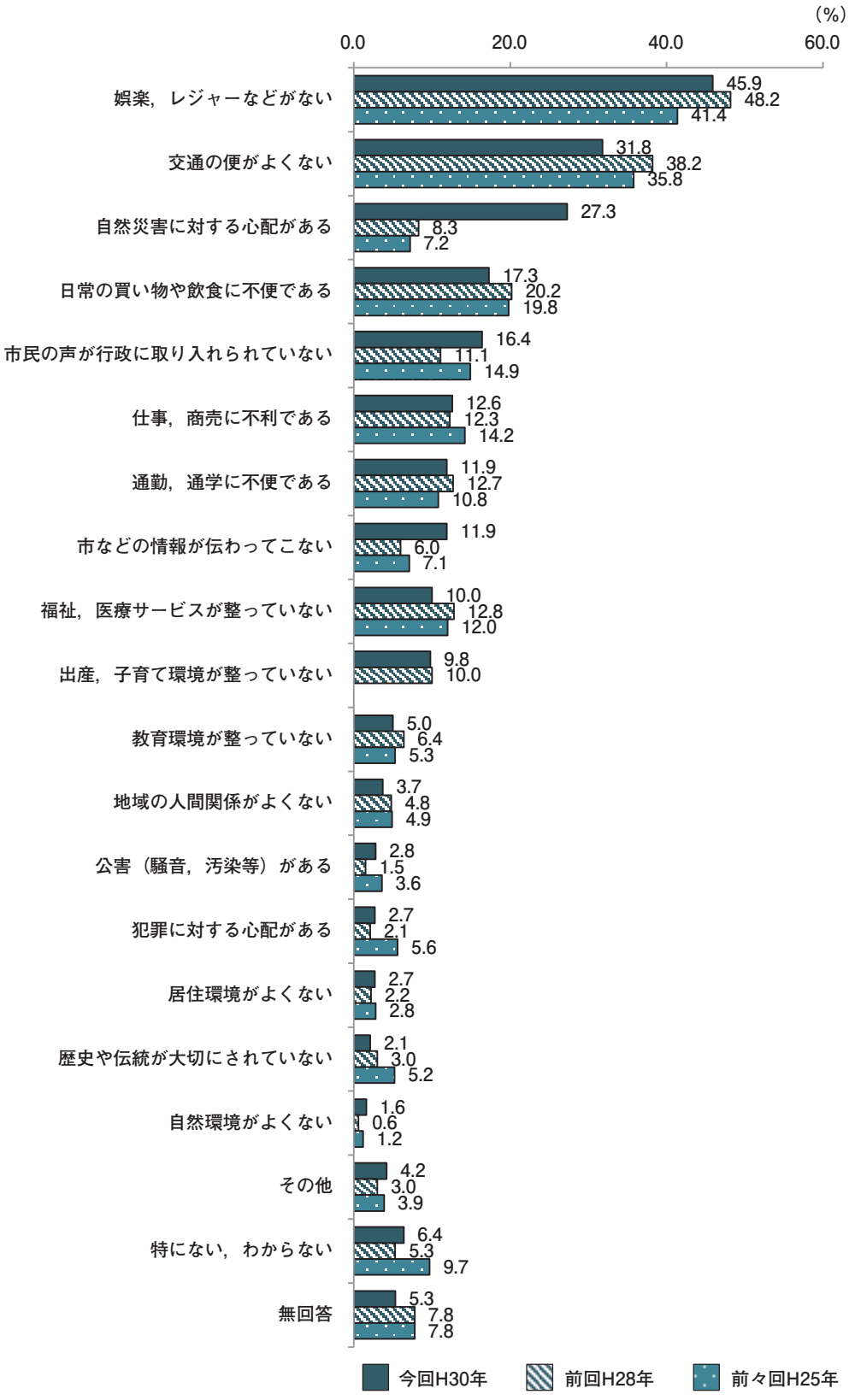

問5　今後5年間で，特に力を入れるべきであると思われる分野と前回調査比較

前回からの結果	今回（平成30(2018)年度）調査		前回（平成28(2016)年度）調査	
	順位	項目	順位	項目
↗	1位	27．防災のための施設や情報，活動体制が充実している	1位	26．中心市街地（JR三原駅を中心とした地域）に活力があり，振興が図られている
↗	2位	21．子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	2位	25．新たな企業の進出などにより，雇用の場が確保されている
↘	3位	14．新たな産業の創出などにより，雇用の場が確保されている	3位	16．子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる
↘	4位	20．中心市街地（JR三原駅を中心とした地域）に活力があり，振興が図られている	4位	17．高齢者福祉が充実し，安心して暮らすことができる
↗	5位	13．商工業・サービス業に活力があり，振興が図られている	5位	27．観光のまちづくりが行われ，観光地としての魅力の向上や"おもてなし"などが充実している
↗	6位	7．幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている	6位	37．JRやバス，航路など，生活に必要な交通手段が充実し，利用しやすい環境が整っている

（問5　今後5年間で，特に力を入れるべきであると思われる分野の年齢別分類）

全体	項目	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
1位	27．防災のための施設や情報，活動体制が充実している		1位	2位	1位	2位	3位
2位	21．子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	3位	2位	1位	6位	6位	6位
3位	14．新たな産業の創出などにより，雇用の場が確保されている			5位	2位	4位	1位
4位	20．中心市街地（JR三原駅を中心とした地域）に活力があり，振興が図られている		3位		5位	3位	4位
5位	13．商工業・サービス業に活力があり，振興が図られている			4位	3位	1位	5位
6位	7．幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている	2位	4位	3位			
7位	24．高齢者福祉が充実し，住み慣れた地域で安心して暮らすことができる					5位	2位
8位	36．JRやバス，航路など，生活に必要な交通手段が充実し，利用しやすい環境が整っている	1位			4位		
9位	16．観光地としての魅力・認知度の向上やおもてなし　などが充実している	6位	6位				
10位	18．バイパスや国道など主要な幹線道路が整備され，安全・快適に移動できる			6位			
12位	28．消防・防犯・交通安全などの生活安全対策が充実し，安心して住むことができる		5位				
15位	12．市民がスポーツ・レクリエーションを行う機会と場がある	4位					
23位	4．地域の中に，市外から移住した人を受け入れる環境がある	5位					

（問5　今後5年間で，特に力を入れるべきであると思われる分野の地域別分類）

全体	項目	三原地域	本郷地域	久井地域	大和地域
1位	27. 防災のための施設や情報，活動体制が充実している	1位	1位	5位	2位
2位	21. 子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	4位	2位	2位	4位
3位	14. 新たな産業の創出などにより，雇用の場が確保されている	2位	5位	4位	5位
4位	20. 中心市街地（JR三原駅を中心とした地域）に活力があり，振興が図られている	3位			
5位	13. 商工業・サービス業に活力があり，振興が図られている	5位		6位	6位
6位	7. 幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている		3位		3位
7位	24. 高齢者福祉が充実し，住み慣れた地域で安心して暮らすことが	6位	4位		
8位	36. JRやバス，航路など，生活に必要な交通手段が充実し，利用しやすい環境が整っている		6位	1位	1位
10位	18. バイパスや国道など主要な幹線道路が整備され，安全・快適に移動できる			3位	

■今後，特に力を入れるべきと思われる分野の経年比較■

H21		H25		
順位	項目	前回比較	順位	項目
1位	高齢者対策	↗	1位	中心市街地に活力があり，振興が図られている
2位	中心市街地活性化	↗	2位	新たな企業の進出などにより，雇用の場が確保されている
3位	子育て支援	↘	3位	高齢者福祉が充実し，安心して暮らすことができる
4位	医療体制・地域医療	↘	4位	保育環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる
5位	小・中学校教育	→	5位	幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている
6位	幹線道路（バイパス・国道等）の整備	↗	6位	観光のまちづくりが行われ，観光地としての魅力の向上や"おもてなし"などが充実している

H28			H30		
前回比較	順位	項目	前回比較	順位	項目
→	1位	中心市街地に活力があり，振興が図られている	↗	1位	防災のための施設や情報，活動体制が充実している
→	2位	新たな企業の進出などにより，雇用の場が確保されている	↗	2位	子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる
↗	3位	子育て環境や子育て支援などが充実し，安心して子どもを育てることができる	↘	3位	新たな産業の創出などにより，雇用の場が確保されている
↘	4位	高齢者福祉が充実し，安心して暮らすことができる	↘	4位	中心市街地に活力があり，振興が図られている
↗	5位	観光のまちづくりが行われ，観光地としての魅力の向上や"おもてなし"などが充実している	↗	5位	商工業・サービス業に活力があり，振興が図られている
↗	6位	ＪＲやバス，航路など，生活に必要な交通手段が充実し，利用しやすい環境が整っている	↗	6位	幼稚園，小・中学校に通う子どもたちが安全で快適な教育環境のもと，適切な教育を受けている

第２章　市民ワークショップ

第１節　目的

長期総合計画後期基本計画の策定にあたり，市の現状及び今後のまちづくりについて市民の生の声を聞くことにより，政策形成段階における市民の意見聴取に取り組み，その内容を計画策定に活かします。

また，「市政に関心をもつ・自分ごとと考える」人材を育成する機会としても位置付け，長期総合計画を推進する人材を創出します。

第２節　概要

以下に挙げるテーマごとに，5年後にめざすまちの姿に向けて，「自分ができること」「地域や市民活動団体等ができること」「行政ができること」などについて検討します。

【ワークショップの名称】

「私×まちづくり」～ 5年後に望むまちの姿～

【テーマ※】

市の大きな課題である人口減少対策について，次の3つの視点をテーマとして設定しました。

※テーマは，国の総合戦略における基本目標も踏まえて選定。

◆主テーマ：人口減少対策

◆サブテーマ

テーマ①　　地域での暮らし
内容：町内会や自治会，中山間地域など，住み慣れた地域での暮らしを維持・活性化していくために必要なことについて考えます。
テーマ②　　子ども・子育て
内容：将来のまちを担う子どもたちのためにできること，少子化対策として必要なことなどについて考えます。
テーマ③　　魅力発掘，情報発信
内容：市の魅力を発掘・創造するとともに，それらを発信することで，市の活力を高め，持続的な発展をめざすために必要なことについて考えます。

長期総合計画後期基本計画の策定にあたり，市の現状及び今後のまちづくりについて市民の生の声を聞くことにより，政策形成段階における市民の意見聴取に取り組み，その内容を計画策定に活かします。

対 象 者	無作為に抽出した市民5,000人のうち，テーマごとに参加者を募集
募集方法	往復はがきの郵送による募集
参加者数	テーマ①：地域での暮らし　　29名参加 テーマ②：子ども・子育て　　17名参加 テーマ③：魅力発掘・情報発信　　25名参加
会　　場	市役所内会議室

開催日時	テーマ①：地域での暮らし 7/4㈭　19時～ 20時30分，7/11㈭・7/21㈭　19時～ 21時 テーマ②：子ども・子育て 7/13㈯　10時～ 11時30分，7/20㈯・8/3㈯　9 時30分～ 11時30分 テーマ③：魅力発掘・情報発信 7/13㈯　14時～ 15時30分，7/20㈯・8/3㈯　14時～ 16時

第３節　参加者の属性

テーマ①：地域での暮らし

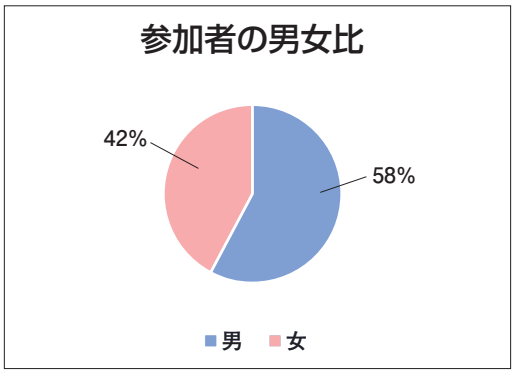

テーマ②：子ども・子育て

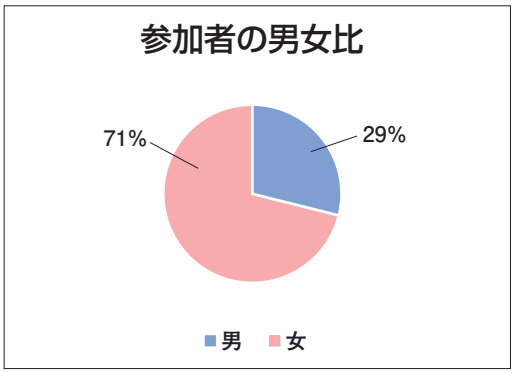

テーマ③：魅力発掘・情報発信

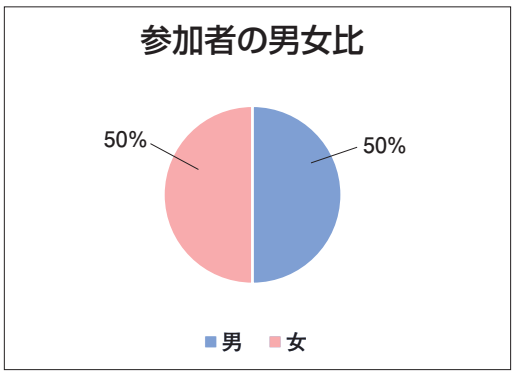

テーマ①～③

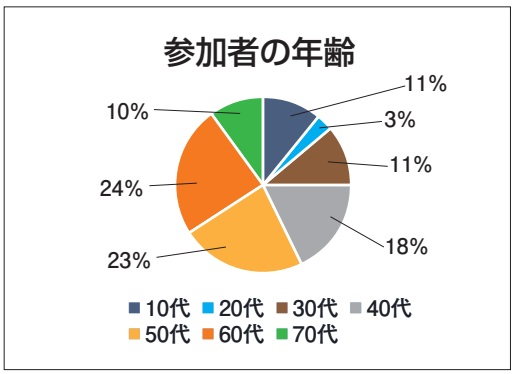

第４節　結果の概要

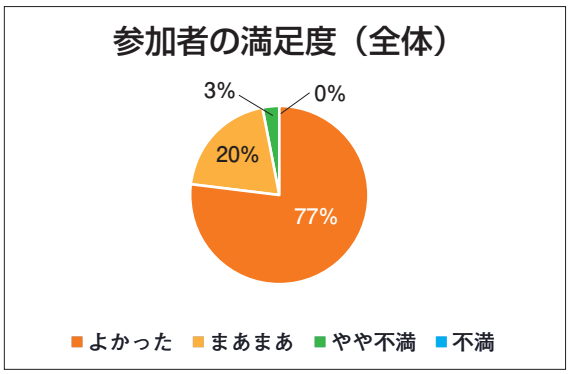

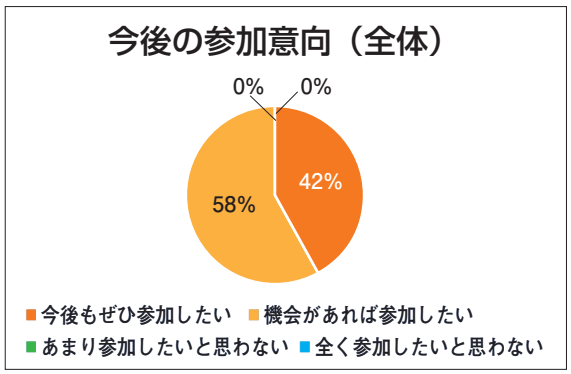

☞ ワークショップの参加前後で，市政への関心やまちづくりへの意識の変化があった者の割合　89.1%

☞ 今後，事業レビューなどの市政情報の提供を継続して希望する者の割合　90.6%

■参加者からの意見■

テーマ①　地域での暮らし

町内会や自治会，中山間地域など，住み慣れた地域での暮らしを維持・活性化していくために必要なことについて考えます。

意見のまとめ

●本テーマにおいて，市民の関心が高い分野としては，「公共交通の利便性向上」「地域活動・町内会活動の活性化」「若者流出対策」「地域資源の活用」「生活支援体制の充実」などが挙がっています。

●公共交通の利便性向上では，「市民・地域（事業者）ができること」として，公共交通を利用する生活を心がけることなどが，「行政ができること」として，路線バスの増便検討や利用料金の低廉化，スクールバスの空き時間活用などが意見として出ています。また，官民が「一体となって取り組むこと」では，地域住民のニーズにマッチした公共交通網の整備と運営が求められています。

●地域活動･町内会活動の活性化では，「市民･地域（事業者）ができること」として，人とのつながり，ご近所付き合いを大切にすることや，若者が参加しやすい仕組みづくりなどが，「行政ができること」として，活動に参加するきっかけとなるインセンティブ（ポイントなど）の付与や，公民館や集会所などを手軽に使うことができるような運用改善などが，「一体となって取り組むこと」として，町内会活動を維持するための人材と資金の確保や災害時も含めた支え合いの機運醸成などが求められています。

●若者流出対策では，官民が一体となって，若者が住み続けたいと感じるまちづくりに向けて取り組むことが必要で，若者への空き家など住居の提供や働く場として魅力ある企業業の誘致，娯楽施設の整備などが求められています。

【自由記述意見】（参加者アンケートから）

●中山間地域での課題が見えた。5年後にどのような変化があったか，このメンバーでまたワークショップをしてみたい。
●地域づくりは住民が主体となり，行政と手を組んで楽しく進めていけば良い地域になっていくような気がした。
●他の地域の方と意見交換ができ，参考になった。自分の地元での活動の参考にしたい。
●年代の違う人たちの悩みや考え方など非常に参考になった。三原市のことに興味が持てた。
●同じ思いの人たちが多いと感じた。
●将来に不安を持っている人と共有でき，話をすることができ，とても良い時間だった。
●今まで出てこなかった課題を全体で知ったり，確かめたりできるとても良い機会だった。
●通常ではふれあうことのない人と意見交換ができ，とても多くの発見と気付きがあった。
●このような会議と縁がなかったら，まちのことや暮らしのことを考えることはなかった。職場でも聞けば意見がたくさん出た。とても良い機会だった。
●前期計画の5年間に具体的に何をしてきたのかが見えず，後期5年間のことをすっきりと考えることができなかった。
●行政の市民に対する期待・要望がはっきりしない。行政の要望や今後の取組を出してほしかった。
●若者の意見を聞くべき。町内活動に参加したいと思う。
●三原市のことを考えるようになった。

テーマ②　子ども・子育て

将来のまちを担う子どもたちのためにできること，少子化対策として必要なことについて考えます。

意見のまとめ

●本テーマにおいて，市民の関心が高い分野としては，「出会い･結婚の支援」「妊娠･出産・子どもの医療体制の充実」「子育て環境基盤の保全・整備」「地域で育てる環境づくりと教育･交流の充実」「仕事と生活の両立･父親の参画充実」などが挙がっています。
●出会いから結婚･妊娠･出産･子どもの医療体制の充実では，「市民･地域（事業者）ができること」として，出会いの機会の積極的活用や，子育て支援のためにできることの実践などが，「行政ができること」としては，男女の出会いの機会の創出支援，子どもの医療費の負担軽減，産婦人科・助産院の誘致や開業支援などが求められています。
●子育て環境基盤の保全・整備では，官民が一体となって，子どもたちが豊かな体験を育むことができる自然環境の保全や子育て情報の発信や顔見知り同士での助け合いのシステム構築などの取組を進めることのほか，「行政ができること」として，公園遊具や児童館機能の充実，待機児童の解消などが求められています。

●仕事と生活の両立・父親の参画拡充では，「市民・地域（事業者）ができること」として，ワークライフバランスの実現や父親間でのネットワークづくり，「行政ができること」として，復職や起業などを希望する母親への支援や男性の育休の取得支援と促進などに加え，官民が「一体となって取り組むこと」として，子育てにかかる母親の負担軽減に向けた取組の推進や父親が子育てにわくわくする環境づくりなどが求められています。

【自由記述意見】（参加者アンケートから）

●さまざまな意見を聞き，知らないことがたくさん分かった。三原市の良いところが思いつくようになった。

●母親や両親のありがたさが分かった。三原に残りたいという気持ちが強まった。

●行政だけでなく，自分たちもがんばることで，三原をよりよくしていくことが大切。今回学んだことを知り合いにも伝えて，活かしていきたい。

●高校生の力に感動した。幅広い世代で子育て環境の意見交換ができ，行政も加わることで，垣根を越えたまちづくりへの思いが湧いた。

●「こういう三原にしたい」という共通の思いで意見交換ができたと思う。自分にできることからがんばりたい。

●高校生も将来のことを真剣に考えており，もっと若い人たちの意見を聞いてみたいと思った。

●学生や父親の参加もあり，子育てに対して，母親の負担軽減への関心を聞けて，とてもうれしく，頼もしく感じた。あたたかい気持ちになれた。

●参加者の三原への思いが強いことが感じられた。

●町全体で子育てをするという意識がとても働いた。父親の子育てへの参加促進に共感した。

テーマ③　魅力発掘・情報発信

市の魅力を発掘・創造するとともに，それらを発信することで，市の活力を高め，持続的な発展をめざすために必要なことについて考えます。

意見のまとめ

●本テーマにおいて，市民の関心が高い分野としては，「交通の利便性」「自然が豊か」という基盤のもと，「祭り，食，歴史・文化，瀬戸内海」などの本市固有の資源を活かした観光振興と「宿泊機能の充実」「情報発信の強化」が必要という意見になっています。

●「祭り，食，歴史・文化，瀬戸内海」などの活用では，「市民・地域（事業者）ができること」として，やっさ祭りへの市民参加を促すことや，三原の食の魅力の情報発信，歴史・文化を紹介するガイドとしての活動，島での民泊の実践などが，「行政ができること」としては，観光スポットで三原の食が体験できる取組や歴史・文化のテレビ番組での放映要請，瀬戸内海クルーズの誘致，サイクリングロードの整備などが求められています。

●「交通利便性を活かした観光振興」と「宿泊機能の充実」では，陸海空の交通結節地である地の利を活かすとともに，宿泊機能の強化による滞在時間の延長と観光消費額の増加に向けた取組を官民一体で取り組むことの必要性が求められています。

●「情報発信の強化」では，「市民・地域（事業者）ができること」としては，自分たちのまちに愛着をもち，それぞれができる範囲で市をアピールすることなどが，「行政ができること」としては，ひろしまブランドショップ TAUを活用した首都圏での三原の情報発信や商品販売などが意見として出ており，これへ向け官民「一体となって取り組むこと」としては，市への愛着醸成と情報発信する人材の確保・育成と実践が求められています。

【自由記述意見】（参加者アンケートから）

●自分たちのまちについて，いろいろなことを思っている人がたくさんいて，良くしていこうと考えていることを知ることができてよかった。

●気付かなかったまちの魅力を知ることができた。思っていたよりも三原市に資源があることが分かった。

●市のいろいろな素晴らしい資源を知ることができ，とても楽しかった。

●自分にはない視点からの意見が多く刺激になった。

●まちづくりに関心のある人やたくさんの知識を持っている人たちがいて，みんなの力でもっと良いまちになるように感じることができた。

●同じような考えを持っている人がたくさんいることが分かった。アイデアが実現できることに期待する。

●自分が住んでいるまちに愛着がある人はいても，その魅力を発信することがなかなか難しい。そして，それを結果にするには何年･何十年とかかると思う。だけど，一歩を踏み出すことが大切だとも思う。

●「自分」「地域」「行政」の役割分担が明確化できてよかった。

●ある程度方向性が出ているものに参加しているようで，自由度が少ないように感じた。

●もう少し具体的な議論ができたらよかった。

●三原に愛着を感じている人が多いと思った。もっと一人ひとりが意識改革をする必要があると感じた。

●三原市の職員がこんなに真面目に現状を分析し，将来を考えていることに感動した。

●行政も本気で考えていると思った。

第3部

用語集

脚注	用語	解　説
1	協働	２者以上の者が，同じ目的のために，協力して働くこと。
2	産学官連携	企業（産），高度な技術や専門知識を有する大学等（学），そして行政等（官）が連携し，地域課題の解決や新製品の開発，新事業の創出などを図ること。
3	市民協働	市民と行政が，直面する地域課題や公共的課題に力を合わせて取り組むこと。
4	グローバル化	情報通信技術の進展，交通手段の発達による移動の容易化，市場の国際的な開放等により，人・物材・情報の国際的移動が活性化して，様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに，各国が相互に依存し，他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象のこと。
5	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。
6	AI	AI（Artificial Intelligence，人工知能）の定義については研究者によっても様々な考え方があり，現在のところ明確な定義はない。 ここでは，「高度に複雑な情報システム一般」のことであり，記憶や学習，推測や判断，人間の脳ができることをコンピューターに肩代わりさせる技術のこと。
7	IoT	IoT（Internet of Things）とは，様々なモノがインターネットに接続すること。
8	６次産業化	１次産業としての農林漁業と，２次産業としての製造業，３次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り，農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。
9	メンタルヘルス	こころの健康のこと
10	減災	災害時において発生し得る被害を最小化するための取組。あらかじめ被害の発生を想定した上で，その被害を低減させようとするもの。
11	少子高齢化	出生数が減少し子どもの割合が低下することや，平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。
12	合計特殊出生率	15 ～ 49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので，その年次の年齢別出生率により，一人の女性が15 ～ 49歳を経過する間に子どもを生んだと仮定した場合の出生数のこと。
13	団塊の世代	昭和22（1947）年から昭和24（1949）年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

脚注	用語	解　説
14	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより，経済発展と社会的課題の解決を両立する，人間中心の社会（Society）。 狩猟社会（Society 1.0），農耕社会（Society 2.0），工業社会（Society 3.0），情報社会（Society 4.0）に続く，新たな社会を指すもの。
15	南海トラフ	駿河トラフに続いて遠州灘の沖合から日向灘の沖合に延びる細長い窪地のこと。その北側の斜面には幾段もの急崖が並び，底は堆積物で埋め立てられて平坦。このトラフに沿ってフィリピン海プレートが西南日本の下に沈み込むため，古来，巨大地震が繰り返し発生している。
16	南海トラフ大地震	南海トラフ沿いで発生する大規模な地震のこと。南海トラフ地震のうち，想定される最大規模の地震のことを南海トラフ大地震という。
17	特殊詐欺	振り込め詐欺と，それに類似する手口の詐欺の総称。
18	SDGs	平成27（2015）年 9 月の国連サミットで採択され，「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で，17のゴールと169のターゲットから構成され，地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
19	核家族	夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯，夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のこと。
20	PFI	Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称で，公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。
21	ベイズ推定値	当該自治体を含むより広い地域である二次医療圏※のグループの出生の状況を情報として活用し，これと各自治体固有の出生数等の観測データとを総合化して当該自治体の合計特殊出生率を推定するもの。 ※二次医療圏とは，一体の区域として病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定されたもの。
22	ワークショップ	「職場」「作業場」「工房」など，共同で何かを作る場所を意味する。まちづくりにおいては，住民や専門家，行政などの参加者が，あるテーマについて意見やアイデアを出しあいながら，合意形成していくための場を指す。
23	インフラ	インフラストラクチャーの略称で，社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・電気・情報通信施設・上下水道・ガス・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。
24	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称で，登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。
25	地域支援員	総務省の制度。地方自治体が地域の実情に詳しく，集落対策に従事する者に対して委嘱。集落点検の実施，集落のあり方に関する住民同士，住民と市町村の話し合いなどに従事する。三原市においては，集落支援員を地域支援員という名称で設置。

脚注	用語	解　説
26	地域おこし協力隊員	地方自治体が，３大都市圏をはじめとする都市地域等から都市住民を受け入れ，委嘱。隊員は，住民票を異動させ，概ね１年以上３年以下の期間で生活し，地域協力活動に従事すること。
27	関係人口	移住した「定住人口」でもなく，観光に来た「交流人口」でもない，地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。
28	ボランティア	社会をより良くしていくため，自分の技能と時間を自主的に無報酬で提供する人やその活動のこと。
29	知・徳・体	「確かな学力（知）・豊かな心（徳）・健やかな体（体）」の趣旨を縮めた言葉。
30	ニート	15～34歳の若者で，仕事に就かず，家事も通学もしていない人のこと。
31	文化財	学術的・歴史的に価値の高いもので，有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群・文化的景観の６種に分かれる。指定の有無は問わない。
32	レクリエーション	仕事・勉学などの肉体的・精神的疲労をいやし，元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また，その休養や娯楽。
33	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれの段階のこと。
34	シティセールス	都市が持つ様々な魅力を対外的に，より効果的にアピールし，多くの観光客の訪問，特産品の販売促進，また，新たな交流人口や定住者の増加，企業立地の促進等を目的に，都市の活性化を図る活動のこと。
35	有効求人倍率	公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合。有効求職者数（前々月からの求職者数とそれ以前からの雇用保険受給者の合計）で前々月からの求人数を除したもの。
36	第二創業	中小企業等の比較的規模が小さな会社の後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに業態転換や新事業・新分野に進出すること。
37	UIJターン	都会から地方移住することを指す。「Uターン」は，地方からどこか別の地域へ移り住み，その後また元の地方へ戻り住むこと。「Ｉターン」は，生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。「Jターン」地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み，その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や，中規模な都市へ戻り住むこと。
38	サテライトオフィス	所属するオフィス以外の他のオフィスや遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方
39	農地中間管理機構	人と農地の問題解決のため，農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを目的とし，県知事が指定し設置された，農地の中間的受け皿を担う法人のこと。

脚注	用語	解　説
40	集落法人	広島県独自の定義。農地の確保において，集落又は一団の農用地区域を単位に，地域の合意に基づく面的な集積を行うことで，効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人で，農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人又は人・農地プランにより地域の中心的な経営体として位置付けられ，将来的に地域の農地の相当部分を担うと認められる法人のこと。
41	振興作物	農業者の経営安定，収益性向上を図るため，本市において振興する園芸作物のこと。
42	農地集積	集落又は一団の農地の単位において，地域の合意に基づき貸借により農地を担い手へ集めること。
43	地産地消	市内で生産された農林水産物を市内で消費しようとする取組のこと。
44	耕作放棄地	「以前耕作地であったもので，過去 1 年以上作物を栽培せず，しかも，この数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地」と定義されている統計上の用語。
45	ライフサイクルコスト	農業用施設の費用を建設費，併用期間中の運転・補修等の管理費，廃棄費等の段階を合計して考えること。
46	多面的機能水田	水田は雨水を一時的に貯留し，洪水や土砂崩れを防いだり，多様な生きものを育み，また，美しい農村の風景は，私たちの心を和ませてくれるなど，生産の場以外の役割を持った水田のこと
47	DMO	Destination Management Organizationの略称で，地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として，多様な関係者と協働しながら，明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに，戦略を着実に実施するための調整機能を備えた組織のこと。
48	DMC	Destination Management Companyの略称で，DMOの役割を担う事業者のこと。
49	体験型観光	単に名所や名物を求めて巡る物見遊山的な観光ではなく，それぞれの地域が持つ資源を活かした体験交流（体験プログラムや農漁村民泊等）を通じて，自然・歴史・文化などにふれる観光のこと。
50	NZパーマストン・ノース市	パーマストンノースは，ニュージーランド北島にある都市。
51	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が，互いの文化的違いを認めあい，対等な関係を築こうとしながら，地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
52	高規格幹線道路	全国的な自動車高速道路網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道，本州四国連絡道路，一般国道の自動車専用道路などからなる。
53	地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し，地域の交流や連携を促進するなどの機能を有する道路のこと。

脚注	用語	解　説
54	ICT	Information and Communication Technology”の略称で，情報・通信に関連する技術の総称。世代や地域を超えたコンピュータの利活用や，人と人，人とモノを結ぶコミュニケーションの構築に用いるもの。
55	RPA	RPA（Robotic Process Automation）は，これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業，もしくはより高度な作業を人間に代わって実施できるルールエンジンやAI，機械学習等を含む認知技術を活用した業務を代行・代替する取り組みのこと。
56	OCR	光学式文字読取装置（Optical Character Reader）の略称のこと。文字が書かれた画像から文字等を読み取る技術のこと。
57	認定こども園	幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を併せ持ち，教育・保育を一体的に提供する施設のこと。保護者が働いている・いないに関わらず利用が可能。
58	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい人と，子育ての援助を受けたい人が会員として登録し，子育てに関する有償の相互援助活動を行い，子育ての支援を図る事業のこと。
59	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
60	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し，健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
61	周産期医療	「周産期」とは妊娠22週から生後満 7 日未満までの期間をいい，この前後の期間における母子に生じがちな突発的な事態に対応するための，産科と新生児科とを統合した医療のこと。
62	地域包括ケア	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで，可能な限り住み慣れた地域で，自分らしい暮らしを続けることができるように，医療・介護・介護予防・生活支援などの地域の包括的な支援・サービス提供を行うこと。
63	介護予防	高齢者が介護を要する状態にならないようにすること。また，すでに介護を受けている場合には，介護の状態を悪化させずに，できる限り元気でいきいきとした生活が送れるようにすること。
64	避難行動要支援者	要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち，災害が発生し，または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。
65	振り込め詐欺	加害者が被害者に対して，何らかの名目を偽り，指定口座に金を振り込ませる詐欺の総称。
66	電子商取引	コンピュータネットワーク上での電子的な情報通信によって商品やサービスを売買したり分配したりすること。
67	温室効果ガス	地球の平均気温を上昇させる温室効果をもたらす気体のことで，二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，フロンガスがある。

脚注	用語	解　説
68	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で，さまざまな環境に適応して進化し，3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり，全て直接に，間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では，生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしています。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で，さまざまな環境に適応して進化し，3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり，全て直接的・間接的に支えあって生きており，生物多様性条約では，生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。
69	循環型社会	大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり，製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え，廃棄物ゼロをめざす社会のこと。
70	ストックヤード	三原市清掃工場（三原市八坂町227）敷地内に設置している，再利用が可能な古紙や古着などを一時的に保管する施設のこと。
71	コンパクトシティ	市町村の中心部に居住地や都市機能を集積することによって，市街地の活性化や行政コストの削減を図り，住民の利便性を向上させようとする考え方のこと。
72	バリアフリー	障害者や高齢者などが，社会生活を営む上で支障となる物理的な障害や，精神的な障壁を取り除くための施策，もしくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す。
73	空き家バンク	市内に空き家を所有する人の申込みにより，物件を登録し，空き家の利用を希望する人に登録物件を紹介する制度のこと。
74	コミュニティ交通	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため，市町村等が主体的に計画し運行する交通機関のこと。
75	行政評価制度	わかりやすく透明性の高い行政運営実現をめざしまちづくりの課題や実際の仕事の結果を振り返り，次の企画と実施に反映させ，より高次な結果を追求していく総合的なマネジメントの仕組みのこと。政策体系に沿った施策や事務事業の目的や対象，意図を明確にすることを通じ，PDCA（Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（行動））の経営サイクルを機能させ，効率的・効果的な行政運営をめざすもの。
76	指定管理者（指定管理者制度）	「公の施設」（文化施設，福祉施設，スポーツ・レクリエーション施設，公園・駐輪場など，市民の福祉を増進する目的で，大勢の市民が利用するために設置された施設）の管理について，民間事業者，NPO法人，ボランティア団体なども含め，議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度。
77	地方債	地方公共団体が債券の発行を通じて行う借金により負う債務のこと。また，その発行された債券。
78	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業会計や一部事務組合などが起こした地方債の元利償還金に対する繰出金や負担金等）の標準財政規模に対する比率のこと。
79	財政調整基金	年度間の財政調整のために設置される基金のこと。

脚注	用語	解　説
80	経常収支比率	人件費，扶助費，公債費等の義務的な経費が，地方税などの経常的な歳入の合計額に占める割合のこと。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
81	PPP	Public Private Partnershipの略語で，これまで公的セクターが提供してきた公共施設整備などの公共サービスに，民間の資金・経営能力・技術的能力を取り入れることを指す。
82	公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有し，又は借り上げている全公共施設を，自治体経営の視点から総合的かつ総括的に企画，管理及び利活用する仕組みのこと。
83	パブリックコメント	公衆の意見。また，公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に，事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続きのこと。
84	シティプロモーション	地域再生，観光振興，住民協働など様々な概念が含まれ，シティプロモーションの捉え方は多々あり，その一つは，そこに住む地域住民の愛着度の形成と考えられる。その先には，地域の売り込みや自治体名の知名度の向上と捉えることも可能。
85	連携中枢都市圏	人口減少・少子高齢化社会にあっても，圏域の中心都市が近隣市町村と連携して活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する新たな広域連携の制度のこと。
86	定住自立圏構想	圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき，中心市（中心地域）において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに，近隣市町村（周辺地域）において必要な生活機能を確保し，農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど，互いに連携・協力することにより，圏域全体の活性化をめざすもの。
87	金のルール	「早寝・早起き・朝ごはん・読書・あいさつ・靴そろえ」の 6 つで子どもたちが，これからの社会をたくましく生きるための元気の素になるもの。
88	ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が，「仕事」と育児や介護，趣味や学習，休養，地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり，その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
89	社会保障給付	失業・労働災害・医療・介護・老齢などを対象として社会保険や公的扶助，社会福祉事業などにより行われる給付のこと。保険料や国・自治体などの公費でまかなわれ，生活保護のように全額公費負担のものもある。
90	リーマンショック	国際的な金融危機の引き金となった，平成20（2008）年 9 月のリーマン・ブラザーズ（アメリカ合衆国の投資銀行）の経営破綻とその後の株価暴落などのこと。
91	TPP（環太平洋連携協定）	Trans-Pacific Partnershipの略称で，モノの関税だけでなく，サービス，投資の自由化を進め，さらには知的財産，電子商取引，国有企業の規律，環境など，幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定のこと。

脚注	用語	解　説
92	FTA（自由貿易協定）	Free Trade Agreementの略称で，特定の国・地域の間で，原則10年以内に，輸出・輸入にかかる関税や輸入（輸出）許可を行う際の厳しい基準や条件などを取り払うことを決めた協定のこと。
93	地方分権一括法	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称で，地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため，国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務･権限の移譲や，地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等を行うもの。
94	ベンチャー	ベンチャー企業，ベンチャービジネスの略称で，新技術や高度な知識を軸に，大企業では実施しにくい構造的・革新的な経営を展開すること。
95	低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。脱炭素社会ともいう。二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら，経済発展を図り，人々が安心して暮らすことができる社会のこと。

SDGsの17の目標

目標１．あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標２．飢餓を終わらせ，食料安全保障及び栄養改善を実現し，持続可能な農業を促進する
目標３．あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し，福祉を促進する
目標４．すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し，生涯学習の機会を促進する
目標５．ジェンダー平等を達成し，すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標６．すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標７．すべての人々の，安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標８．包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標９．強靱（レジリエント）なインフラ構築，包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10．各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11．包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12．持続可能な生産消費形態を確保する
目標13．気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる＊
目標14．持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し，持続可能な形で利用する
目標15．陸域生態系の保護，回復，持続可能な利用の推進，持続可能な森林の経営，砂漠化への対処，ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16．持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し，すべての人々に司法へのアクセスを提供し，あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17．持続可能な開発のための実施手段を強化し，グローバル・パートナーシップを活性化する

＊国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が，気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的，政府間対話の場であると認識している。

三原市長期総合計画

令和2(2020)年3月

発行 三原市

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
TEL(0848)67-6270(直通) FAX(0848)64-7101
http://www.city.mihara.hiroshima.jp/

編集 三原市経営企画部経営企画課